

敦賀郡十二斛三斗四升

丹生郡二百五十六斛六斗三升八合

足羽郡十三斛五斗七升五合

坂井郡百卅一斛

江沼郡二百十五斛

介宅七斛七斗五升六合

掾宅六十斛七升七合

大目宅十二斛一斗七升三合

次田館二斛五斗五升

鳴館六斛四斗九升八合

阿刀館卅斛

楊梅儉仗二斛七斗四升二合

四度料百二斛

國分寺二百廿四斛六斗八升四合

天平勝寶七歲九月廿六日村部豐島

次田、鴨、阿刀郡安は史生にて、名は前紙に載す。目以上を宅といふは、家の次は宅なり、史生以下を館といふは又其次なり、屋形と訓むなるべし、後世に地方豪族の家を館ヤカと稱じたるは此遺習なり、遂に屋形を宮殿に次く美稱となすに至れり。

加賀郡司解 申年料春米事。

大豆四石五斗

小豆四石

白米二百五十石

糯米一十石

四百人糧米二百石

封戸租米七百石

藥分米百六十石一斗五升

地子米六百廿五石四斗九升

加賣田直米百卅九石、併併七百六十四石四斗九升、

公廨米一千五百五十石四斗八升黑米三百石、白米一千二百五十石四斗八升、

賣田直米一千四百二石二斗

都合米五千五十一石七斗二升之中、從坂井郡久米田、橋、智識料稻五千五百束加、

船載米三千五百七十石

依船閑不堪米載一千四百八十一石七斗二升

更解 從江沼郡來稻二万束

雜用二千四百十五束四把四分

敦賀津定米七百卅二石六斗九升、白田長官宅料、

外 安都史生料稻四千束

用四百束四把四分、 殘三千五百九十九束三把六分

得米百卅六石六斗四升

三月廿一日伊香男友(安都史生とあり、勝寶年の書なり、)

去年殘卅八石、史生丈部石大下付進上、

春米は上古の大春日家の孝昭帝に米餅搗大使主命あり、物部氏に春米宿禰あり、仁德帝春米部を置く、春米を徴したる久し、以て官吏の日糧に給す、春米租春米の兩色あり、年料春米は大炊寮に納む、田令に、春米を運ぶ正月より起り八月卅日以前に納畢るとある是なり、民部式に、年料春米を運ぶは廿二國、其米凡そ一萬七千石餘、大炊式に、祭祀法會節會及び中務宮内、官吏、大學生等の日料に給す、糯米は此外に二百石あり、勿論餅搗用なり、近國は三月に納畢り、遠國の備中備後藝豫土は八月卅日迄の期なり。前記年料租春米は十八國前記を除き、遠江後記を加ふ、是は省符の到來次第に運輸す、總て二萬石なり、是は諸省所司の日糧に給する料なるべし。是等の官物を運輸するには輸租の家より脚力を出す、即ち運夫なり、宰領人を綱領といふ、米三百石已上は國司の史生以上を差し充つ、是に未滿までは郡司及び子弟、又は殷富の百姓より差し、損失あれば法の如く公廩にて填補せしむ式なり。天平八年の官符にて、損失の五分三は綱に、二分に運夫に徴するに定まれり、勝實八歳十月より、山陽南海作紀は諸國の春米は海路にて漕送するを許さる、以前も海運したるに、是の年に分許となりたる也。又官物の出納に、諸司の人の貪婪にして巧に逗留をなすに因て、擔脚等困み競ふて逃歸るによ

り、翌十一月に勅し、彈正に巡檢せしめて戒飭されたり。大豆、小豆及び麥、梁、稷等を雜米と稱し、是も大炊寮に輸納して種々の用に供す、麥粉、三米一にて索餅を作るの類なり。地子と賣直とは佃作の收入を前納後納に別つ、口分田の租米と其實は一なり、第二章八節公廩米は公廩用の收入第三章三節なるべく、故に此三通は共に公廩の利稻には非ず。但此に例して知る、如く、出舉の利稻は例格にて配分する定まりの數あるを以て、未納の負債に非ざれば容易に免除するを得ず、まして私契の借貸を免ずるは無法なり、是も必ずこの利稻に類する出舉の宿債を免すと、知べし。

薄租の下には民に餘利あるに因て聚斂の道を開き易し、和漢に主張さるゝ仁政の弊害は此にあり、奈良朝になりて出舉利稻の増加したるも、是の由に職もつゝ、六年八月勅す、諸國司等利潤を貪求して輸租實ならず、舉税に欺くと多し、因て百姓漸く勞して正倉頓に空しとて、京及び諸國の田租をして得否を論ぜず、悉皆全輸せしめ、正税の利に十に三を取しむ。又天平七年の格に、國司等所部に交關貿易して物を運ぶ限りなき者を禁斷したれど、猶肯て承行せず、貪濁は俗を成せり、朕の股肱此の如くなるべからず、今より法に依て科罪せよとの勅あり。和銅に國郡制の整は

りてより、天平に至るまで廿卅前間に、國司は朕の股肱と重んぜられながら、條章を遵行するものは雨夜の星にて、貪濁の二字は諸國に下る語勅の常用語となりたり、驕奢の京師を出て富源の地に游泳する貴公子へ、斗升の米鹽に折腰する資人使丁等取巻いて、何ぞ廉清を望むを得んや。尋て是年また巡察使を任し、池田王位四上を畿内に、紀小楫を東海に、石川豐成を東山に、藤原武良志並五位下を北陸に、大伴家持位四上を上位を山陰に、阿倍毛人を山陽に、多治比木人并四位下を南海に、紀飯麿位五上を西海に使用となす、既に常例となり、貪濁を減ずる功能あるや覺束なし、或は既に京官の福利を求むる孔となりたるならん。寶字元年正月に、郡領軍毅は白丁を任用するに由て、家に居て官を求むるに習ひ、君に任へて祿を得るとを知らずとて、所司をして有位の人を除いては簡試の例に入る得さらしめ、軍毅は六衛中より選ましむ。京畿の士庶は生意困窮し、君に仕へて祿を得るに齷齪クサカサたれど、諸國の白丁は猶家に居て官を求むるに餘裕あり、後に地頭家人が武門となりて京師官人を憑凌する漸を啓きたり。

天平以來は諸國に墾田を競ひ占むる時代にして、國分寺造立は堂塔まだ成らざるに早く墾田を吸收する機關となりしと、正倉院文書に徵跡多し、其二三を舉れば、

小治田藤麻呂解

申立賣買舍宅并墾田等券事。

(伊賀國印を連捺す)

家壹區地貳町在阿拜郡柘植郷

(此解は、余が古文書學の第七章廿五節從へり、全文を録しおけり、此には省略に)

板倉漆間(毎間長廣の注記あるは略す)

屋捌間(葺及び長の注記畧す)

墾田漆町貳伯陸拾陸步

一所壹町捌段參伯肆拾步

九條四里(以下小譯の注は畧す)

一所壹町捌段壹伯肆拾貳步

八條四里 五里 九條

一所壹町壹段貳伯拾陸步

八條五里

一所貳町壹段貳伯捌拾捌步

十條二里 十一條一里

價錢漆拾貫(一町十貫に當る前の賣田段に二百の出舉に比すれば五倍なり)

右左京二條四坊戶主小治田朝臣藤麿家并墾田等頓賣東大寺已訖仍注狀以解。

天平廿年十一月十九日戶主小治田朝臣藤麻呂

祖母池田朝臣宅持賣

姑小治田朝臣比賣等咩

天平感寶元年六月廿四日擬主帳稻置代首宮足

大領外從六位下敢朝臣安万呂

國判聽許已訖

天平感寶元年六月廿四日史生從七位下大石村主大綱

拓殖郷長解 申常地賣買墾田立券事。

神田漆段

上

限東紀寺田

限南京戸敢朝臣

限西石部大万呂田

限北物部廣万呂田

拓殖郷戸主敢朝臣安万呂之賣墾田者

付價錢捌貫

天平勝寶三年

歲次辛卯年始

常地作料

右墾田買得處元興寺三論衆

以前墾田賣買人依法式立券者如件仍具錄狀申送以解。

天平勝寶元年十一月廿一日郷長桃尾臣井麻呂

田主敢朝臣安万呂

左手食指

証人其他五人の連署あれども略す

十八年に寺家の買地を禁じ、翌年國分寺の田を増し、所司に仰せて墾開し施さし

む、其時まで寺基を開基せざる國多かりしは前章節二に述たるが如し、翌年より此の如く墾田を寺に賣て立券の公認を受たり。敢、安、磨は阿拜郡少領なれば貧戸に非ず、墾田を元興寺へ賣て、一年を過れば直米四斛を收納する契約をなしたるは、事實上には佃作の地子を收納すると同じ、七段に四斛は段別十一束四把に當る、隨分割の好き地子なり。勝寶元年四月は、大佛前にて寺々に墾田地を奉り、僧綱を始め僧尼を敬ふ云々の宣詔あり、閏五月廿日東大寺其他に墾田寄捨の勅出たり、其背面を窺へば、墾田を諸大寺に進め、或は賣地となして其直米地子の契約をなし、豪施地頭が僧徒と相談して便利を計りたる魂膽あるとを此に發見するを得。

官民の間に利益競争の波瀾濁り易きは萬國の通態にして、殊に門閥專制政治の下に貪濁の事行はるゝは怪むに足らざるなり、前章第卅三節に擧たる越前國解に、丹生郡人佐味公入磨が墾田を墾開せざるとして、國司粟田奈勢磨等が感寶元年四月一日の詔(大佛前に)に依て東大寺に占さたるが如きは、寺塔開基の緩怠多きに反して、寺々へ墾田寄施の詔勅は置郵して命を傳ふよりも速かなり、是は驚くべき顯象に似て却て自然と謂べし。昔し達率日羅が百姓猶匿して以悦使氏の政策を獻ぜ

しより、大化に園池水陸之利與百姓俱之の詔あり、此語は雜令にも著はし、閑地開墾の主腦なれど、無力にして墾開せざる者は收公せざるを得ず、因て京官の縁故乏しき田舎人には法を嚴行され易くして、必ず墾田の名實に相違を生ずべし。彼越前國解は一冊をなし、其所住の中に大領正六位上生江臣東人進墾田漆町壹段とあり、改正田に佐味入鷹奪取寺田あり、百姓墾田あり、賀茂郷佐味儀守墾、同荒浪墾、同玉敷女墾、足羽小綿女墾などと注しあり、又田邊來女墾田とあるは左京人上毛野與麿の戸口なり、是等の墾田を寺地になしたる利害は如何なるやを判するに苦しむ。然し此の如く諸國の墾田は競争せられて、正に優勝劣敗の最中なり、佛法崇敬の背に藤原家潜まりて寺家より放つ光芒の反射は墾田に種々の幻影を生ず、文書の表面のみを淨とは信受しがたし。解文にいふ寶字三年に檢寺田使に對して入麿申之、寺家墾開功力者、以稻壹千貳拾貳束將進上者、至今未進、賣入國分金光明寺云々とあり、國分寺に託して東大寺の光耀を躲避したり。又感寶四月一日の詔に依て寺家の占後に、百姓等私治開寺地爲己墾田、今勘問、百姓申云、誤治寺地無更所申、己等所治進上寺家、伏辨、已訖、亦船王并左京四條一坊戸主從七位上上毛野與麿戸口田邊來女

等、治開寺地爲己墾田、依有罪人、友黨、設官、是實寺家所、占界内、仍改正寺田とて、數戸百姓の墾開地は沒取され東大寺に包攬されたり。訴訟の結落は敗訴者の曲に歸すれど、寺社權勢家に對する土豪百姓には冤枉の事情を控訴したきとは山々あるべし、かゝる墾田競争中に東大寺國分寺は造立され、聽て天下に藤原氏の莊園は充滿するに至りぬ。

牧地は墾田となる空闲地の外なり、牧長は厩收令に、驛戸内の家に富て事に幹たる者をなし、一置の後は悉く長をして仕へしめ、死亡、老病及び家貧にして任に堪ざるは立替よとあり、終身職には非ざれど其性質あり。後に地方の長者といふは是等の長なるべく、武藏國の御牧は牧地廣き故にや、其牧監別當より豪族を生じ、謂ゆる七黨を養成するに至りたれば、奈良朝の墾田競争に并せて、牧地の事も亦觀察せざるべからず。正倉院文書に一通あり、

(端キレ)

一牧裏事、

右依去八月三日、大風雨、河水高漲、河邊竹葉被漂、仆埋、但以外竹原并野山之草

甚好盛

一牧子六人長一人 五人事

右率常伴人、令見妨守、并上下御馬、以次祇承、望請於國司、詔給牒書、而如常止役、欲得驅使

一給衣服而欲令仕奉事、

右件牧子等、爲貧乏民、其無衣服、率仕奉醜、

以前事條、具錄如件、仍謹請裁、以謹解。

天平勝寶六年十一月十一日知牧事少領從八位下吉野百島

天智帝の始め近江に多く牧を置き、文武四年諸國に牧地を定めて牛馬を放ち、慶雲四年鐵印を攝津伊勢等廿三國に給して牧の駒犢に印せしむ、爾後の増減は延喜式に兵部の馬牛牧は廿國外に馬寮の御牧四國甲武信上あれば廿四國あり、墾田競争により牧地は減削したるとも、増加はせざるべし。

諸國には郡領を始め豪富多し、和銅の催錢より蓄錢、敍位の懸賞あり、大佛鑄造にて知識に奉する錢穀を募緣し、河股礪波二氏に授位ありてより、陸奥守百濟敬福黃

金九百兩を獻じ、同時に陽位史眞身の男四人各錢千貫を獻じ、上野碓氷郡人石上部諸弟、

尾張山田郡人生江安久多、伊豫宇和郡人凡眞鎌足、飛彈大野郡人高市麻呂、上野勢多郡人

少領上毛野足人は、當國の國分寺知識に物を獻じ、各外從五位下を授けられ、尋て駿

河守檜原造東人等、廬原郡多胡浦に獲たりとて、鍊金一分沙金一分を獻じたり。諸

國の空閑地には、たゞ稻花の實ののみならず、黄金の花さへ開けば、京官の外任を

競望する風は早く、此時代より起り、五位以上の貴族に巡察使の命數下るなど、事情

を推量するに難からず。五年九月板持眞鈞錢百萬千貫を獻じて、外從五位下を授

けられ、是より獻錢授位繁く、又葛木戸主勅により、京中の孤兒を收養し、男九人女一

人を成人させければ、八歳の暮に其戸に編籍して親子となす、開墾を競ふ時代に人

口は大資なり、亦以て當時地方豪族の賤賤と富庶に趣きたるを徴するに足る。

第卅九節 蕃國朝獻遣唐使、及ひ唐僧鑑眞。

海北の蕃國は天平十四年に新羅王承慶孝成王殂して、軒英景德王立つ。其年太宰府を廢して鎮西府を置れたるは、警虞を弛めたるには非ず、是は隼人綏服につき、筑紫

の叛亂も鎮りたるを以て、西海を諸道一規の制に入れ、邊防を東徼同様になしたるなり。十七年に太宰府を復したるも、亦新羅の形勢によるには非ず、西海の太宰管轄として特別政治を受ける久し、俄に廢されて其の折合悪しく、因て情實に撓されて却行したるなり、實は西海此重鎮を要せず、廢するが時宜なるべし。新羅の形勢は太宰府の廢起に關係なし、韓人の輕躁にして定固心に乏しきはいつもの事なれど、軒英の世となりて、稍和順を表したり。此比安倍仲麿在唐の新羅王子金隱居に書を託して、日本の親に寄たりしを新羅使金初正の來朝に其書を齎して到れりといふ、必ず軒英が立たる後の事なるべし。勝寶元年八月に大隅薩摩兩國の隼人曾君多利志、前君乎佐、曾縣主岐等御調貢し、土風の歌舞を奏す、紫微臺を置たる月なり、太宰帥は參議藤原八束兼任したり。往年筑紫の亂は吉備眞備僧玄昉を誅するを名としたり、玄昉貶死の後眞備は左京大夫となりてありしに、二年正月筑前守に左降さる、紫微令仲麻呂が政を弄する初めなれば、廣嗣の怨念などの浮説もあり、廣嗣と仲麿とは氣脈の通じたるに似たり。三月多治比國人藤原乙麿、太宰少貳となり、冬に至り神託にて乙麿を帥に超任さる。眞備が俄に肥前守に轉じたるは其比なる

べし、世に傳ふ廣嗣の怨靈熄ざれど眞備は陰陽道を極めたれば身を護して之を鎮めたりと、神託頻に興り瑞祥を説く世の中には、靈怪怨靈の談も人耳を聳かしたらん。太宰府の廢置に前後の帥は藤原家にあり、唐韓交通の富は後世まで京官の福地とせし處なり、明年乙麿は轉任し、參議石川年定帥を兼ね、即ち紫微大忠より進みたる人なり、是より暫し帥は他姓より任ず、亦藤氏の黨派なるべし。

多治比廣成が吉備眞備を伴ふて歸朝の後は遣唐使を發せざると二十年になんくたり、唐の通聘は年を定めたる調貢使と異なり、學生學僧を送るは主要の一なり、廣成の往とき留學僧榮叡普照を遣はされたり、留學生には唐朝より毎年絹二十五匹と四季に時服を資給し、時には皇帝に謁し遊幸に隨ふを常例となすものなり。是時に當り唐の佛教盛んに僧徒皆戒律を重んじ、入道の正門となす、否なれば僧中に齒せず、日本には戒學尙乏し、榮叡等因て洛陽の道璿法師を請て副使中臣名代と共に來化して傳戒せしめたり。遣唐の往來は吳地に由る、古へは韓を津頭としたれど、大化比より南島の航路を開き、大江を遡りて揚州今南京に至り風潮の便には越州今波の波に回れり、開化廿一年天平五年鄖縣令王叔達の奏によりて明州をおき四縣を開

く、即ち錢塘江口にて餘姚郡なり、是より明州浦は日本より越の天台山へ往來の港となれり。吳越の佛教甚だ盛にして、揚州の龍興寺元大明州の阿育王寺台州の天台山國清寺等の名利あり、龍興寺の僧鑑眞は景龍の比和銅兩京に遊び、具足戒を受けて江南に歸り授戒し、明州新置の年は四十六歳になり、其名は江淮の間に響き、授戒大師と仰がる。留學僧の榮叡普照は在唐十餘年に及び、我使を待ず歸朝せんと、長安の僧道航、澄觀、洛陽の僧德齋、高麗の僧如海を請ひ、宰相李林甫の兄宗之に書を求め、揚州倉曹李湊に與へて舟糧を辨ぜしめ、我同學僧玄朗、玄洪と俱に天寶元年天平十四年十月揚州に下る。時に鑑眞は大明寺に戒律を講ぜり、榮叡普照往て日本に來り傳法を請ふ、鑑眞は衆僧を集めて、日本聖德太子の三寶を興隆あり、又長屋王の千袈裟を此國の僧に施捨され、其上に山川異域、風月同天、寄諸佛子、共結來縁と繡著たるを思量するに、佛法興隆には有縁の國なりと勸誘すれども、衆僧は遠航を怖れて默然たり、鑑眞いふには、法事のためには何ぞ身命を惜まん、我即ち往んと、此言を聞て高足の祥彦も亦隨はんといひ、遂に奮ふて同行を約するもの廿一人に及び、翌年舟糧を辨じ發せんとして困厄を生じ渡航を阻てられたり。

此比は明州以南台州温州の海邊に海賊大に動き、舟路塞がれり、鑑眞は榮叡普照と倉曹の舟にて江を出て、天台山に往て供養せしに、僧道航はいふ他國に傳戒するは高德の人ならざるべからず、如海等は淺學とて其行を停めたり、如海怒り、裏頭して探訪應に到り、道航等が海賊と連和して城に押寄せんとすると密告す、淮南探訪使大に駭き、如海を獄に繋ぎ、寺を搜して道航、榮叡、普照、玄朗、玄洪を捕へて推問せしに、全く誣告なり、日本の四僧を京の鴻臚寺に檢案せしに、入朝學問僧なると明かなりければ、八月に至り國に送還す。榮叡普照は必ず鑑眞を將る還んと、避て鑑眞の所に至り、眞は必ず本願を遂んと八十貫錢を出して嶺南探訪使の舟を買ひ、十二月出帆し、惡風に漂はされて、明州に著し、阿育王寺に迎へられ、戒を講ぜり、越州の僧等は鑑眞の東航するを聞て、州官に榮叡が誘惑を告げ、因て又紐械せられ、佯死して鑑眞に投ず、眞益、其堅志を悦べり。是に於て鑑眞は戒を傳つゝ、福州に至り、船糧を辨ぜんとす、揚州諸寺の僧綱等同議して官に告げ、其力を以て鑑眞の冒險東航を挽住せしむ、是に於て江東航探訪使の防護嚴にして志を果すを得ず、因て數年を徒過せり。天寶七歲天平七年に至り、方便を得て舟を艤し、揚州より下りしに、強風にて三山を

旋轉し、越州に至り又發し、海に漂ひ、飲を絶つ數日、雨水に渴を治し、備に辛艱を嘗め、南西に流され、雷州海南島の對岸に著せり、諸州歡迎し、梧州より廣州に向ひ、途次の端州にて榮叡は遷化し、鑑眞も亦炎熱に眼を病み、遂に明を失ひ、日本に到るを果さず、廣州より桂江を沂り、大庾嶺を踰て江西を經過し、揚州に歸りしときは天寶九載即ち天平勝寶二年なり。鑑眞が江淮の間に授戒してより十三年の間に授戒したる數は四萬にすぎ、敬田、悲田、救病、濟貧の院を開くこと無數、また一切經一萬千卷を寫し、高弟甚だ多し、猶日本に渡るの願を遂んとして已まず、普照は隨つて其周旋をなせり。玄朗、玄洪は揚州より放還さるゝ後に歸朝を遂し、やは詳ならず、吳越の舟、船自ら通じたらば、榮叡、普照が鑑眞と東航を圖る消息は日本にも通じたらん、阿倍朝衡阿倍朝衡も頻りに歸國を望めり。勝寶以來は藤原仲麿、紫微に入り、光明太後の寵任を受け、方に心を政務に勵ます、續紀に其人となり、率性聰敏にして書記に略涉し、阿倍宿奈麻呂に算を學び、尤も之に精しくあれば、藤原家中に於ても尤も學術てふ味を識たる人なり。二年九月に靈龜天平の例を承て、參議藤原清河從四位上を遣唐大使に、大伴古磨從五位下を副使に任ぜられ、明年四月左大辨石川年足を伊勢に奉幣せしめ

畿内七道の諸社にも奉幣使を發して、遣唐使の平安を請しむ、清河は八束の異母弟魚名のなれば年卅前後にて北家に於て學問の秀でたる人なるべし。尋で西國に左降されたる吉備眞備從四位上を召還して、亦副使に任ぜられ、四年閏三月大使副使參内して節刀を賜はり、清河を正四位下、古磨を從四位下に、又留唐學生刷雄從五位下を五位下に敍せらる、刷雄は仲麻呂の幾男なるを知られど、父の年四十七なれば廿七歳以上ならん。吉備眞備を更に副使となしたるを、重野氏の説に鑑眞を勸誘して戒壇を建るための内旨ならんと謂へり、余は疑ふ、仲麻呂が我子に學術を仕込まんため、黨派の憎嫉を排して彼都に熟鍊したる眞備に囑託せんと、祇贖の情に出たると揣摩するにぞ。斯くて遣唐使の船四艘にて發したるは四月なるべし。

是年正月山口忌寸人麻呂正七位下遣新羅使に任ぜらる、彼が調貢を闕を以て、問罪のための使なり、未だ發せずして止まり、閏三月に新羅の王子金泰廉、調貢大使金暄、および送王子使金弼言等七百餘人、七艘の船に乗て筑紫に來泊しければ、太宰府より其由を報ず、便ち使を遣はし、大内天武山科天智惠我仲哀直山奈保等の陵に狀を告ぐ。六月金泰廉等來朝し、貢調を進め、且奏す、新羅國は遠朝より始めて世々舟楫を

を絶ず、國家に奉す、今國王親ら來朝せんと欲すれども、一日も主なければ國政の弛み亂んことを顧念し、王子阿殫泰廉を代として使者を率ゐて進調せしむと、尋て泰廉等を朝堂に饗し、詔す、新羅は氣長太后の平定より今に蕃屏たり、新羅の我與國たる那府を設けらる此に神功皇后の平定より蕃屏たり、久し、垂仁の朝に任りとあるは書紀に據たるに、古記の晦む久し、前王承慶、大夫思恭等怠慢して恒禮を闕く、因て使を遣はし罪を詰責せんとするに、今王軒英悔改め、來庭を冀かひ、國政を顧みて、王子泰廉を代とし、來朝して調を貢さむ、朕嘉歎す、今より國王親ら來れば辭を奏し、餘人を遣らば表文を賚さしむべしと宣せらる。泰廉等東大寺に禮佛し、七月難波館より還る。五年二月、小野田守從五位下を遣新羅大使となす、韓史に記す、八月に日本國の使至り、慢にして無禮なりければ、王これを見ずして回ると、是より新羅の使聘は又絶えたり。去年泰廉等が還る後に、百濟敬福を檢習西海道兵使に任ぜらる、彼不順の色あるを以て、邊備を警虞せられたるにや、敬福といふ人物は隨分危険なれば他の事情あらん。

四年九月には、渤海王欽茂文の使輔國大將軍慕施蒙等、越後の佐渡島に著す、左大史坂上老人を遣はして慰問し、明年入京し、五月慕施蒙等拜朝し、信物を貢し奏す、使

命を賜はざる十餘年なるを以て使を適して奏獻すと。六月璽書を賜はり、丹心を嘉尚し、但來啓に臣を稱ぜず、高麗の舊記は上表文に親は兄弟の如く義に君臣といふ、因て先回にも勅書を賜はりしに、何ぞ今歲に上表なからん、王これを熟思せよと宣さる。渤海は文王に至り境土を廓張し、在位も亦長く全盛の時代なり、時に唐の范陽節度使安祿山東胡を屬して唐を亂らんとす、因て東方諸國は、慢心を生じて、外蕃の恭順を欠き、渤海の貢獻も亦漸く絶たり。

遣唐使の楊州に著し、唐の西京に著せしは、是年の秋なるにや、天寶十二載勝寶正五年正月朔、唐玄宗蓬萊宮の含元殿の朝賀に外國の使臣を引き、日本の使を西畔の第二吐蕃の下に次で、東畔の第一は新羅使を大食國の上に次でんとす、大伴古麻呂新羅は日本に朝貢する久し、斯ては我反て其下にあるなりと論じ、肯んせざる色を見て、將軍吳懷寶新羅と日本とを入替て我を東畔第一に居たり。玄宗清河等の儀容を賞し、呼て禮儀の君子國といひ、阿倍晁衡に接伴せしめ、府庫及び三教殿を觀し、清河眞備の狀貌を圖せしむ高僧傳、要文抄、君子國は此に始まれる稱にあらず、慶雲の使節粟田真人にも、唐人より海東に大倭國あり、君子國といふと言へり、山海經に君子國は衣冠

帶劔其人好讓不爭と、淮南子に東方有君子國と見え、漢代より早く稱へたり。晁衡切に歸省を請ふ、玄宗も留めかね、送使となして俱に歸らしむ、文苑、玄宗の清河に賜ふ詩に、日下非殊俗、天中嘉會期、念余懷義遠、矜爾畏途遙、漲海寬秋月、歸帆駛夕鷗、因驚彼君子、王化遠昭々、高僧傳 要文抄。

清河等鑑眞及び弟子五僧の日本に傳戒を奏請せしに、玄宗は日本の君主は道士の法を崇びざるを以て、道士を將ゐて歸らしめんと欲し、其奏を斥く、因て春桃園等四人を留めて道法を學はしめ、遂に發して歸途に就たり。十月楊州に至り、清河、古鷹、眞備、及び衛尉安倍朝衡四人、延光寺に至て鑑眞を見て奏請を得ざりし故を告げ、自ら方便をなさば、弟子等行装を具足せんと請ふ、眞許諾せり、然れども楊州の僧俗皆和尚は日本に向はんとすといひ、防護甚た固し、廿九日竊に龍興寺を出て船に乗て蘇州に下り、清河等四艘の船に分乗せしめしに、廣陵郡覺つて舟を捜さんとするに因て、衆僧を總て舟より下りて留まらしめ、十一月十日密に和尚及び衆僧を副使大伴の船に納れ、尋て普照は明州より來たり、吉備氏の舟に上り、清河は仲麿と同乗し、十六日に四船同く發し、六日にして大使大伴副使の二船多羅島の西南阿見奈波

沖繩島に到れば、吉備副使の船は先に泊したり。十二月六日南風起り、大使の船坐礁して動かず、第二船は明る日夜久島に著し、十八日又發せしに、風雨大に起りて兩船相失し、大伴の第三船は二十日に薩摩阿多郡に漂著す、吉備の第三船は漂蕩して紀伊の牟婁崎三輪ヶに漂著す、第四船には判官布勢人主等乗り、翌年薩摩の石籬浦に漂著せり、大使の第一船は太宰府より尋訪せしに、帆を擧て奄美島を指て去り、其著處を知らずと云。唐京にも清河晁衡の船は覆没したりとて悲悼せしに、吹流されて安南に著し、開關して唐に至り、二人は長安に留りて亦還らざりき。

副使大伴古鷹は陸路より太宰府に到り、翌六年正月唐僧鑑眞法進等人を將ゐて歸朝す、翌月勅し、天平七年大貳小野老が南島に樹たる牌の朽たるを以て之を新にし、島名及泊船の處を顯著にして漂著船に歸向を知しむ。鑑眞等は難波に至る、唐僧崇道等迎へて供養し、河内に至れば大納言仲麿使を遣はし、律師道璿は弟子僧を遣はし、迎勞し、四日入京し、安宿王を勅使とし、羅城門外に迎へて東大寺に引入る。翌日波羅門僧正菩提律師道璿來て慰問し、大臣大納言己下の官人迎謁し、吉備眞備を宣詔使とし、授戒傳律を委任せられ、僧都良辨に勅し、臨壇大德の名を録して禁内

に進めしめ、傳燈大法師の位を授けらる。四月眞備を太宰大貳に任し、日を越て大伴古鷹と共に正四位下を授け、判官大伴御笠、巨萬大山は並に從五位下を授け、自餘の使已下二百廿二人に授位差あり、尋て判官布人主等は歸朝したれど、大使清河は遂に歸らず、唐は安祿山の亂起りたり。鑑眞は日本に傳戒せんと誓願し、東裝する五度に及び、海風に阻てられ、艱辛を窮むるも志を退けず、第六度目に歸朝を果したり、朝野歡迎し、やかて戒壇の建設に移れり、齋し來る佛像經論、及び藥物甚だ多し、天台止觀玄義も其中にあり、當時華嚴宗方に行はれ、未だ天台の義には及はさりけり。

第八章 藤原惠美押勝擅權。

第四十節 戒壇建設、聖武天皇崩。

聖武上皇出家して藥師寺に御坐の後は、太後の紫微臺に大政の動機は移り、上皇を遠ざけたる様なれど、橘三千代が宮中の權勢を積て、武智磨房前兄弟に内外の事を分付したる例を觀察すれば、さのみ怪むに足らず。又佛法崇信の熱にて、僧侶は

政治顧問の位地に立ち、玄昉の寵任より權熱の度を進め、今は道鏡が僭驕を啓く過渡期なりと觀察すれば、上皇の沙彌勝滿となりて寺に住し給ひ、僧都良辨が外國沙門菩提道璿を前後に置いて三寶を興隆したるを、餘り殊勝の事とも信しがたし、或は比較的智識ある僧徒が上皇の御出家を勸めて權熱を増進する機會を誘き、或點に於ては紫微臺に命令して外廷を動かし、貴族を屏息せしむる、三動力の集合にて、仲鷹の擅恣、道鏡の驕横を致したるにも似たり。上皇脱屣の後に政事を左右し給ひたる徵に乏しけれど、戒壇の設けには親臨し給へり。

唐僧鑑眞を東大寺に迎へ傳戒を委任ありたる詔に、朕此東大寺を造り十餘年を経る、戒壇を立て戒律を傳授せんと欲す、此心あつてより日夜忘れず云云とは、上皇より出たる語と聽取ざるを得ず。斯て四月に至り、廬舍那佛の殿前に戒壇を立て、天皇初めて壇に登り菩薩戒を受け、次に皇后皇太子も亦戒を受け、尋て沙彌澄修等四百四十餘人に戒を授く、鑑眞東征の文、とある天皇は聖武上皇なり、皇后は光明太后、太子は今上天皇をいふなり、道祖王はまだ太子に立たず、女帝の御宇に外國へ交聘は當帝の名を以てしたる例あるや、頗る疑問とす、遠くは應神天皇を胎中天皇に奉し

て神功皇后の攝理の奇例あり、近くは推古天皇の遣隋國書を上宮太子の名にて贈られたる疑問あり、是に参考すれば、唐の名僧を屈請して戒壇を始むる盛儀には、法皇親臨ありて今上は太子の位地に就せられたるを怪まず、思ふに唐の則天武后が早く帝位に登らざるも女帝の創例をしばし憚りたる子細もあるならん。

授戒は佛法東漸の後に、曹魏の正元年中曇摩迦羅洛陽に在て、具足戒を立て、朱士行に授けたるより起れり、宋の元嘉に求那跋摩戒壇を創む、日本には用明帝崩御の翌年、蘇我馬子が百僧僧を請して受戒の法を問たるは、聆聰若くは律師令威なるべし、(一)に慧聰始めて戒學を傳ふといふは誤り、其時司馬多須奈、大伴善德尼を僧尼の度を受る始めと稱す、爾後百五十年戒律猶乏しく、律師道璿の唐より來て授戒する時、大安寺行表は年七十三、臘五十二を経たる大僧にして、重て之を受け、今度鑑眞の受戒にも大僧靈祐等八十餘人重ねて之を受たり。是より先き十九年正月、七道諸國の沙彌尼等をして更に入京するを須むずして、當國の寺に於て受戒せしめたりしに、此に至り始めて大佛殿の西に於て別に戒壇院を建て、天皇受戒壇の土を運んで其壇を築成せり、此時林邑僧佛哲自國の舞菩薩拔頭等を舞したり、戒壇院は此に

始まる、寶字五年に至り、勅して東山道下野の藥師寺と、西海道筑紫の觀世音寺とに戒壇を立て、東西の戒業に充られ、全國に三戒壇となる。鑑眞の東航に盡力したる、榮叡は日南の露と消え、普照のみ隨歸して戒壇の志を遂げ、東大寺に居て戒學を興せり、又隨來の唐僧法進、如寶等は戒行清白にして、鑑眞戒師の下に法進和上となりて戒壇に授戒し、寶龜まで存在す、如寶は弘仁の初めに寂す。中東西の三戒壇を分設し受戒する六十年の後、弘仁の末に僧最澄は叡山に大乘戒壇を建て、空海は平安京に東寺を建て、其後は東西の戒壇は振はず、東大寺も新京より勢力を割れて時態一變したり。

戒壇の設くる後に太皇太后崩し、裝束司造山司等の事畢り、翌年正朔は諒闇に因て廢朝し、四日勅し、思ふ所あるが爲とて天平勝寶七年を七歳と改まる。年を歳と稱ふは瑣細の事なれど、貴人、就中貴婦人は言動の端尾に感情を刺激し易く、瑞祥災異を重んずる時代には、年の歳と改稱するを警過するを得ず、這是改元に類似の事にて、遣唐使が唐の年を載に改めたるを歸遺に齎したるに發したるならん、應て尊號また官名改稱さる端となりたり。思ふに此比は宮中には仲曆中臺に太后を

奉じ、藥師寺には良辨少僧都上皇を奉じ、波羅門僧菩提を僧正とし、唐僧道璿を律師とし、今は鑑真大和上を戒師に迎へたれば、僧綱と宮中と兩勢力は府中を撼動したるべし。是年右は兄なれども、七十二歳の橘左府と、紀麻路年闕路年闕を年闕七十五歳の多治比廣成、兩中納言にて外廷を成せり、閥族政府には老年に重きをなすと雖も、宮中の勢力に撼動され、諸國に怨聲高まり、豪宗右族の仲麿が權勢を嫉むは、既に此比より起りたれど、上皇の寺に御座あるを以て、宮中府中貴僧の三權猶平衡を失ふに至らざりき。

時態稍危険になりたれば、皇室の宗親を考へおく必要あり。藤原氏は第二の藤原氏なり、手段の老練なるを以て後人は多く覺らざれど、彼等が帝舅の勢を翻弄するは馬子蝦夷にすぎたり、多治比、阿倍、石上等の諸氏は未だ衰へたるに非ず、權勢の平均を求むる抗力猶存じ、今は消息の際にして、爰に宗親の禍機を胎めり。帝は皇子なさに在位六七年も儲位定まらず、藤原は我家の腹を立て外舅を維持せんと欲し、他氏は此際に彼を疎斥せんと思ふなるべし。さて皇儲となるべきは、上には御妹一人おはす、白壁王光仁天皇の妃井上内親王なり、天武の皇子中に近き比まで懿親の

重き寄たるは、舍人親王新田部親王なりけるに、舍人親王の子三原王は四年に薨し、次は船王、池田王、及び大炊王あり、新田親王は不比等の妹五百依娘の腹にて、長子の鹽燒王は先年、罪を得て伊豆に流されし事あり、次を道祖王とす、藤原に縁もあれば多く二王を屬望せり。兄皇子長親王の長子、栗栖王は五年に薨せり、七十二歳と云、次の珍努又智王は四年に文室真人姓賜はれり、弓削穗積兩親王の子は記載なし、高市皇子の長子長屋王は自殺し、次子鈴鹿王は天平十七年に薨せり。長屋王の慘禍は光明皇后の冊立を開き、其時に妃の吉備内親王と男の膳夫王桑田王葛木王鈎取王はみな死し、安宿王、黄文王、山背王は藤原氏の腹なるを以て不死を得しが、今は藤原より儲位に屬目されたり、藤原の皇室に對するは藤原氏に劣らざる毒螫を有す、後に思當るべし。

七歳十月太上天皇不豫にて、天下に大赦、及び殺生禁斷を行はる。翌月の事なりき、左大臣橘諸兄の祇承人佐味宮守といふもの、大臣飲酒の庭にて言辭無禮に涉り、稍反狀ある由を密告したれど、上皇優容して咎め給はず、諸兄聞知て、翌八歳二月に致仕を請ひ、聽許されたり。其後上皇御輕瘥にや、帝は河内の智識寺に行幸して禮

佛あり、三月難波新宮に幸せしに上皇も亦堀江に幸せられたり。四月より又不豫にならせらる、當時の習俗は、病患に罹れば醫藥よりも祈禱を重んじ、看病又瞻とて僧を請して加持呪念諷經をなさしめ、多きは百餘僧に及ふとあり、是時上皇の御惱御惱には良辨、慈訓、安覺の三法師を始めとして、看病禪師百廿六人を屈請せられけり。又禪師法榮は尤も看病を能するとして、邊地より召寄せられ、醫藥にも侍せしに、上皇の御惱に効驗あると多數なりければ、他醫を用ゐずして信重し給ひたれど、終に重らせ給ひければ、五月に大伴古鷹及び中臣忌部を伊勢神宮へ奉幣に遣はされしに、其日崩御ある、御年五十六なり、遺詔して道祖を皇太子に立しめ、例の如く三關鈴鹿、不破、不破に固關使を發せられたり、是も亦警虞の必要ある故なるべし。右大臣藤原豐成、文室珍努、安宿王、藤原永玉等を御裝束司となし、中納言多治比廣成、鹽燒玉、山背玉等を山作司となし、造方相司方相は、戈盾を執て、輦車を導き、養役夫司などを命じ、十八ヶ日に奈保山陵に奉葬す、奉葬の誤ならん、其儀は佛に奉するが如く、路すがら笛人に行道の曲を奏せしむ、出家歸佛し給へるにより、謚は奉られず。

初め衛門督大伴古慈悲は出雲守に遷任し、疎外さるゝとして、意常に鬱々たりしが、

初七辰の比、紫微令仲鷹より内豎淡海三船と俱に朝廷を誹謗し、人臣の禮なしと誣られ、左右衛士府に禁ぜらるゝ、四日にて免され、萬葉集には古慈悲は三船の謚言にて解任に作る、土佐守に左降し、促して赴任せしむ。三七辰に、左衛士督坂上犬養、右兵衛帥鴨蟲鷹、久しく禁掖に侍して深き恩渥を承け、悲情を抑へ難ければ、とて山陵に奉事せんと乞ふ、帝其誠心を嘉みして請を許し、先代の寵臣に未だ此の如きを見ず、褒賞して君に事ふる勸むべしと勅し、犬養を正四位上、元從蟲麻呂を從四位下、元從に叙し、從へる授刀舍人廿人に位四等を増さる。君王の昵近の臣が、大喪を傷悼して、鷓退追隨するは、感情に厚きものゝ爲す事にして、古今に其例少からず、洵に美事なれど、君主の交替に當りて内容に險波を伏する場合には、將來の榮を抛弄して、是迄の臣節を全ふする遠慮にて、世俗的に換言すれば、好分別と稱せらるゝ、時宜もあるものなり、上皇の喪に近衛の侍臣褒貶の事を記するは、頗る暗流の險惡なる徵あるを覺ふ。

看病禪師百餘人に當戸の課役を免じ、良辨、慈訓、安覺には父母兩戸の終身を免ぜらる、又良辨、慈訓が先帝の不豫に心力を盡して、晝夜勞動したる徳に報ひ、鑑眞和尚及び唐僧法進、法華寺の鎮慶俊は、或は學業優にして、戒律清く、玄徒の領袖なればと

て鑑眞良辨を大僧都僧正なり猶慈訓を小僧都是華嚴講師法進慶俊を律師に任ず。看病禪師法榮は先帝の信重に感激し、即ち永く人間を絶ち、山陵に侍し、大乘を轉讀して冥路を資し奉らんと誓へり、帝其厭俗歸眞を後世の準則となすべしとて、道榮が生れし一郡を復し、遠年没するなからしむ。六月太政官處分し、太上天皇の供御米鹽の類は鑑眞和上、法榮禪師二人に充て、永く供養せしむ、供御の米鹽は内膳の御料なり、上皇の出家し給ふ後は精進持齋して、僧侶同様の供御にてぞあるべし。千餘年の今より當時の追想するに、大倭は海に遠く、頻りに肉食を禁戒され、食饌はなへて精進に似たりとは前にも述たる如くなれど、病時の藥餌には生物の滋養をなしたらん、殊に去年來上皇は不豫にも、固く鮮肉を絶給ひたるや、疑ひなき能はず。靈異記に、(孝謙)阿倍天皇の御世、吉野山山寺の名を海部峯と號すに、一の大僧あり住し、精勤に修道し、身を疲らし力を弱くし、起居するを得ず、魚を食んと念ひ、弟子に語り求めて我を養へといふ、弟子紀伊の海邊に至り、鰯いわし八隻を買ひ、小櫃に納て歸り上る時、擅越三人に路に遭へり、言ふ汝の持物は何ぞ、童子答へて法華經なりといへど、持たる小櫃より汁たりて臭は魚の如し、俗等經に非ずと疑ひ、大倭の市邊に至り息ふ時、遍

ていふ汝が持物は經に非ず、魚ならんと強て開かして見れば法華經八卷ありけり、俗等恐れて去たれど、俗念は猶奇とし、見遂んとて寺に往て窺へり、童子は山寺に歸り具に師に語れば、禪師一は怪み一は喜ひ、天の守防なるを知り、其の魚を食ふ時、窺ふたる俗等は地に投して禪師に白す、實は魚體なれども聖人の食物に就て法華經に化す、我愚痴邪見にして因果を知らず、犯逼惱亂したり、願は罪を脱し賜へ、自後は大師として恭敬供養せんと、いふて大擅越となりけり、當に知べし爲法助身、於食物者、雖食雜毒、而成甘露、雖食魚肉、而非犯罪、と見ゆ。是修道に疲れたる時の談なれど、病疲に藥餌として肉食するにも通ずべきか、固り事實には非ざるべきも、同し時代の談なるを以て録しおく。

是月五七辰には、大安寺に僧沙彌千餘人の齋を設け、來年五月卅日まで天下に殺生を禁斷し、七七辰には興福寺に設齋す、僧沙彌千有餘人。先年國分寺の造營を催促されしに、大喪に遭ければ使を七道に遣はして、國分の丈六佛像を催檢せしめ、勅して來年の忌日には必ず造畢り、其佛殿に造備へしめ、若し造畢る者は亦塔を造りて忌日に會せしむ、但し佛法は慈を先とすれば、此に因て百姓を苦しむなからしむ。

土佐國道原寺の僧專住僧綱を誹謗し拘忌する所なしとて伊豆島に流さる、來年國忌の御齋は東大寺に設けらるゝにつき六道諸國をして大佛殿の歩廊を營造し、怠緩なく成就せしむ、大納言藤原仲麿東大寺に米千斛雜菜千斛を獻じたり。年末に皇太子と巨勢堺麿を東大寺に、右大臣豐成と山背王を大安寺に、大納言仲麿と佐伯毛人を外島坊に、中納言紀麻路と石川名人を藥師寺に、太宰帥石川年足、彈正尹池田王を元興寺に、安宿王、大伴古麻呂を山階寺に遣はして梵網經を講ぜしめ、講師六十人を定めらる。其詞に、菩薩戒を有つには梵網經を本とす、功德巍巍として能く逝者に資す、仍て六十二部を寫して將に六十二國に説しめんとす、因て使を差して敬んで屈請す、紙に臨みて哀み塞り書多からずと。明年正月朔は諒闇にて廢朝し、八百人を度して出家せしめ、勅して來る四月十五日より五月二日まで毎國梵網經を講じ、今年の安居は五月三日より始めしむ。安居は天武の朝より見ゆ、相傳ふ功德安居講は上宮太子の本願に起り、官安居講は聖武帝の本願なりと、玄蕃式に四月十五日に始まり七月十五日に訖る。梵網經を説いて追福に資するは鑑真が教ゆる所なるべし、鑑真は失明したれば、戒壇の事は法進を主任となしたれども、眞は唐に

在るとき三たび大藏經を寫せり、本朝の大藏經に誤寫多きを以て眞に勅して整勘せしに、善く暗記して校正する所多し、又諸藥物の眞偽を知らざるは鼻にて嗅いて辨識し、一も錯誤せざりしとなり、天平の佛教は波羅門と此僧との學徳を棟梁となし、以て隆盛を致したり。

第四十一節 太子廢立、橘氏の大獄。

勝寶九歲正月前左大臣橘諸兄薨す、年七十四なり、紀飯麿、石川豐成を遣して官葬す、世に井手左大臣とも、又西院左大臣ともいふ。石津王先に紀伊守たり從五位下に藏原朝臣の姓を賜ふて、大納言仲麿の子となす、此比は諸王に眞人姓を賜ふと頻に見ゆれど、此王は仲麿に如何なる縁ある人なるにや。三月廿日天皇寢殿の承塵の裏より天下大平の四字自ら生ぜり、勅して親王群臣に見さる、此宣命詔は正倉院に藏す、其文に、天乃賜倍留瑞乎頂爾受賜波利親王等、王等、臣等、百官人等、天下公民等、皆爾受所、賜貴刀夫倍貴物爾雖存、今間供奉政乃趣異志、麻爾在爾他支事交倍波恐美供奉政畢呈後爾趣波宣云とあり、承塵は齋宮式に其料調布一段二丈三尺と見え、上に施して

字の如く塵を承るものなり。天平元年龜背に七字の瑞出て、光明皇后の冊立あり、今又四字の瑞出て儲位改まる、符瑞を信ずる時代の人氣には、世に大なる衝動を與たるにてあるべし、後の廢太子詔と參看すべし。

昔し推古帝は儲位を定めずして崩じけるに、大臣蘇我蝦夷群卿の意に制裁され、己が縁姻をすて、叔父をさへ殺して、舒明帝を推立したるは猶公論を重んじたり、今は女帝祚に登り、七年を経るも定まらざりし儲位が、上皇の崩に臨みて俄に定まりたるは、果して遺詔の群卿を心服するにや、まして橘大臣は職に安んぜず、紫微の雲氣漸く險なる際なれば、甚だ疑懼せざるを得ず。上皇の崩す時、遺詔を承るは太后帝の外は右府豐成、紫微令仲麿群臣の首にあり、誰人か與りたるやとは、蘇我蝦夷の時に較べて一考を要す。靈異記に、聖武上皇大納言藤原仲麿を御前に召して詔せらるゝには、朕が子阿倍内親王と道祖親王の二人を以て天下を治めしめんと欲す、如何ん、是語を受べきや不や、仲九答へて、甚だ勝れて能しと白して、御語を受たる時に、上皇祈の御酒を飲しめ誓ふて詔す、若し朕が遠勅を失はん者は、天地相惡み大厲を被らん、汝今誓べしとありければ、仲九誓白す、若し我後世に勅詔を違はゞ、天神地

祇惡み噴つて大災を被り、身を破り命を滅さん、是の如く誓ふて酒を飲しめ、禱詔て然る後に崩じたり、勅の如く道祖王を儲君となし、天皇太后と同一諾樂宮に坐すに、舉國に歌咏あり、歌略寶字改元の年、儲君を捉へて獄に居て殺死し云云、大炊天皇も位を輟て淡路殿に退き、並に仲九等氏の人俱に殺さる、歌咏は此表相なりとあり。當時民間の浮傳にして稍信ずべきが如し、天皇太后はかゝる誓言も有たる末なるにより、其叡念を動かし、廢替の議を決す手段として、承塵より瑞字は現はれたるなり。是必ず仲麿の造爲なるべし、是時には舍人親王の上總守當麻年老が女山背を納て、其腹の大炊王、年廿五なるに、仲麿が亡男眞從の寡婦粟田諸姉を妻せて己が田村第に住しめてありしとなり、其王に儲位の定まりたるにて形跡を遁るゝ所なし。

道祖太子は諒闇に居て淫縱の所行あるとて、毎度教勅を加へられしに、瑞字の見はるゝ後、群臣に遺詔を示し、廢不を諮問ありしに、右大臣以下同しく敢て顧命の旨に乖かずと奏す、廿九日太子を廢し、王を以て第に歸らしむ。四月四日、帝群臣を召て皇嗣を諮問せらる、右大臣豐成、中務卿藤原永手等は、鹽燒王を推す、道祖の兄なり、此王最も群臣

の推す所、文室珍努、左大辨大伴古麻呂等は池田王を推す、大納言仲麻呂いふ、知臣者
 莫若君、知子者莫若父と、天意の擇む所を奉ずべしと申したり。是に於て勅す、宗室
 中に舍人、新田部、兩親王尤も長ぜり、因て前に道祖王を立たれど不順なり、されば舍
 人親王の子を擇むべきも、船王は閨房修まらず、池田王は孝行闕るあり、鹽燒王は上
 皇無禮を責給へり、惟大炊王はまだ長壯ならざれど過惡を聞されば、此王を立んと
 ある、右大臣以下勅のまゝと奏す、是日内舍人藤原薩雄、及び中衛廿人を田村第に遣
 はし、大炊王を迎へて皇太子に立らる。勅すらく、先帝の遺詔にて道祖王を皇太子
 に立たれど、諒闇も終らざるに侍童に私通し、喪に居る禮は憂に合ず、機密皆漏る罪
は此條數教勅すれども悔る情なし、婦言を用ゐて狙戾の事多く、忽ち春宮を出て夜獨
り舍に歸り、臣拙愚にして重きを承るに堪ずといふ、陰謀のため故朕此を廢立せん
 と、躬ら三寶に乞ひ、神明に禱り、善惡の徵驗を願ひしに、朕が住居の承塵帳裏に天下
 太平の字を現す、これ前代未聞なり、此休符を戴いて誠喜誠躍し、天命に従ひ廢して、
 大炊王を立云云とあり、天下に大赦し、孝は百行の本として、天下をして家ごとくに孝經
 一本を藏して精しく誦習教授せしめ、孝行を薦め、不孝を配せしむ。五月上皇の周

忌に、千五百僧を東大寺に請じて設齋あり、尋て帝は田村宮に移御し、大宮を改修あ
 り、新令の外に紫微内相一人をおき、内外の諸兵事を掌らしめ、大臣に准じ仲麻呂を
 以て之に任じ、藤原永手を中納言に任ぜらる。六月五條の制勅を發す、(一)諸氏長等
 公事を願みずとて恣に己が族を集む、(二)王臣馬數を格の限外に蓄ふ、(三)隨身の兵を
 令外に蓄ふ、(四)武官に非ずして京裏に兵を持す、(五)京裏に甘騎以上集り行は、今より
 嚴に禁斷し違勅罪に科す、内亂の豫防なるべし。又伊勢大神宮幣帛使は中臣朝臣
 を差し他姓を用ゐるを得ざらしめ、石川年足を神祇伯に、橘奈良麿を左大辨に任ず
 る等、諸長官の補任ある後には是を六月壬辰の補任と云。仲麻呂の專恣は貴卿の憎嫉となる久し、
 上皇橘左府世を去り、今は憚る所なく宮中に據て、天皇太后の旨を振回し、道祖太子
 の廢は漢の霍光が昌邑王を廢せし故事を摸擬したるにて、豫じめ兩宮の意を神佛
 に託して固めたるは、勅書の趣きにて推料されたり。

されば此比仲麿を除くの陰謀を企てられたり、事の由來は久しけれど、近き端緒
 をいへば、橘左府の致仕前に無禮の語ありし聞へにより、越前守佐伯美濃麿に識る
 やと勅問ありしに、臣は聞ざれど陸奥守佐伯全成は知べしと答へけり、因て全成に

勘聞あらんとしたれど、大后懇勸に止め給ひて事寝たり。六月壬辰の補任に大辨大伴古鷹鎮守府將軍を兼て佐伯全成は副將軍を兼ねぬ赴任せんとす、右大辨巨勢堺鷹密奏す、臣藥方を問んと答本忠節か宅に到りしに、忠節目はして語るには、大伴古鷹小野東人に向ふて、内相を劫かさんとする人あらば、汝は従はんやと問ひ、東人は従はんと答ふ、吾斯問答を右大臣に告しに、大臣聞て、大納言は年少弟といふ意味ならん、當年仲鷹は五十二歳なり。なれば吾教誨を加へん、殺しはしなといへりと。又月末に山背王橘奈良鷹が兵器を備へて田村宮を圍まんと謀り、大伴古鷹情を知ると密告せらる、其事宗親に連なりて、容易ならねば七月戊申二に詔し、頃者王、臣等の中に大宮を圍まんする聞あれど誰かさる人あらんと問ざれど、一事を數人重ねて奏すれば、朕のみ慈するも國法の已を得ず、人々家門の祖名を失ふ勿れと諭さる。更に大后は右大臣以下の群臣を召て、汝等は吾近姪なり、豎子の卿等は先皇の命にて朕が後は能大后に仕へと遺詔し、又大伴佐伯は遠世より内の兵にして、大伴宿禰は吾族にもあれば、同心に皇朝を佐奉るべきにかゝる醜事聞ゆ、宜しく明清の心を以て仕ふべしと宣給へり。其夕に中衛舍人吉備下道妻太都内相に詣り、今日未時に小野東人臣を喚て王臣

等皇子内相を殺さんと謀る従はんかといふ、王臣とは誰そと問ば、黄文王、安宿王、橘奈良鷹、大伴古鷹等徒衆甚た多しといふ、如何せん謀りぞと問ば、一は精兵四百を以て田村宮を圍み、一は大伴將軍任所に向ひ、美濃に至つて病と稱じ關を塞くといふ、因て暫し考へて敢て違はじと答へたりと告たり。仲鷹其狀を具奏し、諸門を警衛し、高麗福信を遣はし、兵を率ゐて東人忠節等を追捕し、左衛士府に禁じ、又兵を遣はして道祖王の右京宅を圍ましむ。翌日右大臣豊成中納言永手等八人に勅して東人等を勘問せしむれど、確にかゝる事はなしと陳せり。即夕に鹽燒、安宿、黄文三王、奈良鷹、古鷹を召され、仲麻呂は御左所に侍し、大后の旨を傳へ、人あり五人の謀反を告れど、汝等は吾近人なれば吾を怨むべしとは思はず、何を怨みて然するとはあらじと思ふに因て、罪を免ずるにより往さき然するなと宣されければ五人南門の外に退出して稽首し恩を謝し、其陰謀は遂に果さずして止たりけり。

翌日庚戌四更に中納言永手等を遣はして東人等を窮問せしに、事實なりと白狀したり、其の口供に、六月中に期會して謀ると三度、始めは奈良鷹宅、次は圖書藏の庭、後は太政官の庭に於てせり、其衆は安宿王、黄文王、橘奈良鷹、大伴古鷹、池主、兄人、多治

比叢養、禮鷹、鷹主、餘は闇裏に面を見ず、天地四方を禮拜し、鹽汁を飲て誓ひ、七月の二日、闇に兵を發して内相の宅を圍み、之を殺して直に大殿を圍み、太子を退け、次に大后宮の鈴璽を取り、即時に右大臣を召て號令せしめ、帝を廢し、四王の中を選立せんと謀りたりと。是に於て被告人を追捕し、各別處に禁著して勘問せしに、安宿王の供には、六月廿九日黄昏に黄文來り、奈良鷹相談ありといふ、因て太政官内に往ば廿餘人集れり、一人迎來るを見れば奈良鷹なり、素服の人あるは小野東人なり、衆みな時過ぐ立て拜すべしといふ、何を拜するやと問ば、天地を拜すといふ、吾は情を知らずして拜せり、欺かれて往たるのみと。黄文王、奈良鷹、古鷹、叢養等の辭も略同し。勅使奈良鷹に何に縁て逆謀を起せしと問ば、内相の行政に無道多し、故に其人を請得たる後に狀を陳せんとすと答ふ、其無道の狀を何問ば、東大寺を造て人民を苦しめ、氏氏人も是を憂へり、奈羅剗を置も亦大憂と答ふ、因て氏氏とは誰ぞ、造寺は汝が父の時より起ると詰りければ、辭屈して服せり。佐伯古比奈の供に、賀茂角足が高麗、福信、奈貫王、坂上、荊田鷹等を額田部の宅に招飲して、發逆の期に會する無らしめ、田村宮の圖を指授すと白す、是に於て角足も亦獄に下し、諸衛を分遣して其黨與を掩

捕せしむ。更に百濟敬福船王等五人を遣はし、黄文多夫禮、道祖麻度、古鷹、叢養、東人、角足乃呂を拷掠して窮問し、皆杖下に死し、與黨も多く獄中に死したり。安宿王は妻子と共に佐渡に配流され、佐伯大成信濃、大伴古慈、斐土守、多治比國人江守等みな流罪に處せらる、首謀の橋奈良鷹は此に脱す、後亦聞となし、誅さるとも流さるともいふ、杖死に漏たらば流罪になりて害されたるならん、承和仁明十年に至り、從三位、後に太政大臣を贈らる。翌日辛亥五、密告人山背王、巨勢堺鷹、上道斐、太都、縣、犬養佐美鷹、佐味宮守は並に位を陞授し、斐、太都は朝臣姓を賜はりて中衛少將に任せらる。民間恟々として其亡魂を説き、浮言動搖して郷村を擾亂せしかば、勅して此の如き者は輕重となく同罪に處して妖源を絶ち、百姓に與謀の者あらば京畿は十日、遠國は卅日内に自首すれば罪を宥す。

右大臣豐成の子乙繩も亦謀に與かる、乙卯九、中納言永手、左衛士督坂上、犬養を遣はし、豐成に勅宣し、肱禁獄令に、流以上除免して勅使に附し、進めしめ、戊午に日向員外掾に貶し、勅して、豐成が私に賊に附て内相を忌み、内亂を知て奏するなく、事發覺しても究めず、宰輔の任に在ものに合ずとて、太宰員外帥に左降せらる。是の帝南院

に御して諸司并に京畿百姓の村長以上を集め、詔す、惡逆の奴久多夫禮、麻度比、奈良、古鷹等、内相を殺し、大殿を圍み、太子を退け、廢立を謀り、太政官坊に誓ふて七月二日に兵を發せんとし、上道斐太都の具奉に由て勘問せしに、事實と申して罪に伏せり、皆死罪に勘當すれど一等を軽くし、姓名を易て遠流に處す、彼等に談誤されたる者の京土を踏と穢はしければ、出羽國小勝柵戸に移さしむ。又鹽燒王は四王の列に預れど、謀庭に會せず、亦告られず、道祖王の縁にて遠流に坐すれど、父親王の家絶るを重んじ、罪を免ぜられ、翌月氷上真人姓を賜はる、又山背王は藤原贈相國の外孫なるを以て、藤原朝臣の姓を賜はり、藤原弟貞といふ。中納言多治比廣足は年耄に力弱く、列に就ながら諸姪を教えずして、悉く賊徒となりたるを以て、辭職して散位を以て、第に歸らしむ、秦等の賊兵に雇はれ、遠流に處したる、餘は、淨心に仕奉するを許さる。

此獄の起るとき、陸奥國に勅し、守佐伯全成に勘問せしめしに、全成供す、去る十七年先帝難波行幸にて不豫の時、奈良鷹全成に言ふ、陛下は殆んど大漸に至らん、猶皇嗣を立てるなし、恐くは變あらん、多治比國人、犢養、小野東人を率ゐて、黃文王を立て、百

姓の望に答へ、大伴佐伯の族が此舉に隨ふて前將となれば、敵なし、方今天下の居宅定まるなく、怨嗟實に多し、身に縁て議しなば、事必ず成べし、相從んやと、吾答へて從ふを欲せずといひければ、彼は天下の愁を見て、所思を述るのみ、他人に言なかれとて、辭し去れり、按ずるに、是年九月不豫、平城恭仁の留守に命して、宮中を固守せしめ、ありめたるなり。其後大嘗の歲、元勝寶、元年奈良鷹又いふ、前年の事發せんとす、如何ん、吾答へて、何敢て惡逆を發せん、前歲の事は已に忘る、何を更に起らんといひければ、彼同心の友なれば、談るのみ、他には言なといへり。去年四月吾入京の時、奈良鷹より俱に大伴古鷹に相見んとて、辨官の曹司に至て共に語話する良久し、奈良鷹いふ、聖體空に垂き、歳序多し、消息を聞ふに一月を過ぎず、今天下亂れて人心定まるなし、若他氏の王を立てるあらば、吾族は滅びん、願は、大伴佐伯を率して、黃文を立て、君となし、以て他人に先んじ、萬世の基をなさん、古鷹曰く、右大臣大納言兩箇の人は、勢に乗して、權を握れり、汝君を立てるとも、人豈に従ふべけんや、願は、これを言なかれ、吾も亦いふ、此事無道なり、事成とも、豈に明名を得んやと、言畢て去れり、二人は彼曹に留りたれど、後語を聞ずと、陳し、勘問を畢て、自經れて死せり。全成の口供に據ば、此事の起り

久し、筑紫廣嗣の亂に引續き、藤橘兩家の内情及び他氏の排擠せんとする内容を窺はる、是時藤原氏の權勢を集むる年尙淺し、外舅の親を怙めど、太后と帝とを喪ひ天位他に移らば、また蘇我の故轍を踏べし。嚮に宇合が廣嗣を廢嫡せんとし、廣嗣が眞備玄昉を除かんと請ふなど、其故を詳にするに由なけれど、是より遷都造寺造佛興りて天下の怨嗟となり、奈良麿が隱謀の端は恭仁造營の時に發し、玄昉の西遷以前にあり、太后の詔に大伴は吾族とあれば、早く藤原氏腹の黃文王を立て、藤橘の家基を固くする本意に起れり。仲麿が同族相軋轢する事態は此時よりあるとは思はれず、古麿が右大臣大納言兩箇人勢に乘し權を握るといへる、兩箇とは不和の意を含むに非ず、此獄の起るまで兄弟の破綻は露はれず、惟仲麿が位地の兄を凌ぐに至れるまでなり。されば奈良麿が古麿等と最後の隱謀は早くより道祖太子と相結んで、人望を失へる仲麿を黜け、右大臣に依りて藤橘の基を固定し、他氏より先んせられざる謀を回したるなり。之を要するに此大獄は天平の初めより原由し、種々の變化を経て、遂に仲麿が兄を排斥して擅横の勢を激成したりと雖も、其實は藤橘二氏が自家に縁ある王を推し天位を定めて權勢保續に起因す、成否共に藤家

の内訌なり。天平以來土木工役に天下怨讟する中より、藤原氏の勢力を積成したる事情は、尋釋すべき點多し、時局斡旋の時期なり、輕過すべからず。

長屋王を殺して光明皇后立ち、道祖王を殺して淳仁天皇の位定まれり、權臣の家勢を保持する毒螫は獨り蘇我入鹿のみを憎むを得ず。光明皇后の仁慈を是まで衆口の定評となしたるは、續紀に太后仁慈在救物とて、東大寺(大佛をいふ)國分寺の創建、悲田施藥兩院の設けを舉證し、後の人更に千人の垢を洗ふて、最後に觀音の化身に接したる談を造り加へて、咄々稱美するは、畢竟藤家が祖先を崇譽する言尾に附を免れず。當時怨嗟の聲は寺建立より起れり、因て財力を屈したるは三善清行の封事に明言する所なり、施藥悲田院の百五十年前創立の四天王寺に設けたるを知らば、價直は大に低落す、佛法崇信と慈善事業とは相依り、善根は施捨の財に存ず、後まで施藥院は藤家の利益となりて、空名を存ずるを見れば、仁慈の價直は消滅して國分寺と共に疑問の中に葬らるべし。余は却て光明太后の仁慈を橘氏の獄にて見出さんとす、此獄は天位廢立にわたり、勅にも死罪に當れど、慈して一等を軽くし、遠流罪に處すとあり、主謀の橘奈良麿が存没を知らざれど、勅の如く遠流罪に處せたる

べし、陰謀露顯より現に大后の態度は仁慈を以て徹底したるを證明さるゝ。

仁慈などいふ語は朱緑の彩色の如く、看板カネ、功能書カキに使用さるゝ具にて、平常の場合には價值なき飾り字なれど、亦決して弃るを得ざるは無論なり、歴史の觀察は其實價を見極めんを要す、殊に人心を動轉する變亂起り、生死の場合に於て、人人の眞性は發見するものなれば、橋氏の獄の如きは歴史觀察に趣味多き事なり。爰に其比例を擧て雙敲すれば、近き明治の大變革は百度破壊の時期にして、三條岩倉兩公は兪暴の書生浪士に擁ぜられ、愚論調停に心勞し、眞の政事は無能に近しといふは皮肉の談なるべし、二公の人格をいへば、條公は溫和にて、岩公は嚴厲なり、故を以て多く岩公の敏腕を稱すれど、大般は調停に苦心されたる中に、兩公の賢宰輔たりし價値は存ず。其如く、光明皇后の仲鷹が引起したる大獄に於て、終始仁慈を主とし、死罪を宥し給ひたれど、廢太子以下みな慘殺され、只外姪の奈良鷹を宥免されたる結果となり、徒善徒法と謂んより、寧ろ外姪を私庇したるに似れど、此に仁慈の光輝を看出さるゝ事あり。三條公の江戸城を收めて鎮將府を設けられし時は、三年も繁昌を極めたる江戸の兩町奉行を、書生の土方今伯賢後の江藤後法親司二人に引繼せ、

忙急に民政局を設け、新官吏を人換るには、二人の指圖にて猿てさへ無ればよしと手慣れたる者を搜して、俄に各課に据付けて事務を執せ、間に合せたりき。其中にも財政尤も繁劇なれば、千兩以上は伺へ、以下は判任の議決に委ねしに、課長は中々の敏腕にて裁決流るゝが如くなりしが、江藤へ莫大の贈物したるあり、三條公土方も同様なるより不審起り、密に探偵すれば、課長に用ゐたる者は舊幕にて有名の奉行三人より擯斥されたる有名なる賊吏なると發見したり、其家宅を聞繕へば、表は尋常なれど、長廊を以て裏の屋敷につづりて奥座となし、常に藝妓花の如く長夜の飲をなし居たり、其金錢は千兩以上の願を幾口にも分ちて九百餘兩となし、勝手に裁決して掴み取て湯水の如くに遣ひ、貯蓄幾十萬圓に充れば職を去て越後へ高飛する志とのとなるを以て、直に捕へ、連累を并せて獄に下し、鞠問したり、其口供に最前の進物は課長が、三條は貧乏公家なれば少し金を與へよ、土方江藤は浮浪書生なれば品物を多く與ふれば喜ぶと使賤したりといふ、江藤聞て嚇と憤怒し、かゝる姦物は死刑に處して府中を戒飭せんと思へど、賊罪なれば涙脆なみき三條公には採用されぬ、故に獄吏に責殺せと申付て即日責殺したり、是より局中みな震栗して色を

失ひ、ために事務を澀滞して大に困めり、昇平の餘に殺すことは慎まざるを得ずと江藤の直話を聞けり。橘氏の獄に好比例なり、太后の仁慈にては此獄を死刑に處するとは得られぬ、當日永手の勘問も甚だ寛容なるにより、仲麿は百濟敬福船王等に含めて責殺させたるなり、敬福は東邊に赴任して大佛鑄造に黄金を發見して從三位に超愈したるゑせ者、船王は後に太宰帥となりし人なるが、忽ち慘酷の杖を下したり、奈良麿の免れたるは橘氏なれば早く探知して魔酔の金を掴ませたるならんも、後に亦一服の毒を盛られたるならん歟。

第四十二節 寶字尊號、押勝擅權、光明皇后崩。

天皇寢殿の承塵に天下太平の四字現はれて、儲位替り、大獄起り、宗親枕を並べて杖下に死す、儒學佛教の瑞祥靈異説に沈酔したる社會と雖も、事實を事實として見なば、是をいがて天下太平と言を得ん。されば此四字は太子を廢するに一の効驗を與へて消滅せしに、獄事定まりて八月に至り、駿河國益頭郡人金刺舎人麿より蠶の自ら字を成を獻しけり、是に於て死灰復活し、勅して曰く、去る三月二十日皇天俄

に天平太平の四字を賜はりしに、賊臣廢太子道祖及安宿黃文橘奈良麿等、潜に逆徒を結ひて宗社を傾けんと謀り、悉く天責を受けて罪に伏す、爰に駿河より獻ずる蠶兒の自ら字を成を得たり、其文に云、五月八日開下帝釋標知天皇命百年と此祥を頂戴して躍踊歡喜して竦息交懷けり、是日は太上天皇のために齋を設けて悔過し奉るの終日なり、是に於て帝釋皇帝皇太后の至誠を感じ、通門を開き勝業を鑒がみ、御字を標して百年の遠期を授けらる、蠶は室中に生長して天下に衣被す、故に神蠶をして字を作りて神異を表はせり、還て寡徳を恐る、豈に朕が力の致す所ならんや、是賢佐の功なり、宜しく王公と共に斯呪を辱くすべしとて、天平寶字を改元ある。蠶の字を成とは奇異中の奇異なり、是を神呪として改元あるは迷信中の迷信と謂べし、獻瑞の白丁金刺舎人麿は從六位上に叙し、純甘疋、調布八十端、正稅廿束を賜はり、執持參上したる驛使少初位上賀茂君繼手は從八位下に叙し、純十、綿布各廿を賜はる、天平の龜文に例すれば其造作には佛僧も加はり、指喉者も大方は推知さるゝ。

寶字は改元の材料に非ずかゝる目出たき神祐の顯はれし昌平の御世には、恩澤を共にする賢佐の王公に及ぶべきは、自ら勅書の面に見はれたり、されば首に如何

なる事の發するかといへば、功田の品を定めんと三寶に報謝されたり。閏八月紫微内相仲麿等奏し、曾祖内大臣^{足録}制度を考正し章程を創めたる功田百町は、大功世々不絶として傳へたるを、其起せる山階寺の維摩會を助くるためにその寺に永施し大臣の洪業皇太后の英聲を遠く傳へんと請ひ、勅報し嘉納あり、所司に施行せしむ。尋て官大寺へ、寺別に戒本師田十町づゝを置き、十一月勅して備前の壘田百町を東大寺の唐禪院の衆僧供養料に永施し、翌月越前の壘田百町を山階寺の施藥院に永施さる。越前、の壘田は正倉院に一冊の解あり、前章^{冊八}に抄舉したる如く、訴訟を紛起したり、備前、の壘田は陰謀告發に因て從四位下^{元從八に超叙し中衛少將に任し朝臣姓を賜はりたる上道斐太郎が閏八月に吉備國造となりたるは、必ず此壘田に關係あるを思はるゝ。斯て是月官奏に因て孝德帝乙巳^{大化元以來の功田を比較して其品を議定さる、大織冠の乙巳の功田百町は大功世々不絶となし、入鹿を誅したる功なり、前の律壬申の功に村國男依等五人は中功二世となし、大寶の律令を定めたる功田とは別}壬申の功に村國男依等五人は中功二世となし、大寶の律令修定四人は下功傳子となす、以上は先朝の定むる所也とあるにて、前の維摩會寄附は此前置なることを知らるゝ。次に乙巳に佐伯古麿の功田卅六町、餘は他に驅卒}

されて奸を誅したれば、^{天智帝鎌足に驅率されて功推す所ありとて上功三世と定め、其他養老に律令を修定したる者まで十四條は、當今の定むる所と注せらる、此の如く古き功田の品定めも亦後に希望の伏する事を知るべし。}

二年二月に大和守大伴稻公より城下^{上の郡の大和神山^{三輪山ならん大倭に奇藤を生し、其根に蟲の王大則辨天下人此内任太平臣守旻命の十六字を彫成せりと奏す、博士に下して議せしむ、咸曰く、王は大に覆載して兼辨せざるなし、聖上賢を擧て内此人に任ずれば、旻天德に報いて太平ならんものなり、加ふるに地は大和の神山にて、藤は當今の宰輔なり、事既に効あり亦何ぞ疑はん、勅して宣布せしめ、恭しく天賜を受く、卿士敬んで神教に順ふて職を修めよとて、郡司に位一級を加へ、貢瑞人を從六位下に叙し、絶甘、綿四十、布六十、正税二千束を賜はる、瑞字の文益露骨になりたり。去年五月勅し、百姓の御宇天皇、及び后等の名を姓名に著る者は以後罪に科せしむ、^{三代}今年六月大和國葛上郡近江國神崎郡の桑原史、男女千二百五十餘人上言す、去歲五月の勅に、内大臣太政大臣の名は稱するを得ずと文なし。臣等は後漢の苗裔にて、先祖高麗より轉して歸化せり、史の字を改めんと請ひ、桑原直船直姓を}}

賜はる、太后不豫に因て十二月を盡すまで天下に殺生を禁斷し、猪鹿の類は永く進御するを得ず、官中臺の奴婢を免して良に従はしめ、又朝廷安寧天下太平のために金剛般若經を奉寫して、國分僧寺に廿卷、尼寺に十卷を安置し、金光明最勝王經を副て轉讀せしむ。

翌八月朔、天皇位を皇太子に譲り給ふ、是日百官僧綱朝堂に詣りて上表し、上臺に尊號を上り、寶字稱徳孝謙皇帝と稱し、中臺を天平應眞仁正皇太后と稱せんと請ふ、詔して天意違ひ難く俯て衆願に従はんと報ぜらる。又公卿の表、耆縉の乞に従ふて、號を受けば、何ぞ洗舊の令なからん、宜しく百官の名を改めて寛大の澤を施すべしと、天下に大赦し、山林の清行逸士十年以上は皆得度せしめ、中臣、忌部兩氏及び大學、醫、針、曆、算、天文、陰陽生の廿五年以上に位一級を授く。大僧都鑑眞、戒行潔く、白頭にて遠く滄波を涉り、聖朝に歸したるを以て、大和上の號を賜ひ、恭敬供養せしめ、煩躁の政務を以て老を勞せずとて、僧綱の任を停め、諸寺の僧尼を集めて戒律を學はしめ、尋て宮人の職員を増さる。九日勅し、先帝洪誓を發して大佛を奉造し、天より至心を感じて勝寶の金を出し、賊臣惡を懷くも威武を畏れて馴服す、尊號を上りて

勝寶感神聖武皇帝、諡を天璽國押開豐櫻彥尊と稱し、日並知皇子を追崇して岡宮御字天皇と稱す。

上臺中臺に尊號を奉る日、勅して内相の功勳高さに報ひたる名字を參議八省卿博士等に下し、正議して奏聞せしめ、空言濫汗する無れど仰出さる、素り思ひ設けたる事なるべし。斯て廿五日(甲)に至り、紫微内相藤原仲麿を大保に任じ、勅して乃祖内大臣以來皇室を輔翼し、十帝百年を経て海内清平なり、汎惠の美は斯より美なるはなし、姓に惠美の二字を加へ水鏡に、御覽するはたひにゑましく暴を禁じ強に勝ち、戈を止め亂を靜むとて、名を押勝といひ、朕の鼻中に汝卿良に尙く故に尙舅を稱じ、更に功封三千戸功田百町を給して、永く傳世の物となし、不常の勳を表し、別に鑄錢、舉稻及び惠美家印を用うるを聽さる。寶字の顯はれて改元より、其年を経て仲麿の企望は成就たり、此間の行事は著々照應す、奇藤の文にて大保の任を暗示し、尊號の表は尙舅藤原惠美押名の名字を賜はる前置にして、功田の品を議定したるは此功封功田を默示せるなり、諸王諸卿を慘殺したるを國家に樹たる大功と誇らなため、鎌足佐伯古鷹が己の功を詮議し、先帝に聖武の諡を奉れり、剩さへ名字の議を下

す勅に、空言濫汗などの贅言は如何なる驗應あるやと見れば、鑄錢舉稻及び惠美家の印を用うる濫賞を要求したるにてありけり。古來和漢の權臣が驕横を極め、滿朝の耳目にあつかましき事をなして、靦然たる歴史は多けれども、仲麿が寶字を以て上臺中臺を欺瞞し、滿朝に誇耀せる其巧みの淺薄にして露骨なるが如きも亦稀なり。是より天子を私第に擁し、家印を以て貪婪を恣にして、大政を攪亂したる歴史に移り、六年にて敗れたるを怪まざれど、其間の濫賞濫政は猶藤原家に遺留して、朝廷を自家の物となす積勢には與りて大に力あり、墾田の占有の如きも必ず其一に居らん。

是は大保押勝を首とし、中納言石川年定、參議文室智努、巨勢開麿、紀飯麿、藤原眞楯八東六人に勅して、官號を改易せらる、左の如し

乾政官大政官なり、綱紀を總持し、邦國を治む

大師太政大臣 大傅左大臣 大保右大臣 御史大夫大納言

坤宮官紫微中臺なり、中に居て勅を奉じ、諸司に頒行す(彌忠志故の如し)

信部省中務省 勅詔を傳宣す、(卿、輔、丞、錄、故の如し)

内史局圖書寮 大史局陰陽寮

文部省式部寮 文官を考賜す、

禮部省治部省 僧客賓客の禮、

仁部省民省部 民政を施す仁、

武部省兵部省 武官を考賜す、

義部省刑部省 罪を鞠治す義、

節部省大藏省 財用を出納す節、

智部省宮内省 産業を催し、供御を聚む

糾政臺彈正臺 内外を糾正す(尹、彌忠院故の如し)

鎮國衛中衛府 大尉大將 正三位

驍騎員外將 中將 從四位上

次將 少將 正五位下

司門衛衛門府

左勇士衛衛士府

右虎賁衛兵衛府

時に押勝は五十三歳なり、石川年足文部卿神祇伯を兼ね、年七十一にて、讀書に耽り治體に習へりと稱す、主として此人の爲せる所なるべし、年を歳に改めたると同様に、職制の變化とてもなければ、是等の事を太平を備藏すと稱じ、文學の習氣ある權臣の悦ぶ事とす、漢の王莽の如き是なり、類々瑞字の現はれたる結果は、文字に眩耀す、貴族の好尚は此の如きものなり。

嚮に尊號の表を上りたる僧綱は、僧正婆羅門善提を首位として、連名にて関に奉

れり、是時の僧都鑑眞律師道璿も唐僧にて、本朝人は良辨を首とす、思ふに寶字以來これを博士の議に下すには、僧侶にも必ず顧問あるべし、玄昉以後、道鏡以前は教權を良辨の手に專握したるとに留意すべし。先帝へ奉號の月に大史陰陽頭奏す、九宮經黃帝の九宮經を案ずるに、來年巳亥は三合を會す太歲害氣本陰の三神相合を云、其歲は水旱疾疫の災あり、因て勅す、摩訶般若波羅多是諸佛の母なり、四句の偈を受持讀誦すれば得福德聚、不可思量といふ、是を以て天子念ずれば兵革災害國に入らず、庶人念ずれば疾疫厲鬼家に入らず、宜しく天下諸國に告て男女老少を論ずるなく、起座行歩に口を開けば皆盡く摩訶般若波羅を念誦し、文武百官の朝に向ひ司に赴く道路上にも毎日念して空く往來するなかるべし、庶くば水旱疾疫の災を免れんとて、普く布告されたり。官名改易は此念誦の中に行はる、亦瑞字の類にして嗚呼の現象と謂べし、天平の末匿名書起り、尋て僧中にも誹謗の罪ありしに、此頃に至り又僧善神が心に殉へて奸を縦にすとて、先に口を極めて宿德を罵りたる專住と共に佐渡島に追はれ、猶悔過せずして醜聲益彰はるとて、巳亥三年五月に還俗せしめて差科に従ふ。天下太平を文飾する際には、反對の聲も亦道俗間に起るべし、是月百官師僧に封事を上り得失を陳せしむ。

翌六月詔して、舍人親王を追て崇道盡敬皇帝と稱し、當麻夫人を大夫人と稱し、兄弟姉妹を悉く親王と稱せしむ、又大保を父とし、藤原いづみ郎子つめ娘めの大保を母とせんと、内旨ありけれど、押勝固辭したるとて、叙位を行はれ、其中に藤原眞楯を正四位上、巨勢麿を正四位下、以下一門十人押勝の子の位一階を陞せ、御楯を參議となす、押勝の女婿なり。嚮の勅に應じて封事を上り、石川年足は別式を行ひ、文室智努、僧都慈訓は正月悔過の布施を停め、氷上鹽燒は三世王以下の給祿に上日を計ふをやめ、播磨大掾山田古麿は百姓五男を生む以上の課役を免せんと請ひ、並に施行さる、其他細徒の意見にて格に存するもの尙あり。是より先き勝寶五年、左大辨紀飯麿伊勢に住、て大神宮の界標を樹しに、其後伊勢志摩の兩國相争ふに因て、十月尾垂剗を葦淵に移し、武部卿巨勢開麿及び神祇副忌部等を遣はして奉幣せしむ、尾垂は皇太神宮儀式帳に、伊鈴河上山中御坐四至、神界以東、石井嵩、赤木嵩、黃楊山嵩、尾垂岑等爲山界とある、其岑なり。

四年正月帝大極殿に朝賀を受け、五位以上を内裏に宴し、翌日は大保押勝の第に

幸す、四月上臺帝と共に内安殿に御して叙位行はれ、押勝に従一位を授け、北家の従三位口勅に乾政官大臣は人無き時は空く置ど、今大保は其人と思ふとて、大保を大師に昇任し、召て隨身の契を賜ふ、去年十一月帶刀資人を益し、前に通して卅人に及びたり。是日中納言石川年足を御史大夫に、文室智努を中納言に、船王三を信部卿に、藤原眞楯を大宰帥に任ぜらる。實字庶政は年足の手に出たるべし、明日上臺帝と共に太師の第に幸し、巨勢廣足を従五位下に、藤原袁比良從三位○太師の妻を正三位房前の女なるべしに叙す、廣足は押勝の聲ならん。押勝は極官に昇れり、權威に募れり、又既に鑄錢舉稻に家印を用うるを許され、福利を恣にせり、三月勅し、私鑄錢稍多くして遽に禁斷せば騷擾せんとして、新錢を鑄る、銅を萬年通寶といひ、一を舊錢十文に當て、兩は徑九分重一々五分一は徑八分重八分あり、後のは五文錢か銀を太平元寶といひ、一を新錢十文に當て、金を開基勝寶といひ、一を銀錢十文に當てし、ひ十文錢を鑄るは唐高宗乾封の徑寸錢に倣へるならん、銀金錢は並に存せず、比較するに由なけれど、是より遽に錢濫惡になりて物價沸騰せり。

春の半比より皇太后不豫にあらせられ、諸社の祝部をして各神祇を祭りて平復

を禱らしめ、大神宮禰宣内人物忌、及び諸社祝部に爵一級を賜はり、又五大寺に雜藥二櫃蜜一缶づゝを施さる。六月七日丑乙太后崩す、年六十なり、船親王、藤原永手、弟貞御楯千尋、安倍島麿、藤原惠美久須麿、一作に訓需麻呂に等十二人を裝束司となし、池田親王、白壁王、文室智努、氷上鹽燒等十二人を山作司となし、養民司前後次第司を定め、天下に哀を擧る、三日翌月佐保山陵に葬る。后は姉宮子夫人の聖武天皇を生たる同年大寶元年橋三千代の腹に生れ、天皇の儲貳に定まる日は年十六にして妃となり、是より藤原氏は蘇我氏の後に亦外祖外舅の親を得て權勢を積み、人臣より皇后となる例を創めて一門顯要に列なり、共に抗する群卿なきに至りたるは、僅に此卅年間の事なり。天皇の禪位後に姪仲麿を紫微中臺に任用し、一門に内訌を起し、大獄を發すべし、遂に仲麿が擅權の勢威を生ずるまで又十餘年を経て、藤原家威福の基礎定まれるは、太后一生の内に積成したり。是より以後は皇室を藤原家の懷に抱たれば、其歴史に太后の徳を稱揚するは、素り溢美を免れず、衆御を攝引して禮訓に嫻び、佛道を崇び、仁慈にして志は物を救ふにありと、天平以來の三寶興隆、及び慈善の業を後の贊助に歸すと雖も、此等の事には利害並に存す、史家に自ら公論あるべし。

但藤原氏の勢を集むるに従ふて早く内容に波瀾起り、或は仲麿、寵任の咎を太后に歸する論もあん、されど聖武帝在位の間は群臣を檢束し、太后の紫微臺より漸く驕縦になりたるは、婦人の御事なれば恕して論せざるべからず、押勝が極官位に昇る迄は后御在世の時なれども、彼を檢束せられたる効力は尙自存する所を見るべし。

七月大僧都良辨等奏す、今像教將季ならんとして緇侶稍怠る、褒貶なくては何を善惡を顯はさんとして、僧の四位十三階を制し、三學六宗より拔て三色、師位、大法師位を勅授に准し、餘は奏授に准せんと請ふ、勅報して四級は勞煩を致さんとして、修行誦持を一色とし、師位の級は奏の如くせしむ。三學は、戒、定、慧なり、釋氏六宗は、三論、成實、法相、華嚴、禪、及び律なるべし、四位は、入、住、滿、師あり、貞觀の官符に、僧綱之制本有三階、滿位、法師位、大法師位と見ゆ、三色は、傳燈、修行、誦持各四階づゝ、大法師を加へて十三階なれど、修行誦持を一色となせば二色九階なり。推古帝の末に僧正をあき、天武帝の時より僧綱をあき、夫迄は惟道を崇びたるに、今は僧徒も勅授奏授の階級を以て褒貶をなすに非ざれば紀律しがたく成行き、出世教は屈して俗了したり、以て僧徒の政事俗務に干與し、陰に權勢を弄するの徴を見るべし。是日又勅して、東大

寺に納置たる封五千戸の用事分明ならざるを以て、これを議定して、宣せらる、其勅書、并せて勅を奉して寺の四至を定めたる文書を正倉院に存す、左に擧ぐ、

勅

東大寺封伍仟戸

右平城宮御宇

太上天皇、皇帝、皇太后、以去天平

勝寶二年二月廿二日、專自參向

於東大寺、永用件封、入寺家訖、而

造寺了後、種々用事、未宣分明、因

茲、今追議定如左。

營造修理塔寺精舍分壹仟戸

供養三寶辨當住僧分貳仟戸

官家修行諸佛寺分貳仟戸

天平寶字四年七月廿三日

東大寺圖

奉勅七圖定三堺。

四至

北一堺菁川川上高峯、二堺梅本橫峯、

三堺鳴川北橫峯并梅谷、

東四堺馬勝坂、又外政所東峯、

五堺内合并津谷、

南六堺仙房并御笠山口、七堺寺園

西八堺興福寺乾角

九堺野馬道、并富羽北坂合、

右圖堺 勅定如件。

天平勝寶八歲六月九日

太師從一位藤原惠美朝臣

大僧都良辨

少辨從五位下小野朝臣田守

(全面字付の處に天皇御璽を廿朱

治部大輔正五位下□□王

捺す)

禰

造寺司長官正五位下佐伯宿

(僧都の位地は大臣納言に准す)

大倭國介從五位下播善朝臣

斯て七七忌に東大寺并に京師の諸寺に齋を設け諸國には每國に阿彌陀淨土の畫像を造り稱讚淨土經を寫させ國分寺に於て禮拜供養せしむ。

八月に勅し先朝の太政大臣は功天下に高きのみならず皇家の外戚なり朝賞未人望に允ならずとて齋太公の故事に依り近江國十二郡を以て追封して淡海公となし繼室從一位縣犬養橋宿禰に正一位を贈り大夫人となさる。又大師給ふ所の太師の任を南北左大臣に譲らんとの請に依り南卿武智北卿前へ並に太政大臣を贈らる十二月に至り太皇太后皇太后の墓は並に山陵と稱して國忌の例に入しめ是に於て藤原氏は無上の貴榮を極めたり。昔し推古帝の時蘇我馬子四朝の大臣

となりて權勢を積り上宮太子の薨す翌々年葛城縣は本居ほんゐの地なるを以て之をへり是縣は大臣葛城圓が宅に安康帝弒逆人眉輪王を匿して誅せられ没官となりたる地なり帝の詔に朕は蘇我の出にて大臣は朕の舅なるに是縣を失はゞ後の君より愚痴の婦入天下に臨みて失ふといはれんは朕のをさなきのみならず大臣も亦さがなからむ末代迄の惡名なりとて許し給はざりき。女帝の御宇を治らす始めより此の如く模範垂給せし故にや光明皇后の押勝を寵任あり寶字以來彼の專縦なるも猶太后を憚りて暴貴の頂點に至らざりしに太后の七七の忌畢りて父を淡海に封し畿に接近の國十二郡を自家に占有したるは嘗に葛城縣のみならず齋太公の故事とは王莽曹操を避たるにすぎず群臣は陰に目を仄てたらん是にて光明後の裁制力弛みたるを徵するに足る。

第四十三節 唐の大亂、筑紫與羽築城、高麗使聘。

聖武帝と唐玄宗とは世を並へて昌運を競ひたり勝寶以來は藤原仲鷹皇太后をかざして權を弄したれど玄宗の楊貴妃を寵愛して其兄の楊國忠に手を炙らば熱

すべき程の權勢を生じたるには比すべくもあらず、彼は范陽節度使安祿山京師の内容を見透して、東胡を唆動し唐を乗取んと叛謀を巧みたり、我京師も内訌あり、四邊東徼も果して靜穩なるやとは、史學家の比較に於て考量を用ゐざるべからず。唐の安祿山が東胡を唆動するに當つては、遼東の渤海國より韓地まで必ず其波動を受たるべし、新羅の朝貢を闕たるは前に述べるが如し、第卅九節に出事後より見てこそ安祿山は唐都に侵入する用意にてありけれど、隱謀の潜伏する當時に在ては唐の隆盛はよも動かすべきに非ず、必ず東を侵掠するならんと警虞したるは叛後寶字の勅さへ然りき。此好例は去年露軍と交戦中に露國に内亂頻に起ると聞ても、彼國の宿疾にして叛徒の力微弱にて迎も成功すべきに非ず、彼が極東に武を用うる力に決して消長するなしと露國を怖れしに、媾和となりて程なく内亂潰裂したり、叛徒の陰謀未發の際に於る外觀は誤り易きと此の如し。されば勝寶の遣唐使が唐を廉訪して歸朝後に東西の邊徼を戒虞されたるは、必ず尋常の外に謀議を疑されたるべし。

勝寶六年東大寺戒壇を創めたる月に、遣唐副使吉備眞備は太宰大貳に任じ、正四

位に敍せり、此比には既に太宰の吏務を大貳にて執る例なりければ、應て赴任したるべし、是に於て眞備建議して筑前國怡土城を創作せんと請ひ、八歲六月勅して築城を興し、眞備をして其工事に專當せしむ、怡土城は怡土郡の東山に據り、後の原田氏の高祖高元城を中心として其前野を包ね、九ヶ村にも亘れりと云。初め天智帝の時長門筑紫の諸城を築き、又大堤を築て水城みづきを造り、持統帝の時筑紫新城を造らる殘律律衛禁に、凡越兵庫垣及筑紫城、徒一年とあり、義解に陸奥、越後、出羽等柵亦同とあれば、筑紫城は邊徼の城柵に於て第一に重んじたる大城なり、水城の址は今に存じ、博多港の南方に兩山の間を筑切り水を蓄へ、以て御笠郡後太宰府を護して玄海に臨みたる地理なれど、筑紫城、新筑紫城は何處に在しや、怡土城にまぎれて後人の考檢に脱したり。怡土城は早良郡の西山を隔て、西にあり、志摩郡の南に控ゆ、太宰府并に水城とは全く別區とす、此に眞備の創作とあれば筑紫城と混すべからず。余は高祖山城を訪ねて高祖宮に詣れり、是は怡土城の鎮守高磯比咩神社にて山腹に其祠を存ず、山下の大門村は其大平に當る、外に大鳥居小城戸とて門の跡を存し、此邊に石垣の殘留するもの處々にあり、北は海濱に及び、南は山陰を包む。其西南

に雷山とて古社ある後山にも石垣を存ず、是を旗振城など、稱すれど、是は肥前に越る山峽にて、其石垣は神籠石といふ古代の神奈備城又は磯城と云の殘存したるものなれば、亦怡土城に混すべからず。眞備の建議は大貳に赴任の後に怡土の地形を相し、經畫をなして具申したるなり、天智帝の百濟を救ふて唐の李勣が軍と血戰よりまだ百年に滿ず、安祿山が東北藩鎮となりたるは猶文化の初め露艦の蝦夷地を侵擾したるより百年に滿ざるに、亞歷攝布が極東太守になりたるに思合すれば、當時唐軍の襲來に備へんと西海東徼に要塞を築きたる事情を推想する好比例なるべし。

怡土城築初めたるは聖武帝崩御の翌月なり、前年の末には安祿山兵を擧て洛陽に入り、是夏より唐國大亂なれば必ず浮傳紛々とありて、始めて斷行されたるならん、實は因循して時期後れたり、奥羽の築城も亦相繼て興りたれど、史に記せざるは、怡土城の如く官建ならざる故なり。されば怡土城は上皇の親裁を経たる事なるべきも、此時京師は内亂の機既に動き、寶字元年に至り破裂したり、外防の虞ある際に内政の更張を爆發するは古今に其例多し、必ずしも怪むに足らず。奥羽にも築城興りたるとは、元年承塵に瑞字見はれて太子廢替の時、孝恭友順ならざる者を陸

奥の桃生出羽の小勝に配して邊防を捍がしめ、陸奥守佐伯全成赴任してありしに、尋て左大辨大伴古麿鎮守府將軍を兼ね、全成に副將軍を兼しめ、古麿任所に向はんとして陰謀露顯し、二人皆死し、仲麿の子朝獵が陸奥守となりたるにて粗徴すべし。

閏八月勅し、太宰府の防人は頃年坂東諸國の兵士を發遣せしに、路次の國皆供給に苦しみ、防人の産業も亦辨濟し難し、已後は西海道七國の兵士千人を差して防人司に充て、式に依て鎮戍し、集府の日には五教を便習せしむ。五教は管子兵法篇の旗之形色、號令、進退、兵之長短、賞罰をいふなるべし、七國は薩隅二國を除けるなり。此事は深く研究すべき要項なり、坂東の兵士を以て西邊并せて韓地を控制するは、古代毛野臣阿倍臣の東山北越方面に膺りたる時よりの習例なりしに、隼人綏服に就いて、天平二年諸國の防人を停め、九年筑紫の防人を停めて本郷に歸し、筑紫人を差して壹岐對馬を守らしめ、尋て藤原廣嗣の亂平ぐ後、太宰府を廢して鎮西府を置きしに、二年を越て太宰府に復したり、頃年、坂東兵士を差すと、は必ず其後の事なるべし。筑紫は鎮西府にて適當とは第六章第卅第七章第卅にも述べおけり、西邊に東兵を戍せしむるは道路遠隔にして、公私の不便甚だしきは固り論を俟ず、然るに之

をなすは東兵の雄悍なる故に非ず、古來蝦夷隼人は東東西蠻とて共に強硬なる中に、西蠻は中國南海まで雜居し、兵力鎮壓を要したるに因て、東國の兵を以て邊防、并せて韓地を制馭したりしに、奈良朝より隼人征服の功を遂げれば、今は西海の強兵を以て西邊を鎮して其力餘りある故なり。當時海北の不穩なる鎮西の兵備精練を要するを以て、ふよく習例を破り遠地の疲兵を罷て、近國の精銳を教習することに成たるなり。

唐の亂は勝寶八歲玄宗蜀に遁れ、肅宗立て至徳と改元し、大擾亂となりたれども、當時航海の不便なる本朝には、翌年までまだ斯までの亂とは知ざりしも、必ず浮説は紛々として鎮西の不虞を危ぶみたらん、元年五月の敍位に、船王は正四位下に陞り吉備眞備、其後太宰師となり從三位に陞敍せり、是に於て太宰府には帥大貳共に赴任したり。當時に新羅は朝貢を闕ぎ、渤海のみ通したり、小野田守、高橋老鷹を渤海に遣はされたるは二年の初めなるべし。其六月陸奥國言す、去年八月以來歸降せる夷俘の男女總て千六百九十餘人、或は本土を離れて皇化に歸慕し、或は戰場を涉り賊と怨を結び、新來にて安堵せず、亦夷性は狼心にして猶豫し疑ひ多ければ、天

平十年の勅に准し種を給して佃作せしめ、永く王民となして邊軍に充んと請ひ、聽許さる、是にて奥羽にも夷賊煽起して、邊徼の靜穩ならざるを知る。翌月八道に問疾苦使を發遣され九月西海道問疾苦使藤原楓の奏せる條件廿九件を、太宰府に勅して隨事に處分せしむ、亦東西に兵備を興す故なるべし。尋て淳仁帝立ち、小野田守等渤海より復命し、彼國の大使輔國大將軍楊承慶俱に來り、越前國に著す。陸奥の浮浪を發して桃生城を造らしめ、調庸を復して占著し、貫して柵戸となす、十二月より坂東の騎兵、鎮兵、役夫、及び夷俘を徵發して桃生城小勝柵を築造し、五道俱に入て功役を成さしむ。

遣渤海使小野田守等唐の亂を奏す、天寶十四載勝寶七歲乙未十一月九日、御史大夫兼范陽節度使河北幽州安祿山叛し、兵を舉て大燕聖武皇帝と稱じ、雄武帝と僭稱し、聖武と改元す、明年

正月の、范陽を靈武郡と改め、誤聞なり、靈武は關内道に宅を潜龍宮といひ、年を聖武と號し、其子慶緒を范陽に留め、自精兵廿萬騎を將て南進し、十二月洛陽に入て百官を署置す、是も明年天子安西節度使哥舒翰を遣し、卅萬衆を將て潼津關を守らしむ、安西は今の甘肅なり、唐書には何龍朔方等の兵廿萬、安西に作る、潼關は黃河の東に折れ洛陽に向ふ衝。大將軍封常清をして十五萬衆

を將て別に洛陽を圍ましむ亦誤傳なり、封常清の軍敗十五載祿山孫孝哲等を遣はし、二萬騎を將て潼津關を攻しむ、哥舒翰潼津岸を壞て以て黄河に墜し、其通略を絶て還る、孝哲山を鑿り路を開き、兵を引て進入し新豐に至り、唐書には孫孝哲六月六日天子劍南に遊幸し、七月甲子十八皇太子璵改、字と皇帝位に靈武郡の都督府に即き、至徳と改元す、八月天子益州に至る。此て平盧留後事徐歸道平盧は山東省、柳城縣にある軍より果毅都尉行柳城縣兼四府、經略判官張元潤を遣はし、以下は唐書渤海に來聘し、且兵馬を徵せしめ、曰ふ今載十月に當に祿山を伐べし、王須く騎四萬を發し來援けて賊を平らぐべしと、渤海其異心あるを疑ひ、且く留めて歸さざりしかば、十月丙午廿七徐歸道果して劉正臣平盧節度使なりを北平に鳩殺し、祿山が幽州節度使、思明に潜通して天子を撃んと謀れり、安東、都護王玄志其謀を知り、精兵六千人を帥ゐて柳城を擊破り、徐歸道を斬り、權知平盧節度と稱じ、進て北平に鎮す以上は二載事なるべし、其正月、祿山は、至徳三載元と改元す、乾元四月王玄志より將軍王進義を遣はし、渤海に來聘し、且國の故を通して曰ふ、天子西京に歸り、二載の太上天皇を蜀より迎へて別宮に居しめ、爾々賊徒を滅さんとす、故に下臣をして來て命を告しむと、渤海王

其事の信じ難きが爲に、且く進義を留めて、使を遣はして詳に問しむ、行人未だ至らざれば事未だ知べからずとて、唐主より渤海國王に賜へる勅書一卷を狀に副て進めたり。是に於て太宰府に勅す、安祿山なる者は狂胡の狡豎なり、天に違ふて逆を起す事必ず利あらず、疑らくは西を計るあたはずして還て更に海東を掠めん、古人もいへり蜂蠆だも猶毒あり、何ぞ况や人をやと、府帥の船王、及び大貳吉備眞備は、俱に是碩學にして名は當代に顯はる、簡む朕の心にありて委ぬるに重任を以てす、宜しく此狀を知て預め奇謀を設け、縱へ來らざらしむとも儲備し悔なからしむべし、謀る所の上策、及び應備の雜事は具録して報ぜよと。尋て渤海使楊承慶等越前より入京したり。

三年正月朔帝大極殿に御して朝賀を受け、高麗渤海の改、使楊承慶等方物を貢し、奏す、高麗國王大欽茂日本聖明皇帝の登遐を聞て、感慕し默止する能はず、表文を貢らしめて入朝せしむと、詔報す高麗王先朝の登遐を聞て使をして來慰せしむ、歲月既に改まりて海内吉に従ふ、故に其禮を以て相待ず、勤誠の至りは深く嘉尙すとあり。尋て承慶已下十九人に位正三位以下を賜ふ差あり、朝堂に饗して女樂を舞臺に、内教

坊の踏歌(女踏歌なり)を庭に奏し、翌日の内射にも亦客を喚て同くしむ。大保押勝も亦これを田村第に宴す、勅して内裏の女樂及び綿萬屯を賜はり、文士詩を賦して送別す、副使楊泰師これに和す。初め遣唐使藤原河清清河唐に在て改、日南に漂蕩し、唐に至り留り、亂に遭て歸らず、朝廷因て從五位下高元度を迎入唐使となし、高麗使を送り、彼國より到らしむ、二月高麗王に書を賜はり、併せて絹、緇、絲、綿の外に錦、兩面錦の縑羅、白羅、彩帛、白綿等を賜はり、いふ國使附し來り、船の駕し去なきを以て使を差して送還す、便ち彼郷より大唐に達せしめ、前年入唐大使河清を迎へんと欲すと。

三月太宰府書す、府官の所見は方に不安なるもの四あり、(一)警固式に據るに博多大津、及び壹岐對馬等要害の處に於て、船百隻以上を置いて以て不虞に備ふべしと、而今は船の用うべきなく、交々機要を闕く一なり、(二)太宰府は三面海を帯び、諸蕃を是に待つ、東國の防人を罷ち交後は邊戍日に荒散せり、若し不慮の變あらば何を以應ぜん、不安二なり、(三)管内の防人は作城を停めて、武藝を勤め戰陣を習はさん、大貳吉備眞備は且耕し且戰ふは古人善と稱す、五十日教習し十日築城に役せんと論ず、行ふへしと雖も府僚或は同意せず、不安三なり、(四)天平四年勅し、兵士は調庸を全免し、

白丁は調を免し庸を輸す、當時は民息ひ兵強かりしに、今は管内の百姓乏しき者衆し、優復せざれば自贍るなし不安四なり。勅裁に曰く、(一)船は公糧徭役を以造るべし、(二)東國防人は衆議允せず、(三)管内防人の十月役は眞備の議に依れ、(四)優復は政其理を得ば民自ら富強ならんと。六月船王を三品親王となし、將に新羅を伐んと、太宰府をして行軍式を造らしめ、八月船親王をして香椎廟に其狀を奏せしめ、又新羅人の賦役を避て歸化の舳艦絶されど、府に再三引問し、還んを情願する者は糧を給して放却せしむ。諸國に船五百艘を造り、北陸に八十九、山陰に百四十五、山陽に百六十一、南海に百五、四海は前の勅裁にあり、並に三年の内に成功せしむ、迎入唐使征新羅の事は尙後に述べし。

九月勅す、陸奥の桃生出羽の雄勝を城くに役する郡司、軍毅、鎮兵、馬子合て八千八百八十人、去春より秋季まで郷土を離れて産業を顧みざるを矜憫し、今年負へる人身の舉税を免せらる、是に於て始めて出羽に雄勝、平鹿平鹿二郡、及び玉野、避翼、平戈、横河、雄勝、助河、并に陸奥に嶺基の驛家をよき、坂東八國并に三越能登四國の浮浪二千人を雄勝の柵戸となし、相總野常武七國送る所の軍士器仗を割留て雄勝、桃生二城に貯

ふ。十一月坂東八國及び陸奥國に勅し、急あつて援軍を求めば、國別に二千以下の兵を差發し、國司の精幹なる者一人を擇み、押領せしめて速に相救援せしむ、押領使は此に始まる。四年正月押勝大師に任ず、時船親王信部卿に轉じ、從三位參議藤原真楯代て太宰帥となる、又勅す、先帝數、明詔を降して雄勝城を造らしむれど、成がた、くして前將困めり、然るに陸奥按察使兼鎮守府將軍藤原惠美朝獵等荒夷を教導し、一戰を勞せずして造成し、又陸奥國牡鹿郡に於て、大河に跨がり峻嶺を凌いて桃生城を造り、賊膽を奪ふとて、特に朝獵正五を從四位下に叙し、陸奥介兼副將軍百濟足人從五位上出羽守小野竹良從五位下介百濟三忠並に一階を進め、軍監葛井立足從六位上出羽掾玉造金弓同並に外從五位下を授く、軍監大伴益立從六位上艱苦を辭せず再征の勞あり、軍曹韓袁哲從八位上身を殺すを憚らずして先入の勇あり、並に三階を進め、從軍の國郡司、軍毅には二階を進め、其軍士蝦夷の俘囚功ある者は簡みて奏せしむ、奥羽の築城は此に局を結ぶ、朝獵は、押勝の三男なり、赴任せるやを知らず、此を兼任して功名を貪りたるは、權臣の常套なり、怡土城は神護景雲に至りて成る、さすがは大學者眞備の經營なり。

押領使、追捕使、備仗等の官は後世武家の榮任となりて、遂に幕府は總追捕使の名を以て天下を主宰するに至りたれど、職員令及び令外官の如く官職諸抄に上らざるを以て、學者に注意を脱し易し。凡そ官職に任符を以て補するもあり、別當勾當類、又外國官は郡司も任符官なり、其他國司の外に國々の要職に任符官あり、任符とは、

右大臣藤原良相宣、以民部少輔從五位上藤原朝臣菅雄爲施藥院別當者。

貞觀二年五月廿九日 少外記廣宗安人奉

符宣抄に載す此に辨官の署あるべし、正倉院文書寺別當の任牒亦任符といふは此の如し、

大藏大丞藤原命世

左中辨源朝臣保光傳宣、左大臣原高宣、件人空爲大宰府康保三年貢調物勾當者。

康保四年十二月廿一日 左大史物部宿禰安國奉

普通は此兩式なれど、國擬諸國の官職はに補任さるゝは、

太政官符陸奥國司

應以正六位下平朝臣八生補任押領使職事

右得彼國去長保五年三月十日解狀備謹檢案内此國北接蠻夷南承中國奸犯之者動以劫盜仍試以件八生爲國押領使令行追捕事凶賊漸以刊跡部内自以肅清見其勤公最足採用抑八生故武藏守從五位上平朝臣公雅弟同公基男也門風所扇雄武拔群望請官裁以件八生被補任押領使將勵翹勇之心彌領狼戾之俗者從二位行權中納言兼中宮大夫右衛門督藤原朝育齊信宣依請者國空承知依宣行之符到施行ヲス

右少辨(廣)

左少史

寛弘三年三月九日(年月日は前行にありて)

(右少辨此行に署すべし)

此解には蠻夷中國に接徴し劫盜多きにより押領使の追捕を試むといへり又正曆三年の追捕使任符にある解狀は此間山海之間寇賊聯綿奸類伺隙とあり押領使と追捕使とは同事異名にて邊徼に非ざる國にも亦寇賊肅清の必要より追捕使を設けたるなり。右は村上一條帝の比の例にしも武人跋扈して此に至るなり奈良朝の比には海内綏靖と謂は從來尙古の學風に於る常言なれど諸國の開けし事情は其反對にて隼人を征服し蝦夷を拓境する際なれば東徼北徼に雜居せる夷狄は浮土匪と相嘯誘し易く官より押領使を置れたれど西海南海中國の山海に蠻夷

雜居するとも亦久し其變化にて追捕使となり檢非違使となり諸國に帶劍官ますく多く従つて其家子郎等武士となりて他の浮狼盜賊と雜糅相争鬪する形勢と成行し由來は早く奈良朝の東西邊防中より注意せざるべからず。

第四十四節 迎入唐使征新羅準備唐の軍需請求。

聖武天皇の崩は唐玄宗の蜀に逃るゝ前月にあり帝は玄宗と東西世を並て昌運に應じ孝謙天皇の勝寶年中は彼京に楊貴妃が寵を擅にしたる時代なり我遣唐使の滯留中に内亂の機は既に熟し年を踰て發したれば其事情は既に耳目に上りたるべし。其比我京師にも内亂の機動きたるを以て料度するに京官の唐朝を觀察したる意識は安祿山を狂胡狡豎にて能爲あたはずと推測したるにてあるべし。されば此亂は遂に海東を侵掠するならんと西邊の築城は上皇の在す時より詔あれど事の行はれざるは京貴に遠識なきを知べし。當時の政事は多く唐を模倣せり仲磨の驕貴は李林甫楊國忠以上を以て自ら居るならん彼が一時唐の變報傳はる央に橘奈良磨の陰謀を挫しきたれば先帝の聖武といふて自ら其大功に居るなど

東西に起れる史を比較觀察すれば、誠に興味多し。斯て大師の極官に居り、更に安祿山の兵權を兼ね、本朝天下太平の護持者とならんと、此に新羅征伐の師を興すと企てたり、安史の狂胡が果して海東に猖獗すとの遠識ならば、其機先を制する雄圖ともいはんと雖も、東西京貴の情態は一揆なり、筑紫奥羽の築城を安祿山の讎後に倉皇決行したるを以て觀察すれば、甚だ危険の事と怖れざるを得ず、是より韓唐にかゝる事を述ん。

迎藤原河清使高元度判官内藏全成等、高麗使楊承慶等と俱に渤海に向ひしに、翌三年全成は渤海の輔國大將軍玄兌州刺史高南申と俱に却回し、十月對馬に漂著しけり、彼國中臺の牒に、大唐は祿山先に逆ひ、思明後に亂り、内外騷荒にして未平殄せず、即ち放過せんには殘害を恐る、又勅還すれば隣意に違はん、因て高元度等は往て河清を迎へしめ、此使を發遣して全成等と歸朝せしむとあり、即ち高麗使を太宰府より徵され、四年正月朔大極殿の朝賀に列せり。其後帝は軒に臨ませられ、高南申等方物を貢じ、國王大欽茂が獻せる我遣唐大使(唐以下)特進秘書監藤原河清の表文を奉れり、詔して河清久しく歸らず鬱念する所なるに、其表文を持せて入朝せしめた

る王の款誠を嘉すとて、南申に正三位を授け、朝堂に饗し、國王に物を賜ひ、内射を觀すなど楊承慶の例に同じ、二月の補任に河清を文部卿に任ず、是日高南申等歸蕃し、外從五位下陽胡玲璆をして送らしめ、冬に至りて歸朝せり。

九月新羅國より級飡金貞卷を遣はし朝貢せしむ、乃ち陸奥按察使藤原惠美朝獵をして來朝の由を問しむ、貞卷言す、久しく職貢を修めざるを以て、國王時に景德御調を齎して貢進せしめ、又聖朝の風俗言語を知らため學語二人を進むと、因て詰問す、新羅は言信なく、禮儀を闕き、本を弃て末を行ふ、我國の賤しむる所なり、又王子泰廉が入朝の時は(四年)每事古跡に遵守して以後供奉せんと言しに、小野田守を遣はせば乃國禮を闕き、田守使事を行はずして還歸せり、王子すら猶信なし、まして輕輩なれば據となすに足らず、貞卷答ふ、田守の來りし時は出で、外官となり、亦賤人なれば委細を知らずと、是に於て貞卷に宣告し、使輕微なれば賓待するに足らず、此より却回して汝が本國に報ぜよ、專對の人、忠信の禮、仍舊の調、明驗の言、この四の者具備して來朝すべしと。太宰府には、去年より新羅征伐の準備あり、帥眞楯大貳眞備等、まさに其の經營中なるべく、朝獵の新羅使に應對したるは、既に奥羽の功賞を受け、

更に鎮西に武勳を望める所なり、惠美押勝が功名心を推知ざるれど、果して舉師の勇氣あるやは疑はし。十一月授刀舍人春日部三關、中衛舍人土師關成等、六人を太宰府に遣はして、吉備眞備に就て諸葛亮の八陣、孫子の九地、及び結營の向背を習はしむ。授刀舍人は、慶雲の季より其の寮をちき、不比等晩年に授刀資人卅人を給され、又中衛は授刀舍人にて組織せり、押勝も去年帶刀資人卅人に益さる、即ち授刀資人なり、翌月授刀衛を置き、督佐尉志を任ずる中衛に同じ、是も彼が京師の兵權を專握するためにて、此授刀中衛の六舍人は其帶刀資人なるべし、八陣は唐の藝文志に八陣要法一卷あり、天地風雲龍虎鳥蛇の陣といふ、李靖の問答に、古人此法を秘藏して八名を詭設すれど本一なりと見ゆ、瑞祥靈異に喜怖する時代には大に畏怖されたる兵術なるべし。九地は、散、輕、爭、交、衝、重、圜、死の九なり、押勝この傳授を眞備に受しむるにて、其軍事の力も推て察せらる。五年正月美濃武藏二國の少年各廿人をして新羅語を習はしむ、新羅を征するがためなり、濃武は近く新羅の歸化人多く住在する故なるべし。征羅は小野田守が渤海より歸りたるより始まり、三年に成功を期せられたれど未だ準備は整はざるに似たり。

高元度は渤海の賀正使楊方慶等と俱に唐に往き使命を奏せしに、内使を以て宣勅し、特進秘書監藤原河清は、使の奏するに依て發遣し歸朝せしめんと欲すれど、殘賊未だ平がす、道路多難なれば、元度のみ南路を取り先歸て復命せよとて、中謁者謝時和をして押領して蘇州に向はしむ、蘇州は揚子江口の津たり。唐帝宗元度に謁見の時、祿山の亂にて兵器を亡失し、弓を作るには牛角を要す、日本に牛角多しと聞ば、歸國しなば求めて使の次に贈られよと語り、歸るに臨み兵仗の様として甲冑一具、伐刀槍各一、矢二を付せられたり。元度は錄事羽粟を河清の所に留めて發す、謝時和送りて蘇州刺史と與に長八丈の船を造り元度を乗せ、水手官越州浦陽府折衝沈惟岳、水手同府別將陸張什等を乗組せ、八月太宰府に到着しければ、沈惟岳等を太宰府に安置す。前月西海道巡察使紀牛養西海諸國は年料の器仗を造らず、邊要なれば不虞に備ふべしと言ふ、因て七國に仰せて甲刀弓箭を造り備へ、毎年其様を太宰府に送らしむ、時節がら随分緩怠の事どもなり。斯て高元度歸朝しければ、又遣唐使を發せんと、其船四隻を安藝に造らしめ、東海東山北陸山陰山陽南海諸國に牛角七千八百枚を貢ぜしめ、右虎賁衛督仲石伴を遣唐大使に上總守石上宅嗣を副使に任

じ、武藏介高麗大山と遣高麗使に任せらる、尋て宅嗣を罷め、左虎貴衛督藤原田麿に代られむ。

十二月三道の節度使を置く、天平四年の節度使は藤原惠美朝獵は東海道節度使となり、百濟敬福は南海道節度使となり、吉備真備は西海道節度使となる、其分轄は、

東海道節度使 副百濟足人 田中多太麿 判官四人 錄事四人

管遠江、駿河、伊豆、甲斐、安房、上總、下總、相摸、武藏、常陸、上野、下野十二國

檢定船百五十一隻 兵士一萬五千七百八十八人 水手七千五百廿人

内、二百人は對馬、肥前

南海道節度使 副藤原田麿 小野石根 判官四人 錄事四人

管紀伊、阿波、讚岐、伊豫、土佐、播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防十二國

檢定船百二十二隻 兵士一萬二千五百人子弟六十二人 水手四千九百廿人

西海道節度使 副丹治比土作 佐伯美濃麿 判官四人 錄事四人

管筑前、筑後、肥後、豐前、豐後、日向、大隅、薩摩八國

檢定船百二十一隻 兵士一萬二千五百人子弟六十二人 水手四千九百廿人

皆三年の田租を免せられ、悉く弓馬に赴き、兼て五行の陣を調習せしめ、所遣の兵士には便ち役して兵器を造らしむ。六年正月太宰府に於て三道節度使料の綿襖、各二萬二千五百具を造らしむ、其製は一に唐國の新様の如くし、五行の色に象どりて甲板の形を畫く、碧地には朱を用ゐ、赤地には黄を用ゐ、黄地には朱を用ゐ、白地には黒を用ゐ、黒地には白を用ゐ、四千五百具毎に一行の色をなす、翌月鎮國衛府にも綿甲冑千領を造て貯へしむ。唐國新様とは高元度が持歸りたる兵仗様の甲冑にして、今度の亂に實用したる兵の制服なるべし、綿襖はのゝこといひ、綿を裏みて矢石を禦ぎ、併せて防寒をなす、兩便を具す、夾襖はあわせのゝこといふ。百濟敬福は初め東邊を鎮し、又西海檢習兵使ともなり、押勝が心膂中の老猾なる者なり、又去年授刀舍人等が吉備真備に就て兵訣を傳習したるは、朝獵が爪牙の用なるべし。此比までの施設は、新羅に武を輝かして、韓唐まで國威を揚んと、押勝が功名心の満々たるは、目睫に在が如く、眞に楊國忠安祿山を合せたる驕臣なれど、外形を飾りて内容の空乏したる節々は、自ら蔽ふ能はざる點を看破せんを要す。

二月押勝に正一位を授く、是にて極官極位に昇れり。伊勢近江美濃越前四國の

郡司の子弟及び百姓の年四十已下廿已上にて、弓馬に練習せる者を簡點して健兒となし、天平六年^四の勅に准し其田租及び雜徭の半を除かる。健兒は天平の初め總管節度使と共に郭張されしと第五章^{廿八}に述ぶけり、押勝其例を引出し、而て四國に近江も加はる、藤家の封國なり、押勝自家を護衛するための健兒と覺ゆ。又押勝に近江國淺井高島二郡の鐵穴各一を賜はり、五月帶刀資人六十人を益し、前に通して百人に滿つ、其夏冬の衣服は官給となす。時に帝高野帝と不和を生じ、御史大夫石川年足は七十五歳にて薨ず、此人治體に嫻ひ、公務の餘は惟書是翫ひ、押勝の政を贊翼せしに、亦これを喪ひ、積勢の消長は暗に此比より移りたり。

四月安藝にて造りたる遣唐使船成り、難波の江口に到らんとして一隻灘に附て浮まず、其柁も亦發し出るを得ず、浪に搖れて船尾破裂しければ、使人を擲節して兩船に限り、判官中臣鷹主を從五位下に陞せ、節刀を賜ふて使とし、太宰府の唐人を送らしめ、高麗大山を送高麗人大使となす。太宰府に始めて弩師を置く、神功皇后の時創巧したる勁利の兵器なり、是も後に冗員となり、延暦十六年に廢せらる。五月太宰府より唐客等狀を申し、大使沈惟岳は贓汚露れて下を率ふるに足らず、副使喬

客司兵晏子欽は押領するに足ると進止を請により、商量するに事實なる由を聞す、朝報し、大使副使は謝時和蘇州刺史と相量りて定むる所なれば改むべからずと令し、中臣鷹主等は風便なくして引還し、唐の水手を放還し、惟岳等は猶府に留まる。十一月參議藤原巨勢麻呂を遣して香椎廟に奉幣し、征新羅のために軍旅を調習せしめ、使を遣し弓矢を天下の神祇に奉じ、翌月太宰帥眞楯を中納言兼信部卿となし、藤原眞光に代る、眞光は押勝の二男なり、是年正月參議に任し、太宰府に往て沈惟岳等を饗し、此に至り鎮西の權を執り、兄久須麻呂弟朝獵共に、參議となる。當時對外の事は其聲大なれども、事實となりて見るは甚はだ未減されたり、惟其中に押勝父子が腹心に三道の兵權を統しめ、己れ父子は朝要に列して威福を專有したるは、果して海北に師を出すの本意なるや疑はし、此の際に高麗使至りて、征新羅の事一頓したり。

遣高麗大使高麗大山出船し、病を得て十月佐利翼津に卒し、引違へて伊吉益麻等、高麗國使王新福利等廿三人と俱に渤海より到りければ、越前國加賀郡に置いて供給し、十二月京に引入れ、七年正月の朝賀に列せしめ、日を越て方物を貢し、帝閤門に御

し位を授け庭に樂を奏す例の如し。其後また閤門に御し、蕃客及び百官を朝堂に饗し、内教坊の踏歌及び唐吐羅林邑隼人の樂をなす。其時王新福は唐の上皇少帝肅並に崩じ、廣平王政を攝政し、飢饉にて人相食む、史思明聖武皇帝と稱し、仁恕にして人多く付き、兵鋒強く當るものなく、襄陽も既に史家に屬す、李家に襄州を有すれど朝聘の路固り通じ易からずと、唐の現状を言たり。是に於て太宰府に勅し、唐國荒亂して兩氏雄を争ひ、平殄未だ期すべからず、使命通じがたし、沈惟岳等は優に供給しおき、懷土の情深くして歸郷を願ふ者は船水手を給して發遣せよと令せらる、是にて唐を援助する事は沮止したり。當時朝廷よりの唐亂の探訪は高麗に依れり、貴族の情として安史の徒は能爲すなしと輕侮したるべきに兩氏争雄と公言するに至りたるは、慥に精神上に打撃を受たるべし、押勝が朝廷に於る位地漸く危殆なる際なれば、新羅を伐ち唐を助くる計畫は此に頓挫と成にけり。二月押勝宴を設けて高麗客を饗し、物卅櫃を贈り、應て歸藩せり。

是月新羅の朝貢使級金貞卷同金體信等至る、左少辨大原今城、讚岐介池原禾守を遣はし、金貞卷に約束の旨を問しむ、答て曰く國王の命を承て調を貢ず、餘事を知ず、

今城乃ち告げていふ、乾政官より使人を京都に喚入て常の如く待遇すべきに、今使人は但常貢を齎して來朝す、自外は知る所にあらずと、是使たる人の言べきと、ならず、今より後は王子に非ざれば、執政大夫をして入朝せしむべしと國王に告よとて放還せり。此後征羅の事を記せず、八月に兩道節度使を停む、兩道は南海西海にて朝獵が東海を存じて、奥羽に威を立たるならん。先に王新福が歸るとき、平群蟲鷹を送使判官となし、其船爛脆なりければ留めて船を修理し、左兵衛板持鎌束を船師となして發遣せり、事畢て歸る日に、我學生當時高麗にも遣學生あるか高内弓夫妻、兒子及び入唐僧戒融、優婆塞修驗道士、渤海より隨ひ歸りしに、海中にて風に遭ひ方向に迷へり、優婆塞が一食數粒にて飢ず、鎌束議して風災は此優婆塞及び異方婦女の同船するに由るとて、内弓が妻子を並せて海に投じて、隱岐に漂著しければ、捕て獄に下さる。かゝる事どもにて是年は暮れ、八年正月押勝其黨佐伯毛人を吉備眞備に代て大貳となし、營城監を兼ねしめ、東西邊防を自家に包收せしに、秋に至り亂起りて誅され、毛人も座して多櫛に流され、怡土城は猶工を用ひ、神護景雲二年に竣功す、凡そ十二周年にて成れり。

第四十五節 押勝寶字の政正面の觀察

寶字年中に惠美押勝が國家の昌運により外戚の權勢を憑みて、政事を文飾したるを、唐の天寶に比較して觀察すれば、東西相映じて甚だ興味あり、當時唐の李林甫が私黨を張て人才を排斥し、玄宗に野無遺賢と奏したると、押勝が藤根の蟲文に任太平臣の瑞を誇耀したるとは一對の談なり。權臣の下に政事の肅清なるを望べからず、表面を文飾して内容の腐敗したるは唐も本朝も一揆なるべし、然し國郡司の貪濁は天平以來恒言となりたれば、寶字に至つて遽に醞釀を進めたるに非ず、押勝が政跡について猶虛平に考究を用ゐなば、亦盡く價直なきに非ざるべし。

勝寶九歲五月新令の外に紫微内相を置て、仲麻呂これに任じながら、其日の勅に、頃年格に依て人を選するは不便なり宜しく新令に依べし、去る養老年中、朕が外祖勅を奉じて刊修せる律令なり、所司に告て施行せしめよとあるは、稍自家撞著に近し、朕が外祖の文字が殊に眼目なるべく、而して中納言石川年足の主張ならん。令條は實驗に従ふて格を生ず、撰格所は蓋し大寶以前より設く、寶字の政令も格とな

りて後世に遵由さるゝ事少しとせず、其六月五條の制勅節四十其一なり。八月諸司の長上は勞逸同しからず、春秋の祿料空しく差別すべしとて、其祿法を差し、内舍人 大神宮主 神祇宮主 造金、銀、銅長上 造玉長上 吹角師 鑄錢師 木工長上 工は令に依り、諸縣舞師 墮羅舞師は雅樂諸師の從八位上官に准し、木畫長造伎樂面長土伎樂は吳樂なり、後世面打の祖。 截押金薄長上 炙造丹、胡紛長上 造錢形師は畫師大初位官に准し、造墨長上 造紙長上 大作革長上 藥取乳長上 内造餅長上 諸司雜色長上は染師少初位官に准せしむ、此格も後まで存ず三代の格又文武の業を興すために其公麻由をよき大學寮に卅町、雅樂寮、陰陽寮、典藥寮に各十町、内藥司に八町、以て諸生の供給に用ゐしめ、六衛の騎射田として、中衛府に卅町、衛門府に八町九段餘、左右衛士府に各十町七段有半、左右兵衛府は各十町、以て毎年季冬に優劣を試みて拔群に給せしむ、公麻田の文武獎勵に及びたるは美事となすべし。十月諸國庸調の脚夫歸路に糧絶へ、又行旅の病人親しく恤養する者なく、口を餽し飢を免れんと辛苦しつゝ、横斃を致すと聞て、朕深く憫ずとて、勅して京國の官司に仰せて、糧食醫藥を量給し、本郷に達せしめ、怠緩し行はざるは違勅罪に科せしむ、是は帝太后

の旨に出たるべし、十二月に山階寺へ越前の墾田百町を施して施薬院に疾病貧乏の徒を救養せしたるは、或は其旨を迎へたる増長の嫌なしとせず。以上の諸件は皆良政として見るべきものとす。

諸國財政の昏濁は由來久しく、十月太政官處分に、比年國司の交替に爭論競ひ起るにより、式を立て、公廩を處分するには、當年所出の總計より、先づ官物の欠負未納を填め、次に國內の儲物を割き二句は格の弘仁五年官符に實其残りを差し、長官に六分、次官に四分、判官に三分、主典に二分、史生に一分とし、國博士醫師は史生に准し、員外官は當色に准ずとの式定まれり、是後世まで行はれたる除目年給の起りなり。

出舉稻は和銅十八養老廿二までは猶穩かに見えしが、百萬町開墾の勅令後より漸く波を生じて、私墾出舉の禁あり、公廩稻の増加あり、廿八、卅三此に至つて分給の式定まるに至れり、國司の貪濁といふ事實を究むれば、濁波の主成分は出舉稻を首となすべし、後に國司交替式を定むるも亦此を最要件とせり。明二年五月太宰府の言に、承前の公廩稻は合て百萬東義老なるに、中間の官人任意に費用して、今は但十餘萬東を遣せり、の如き財政の不檢、東は何れも此官人の數多くして給する所は甚だ少し、家を

離るゝ遠くして生活尙難し、是を以て遣れる公廩を悉く正税に合せたる上、更に諸國の正税を割て國別に逼く置公廩稻をて、其本を失はずに毎年出舉し、其所得の利を以て班給し、諸國の地子稻公田の佃作は一に先符に任せて公廩となし、以て府中の雜事に充るとになりたり。太宰管内は國司ある上に亦府官の公廩を辨濟す、一旦廢して鎮西府となりたれど、京官其利を顧戀し復置せしにて、此比に至ては生活難と稱して正税を出舉するに至り、京師に於ては減税となり、而して其利稻は國民より出すに非ざるはなし、中間に利を分配する者は府官なり、宰府は外國貿易の利を分つが上に、公廩の利も此の如し、後世まで京貴の福官となりたる由來は此に推究すべし。

國司の公廩を處分する差法は主税式に詳載す、大率勝寶の格に同じ、是を國司の年々費用の殘額を分配する割合とすれば通常の事なれど、聽て此分配を年給年官など、稱へて官俸を給する差法となりたるを以て、歴史上に其概略を知らざるべからざる要件なり。年給年官の起りは奈良朝にあるや、平安朝にあるや、猶究むべし、貞觀に藤原良房を三宮に准し、年官年爵封戸を賜はり、准后男子を后にと稱せる

を見れば、太皇太后、皇太后、皇后職に年官年爵を給されたる久し。年官とは、椽若くは内官年爵とは、從五位下以下にて、毎年の敎位補目に給主大臣チモクはより其人を申立て、或は作名もあり、位田公廩の收入を以て湯沐の資にせらるゝ習法なりとす。年給とは、職原抄江家次第に、毎年除目有年給、大臣隔年任諸國、椽一人納言、三年一度任椽一人、參議者不任椽、但獻五節之翌年給之、其外皆給諸國、目一人史生一人、是分其俸之儀と見え、南北朝の比まで行はれたり、任といひ給といふも、實は同じく作名にて補目に其官を任じ、公廩の分配を給するに、即ち其俸を分つなり。除目年給は年官年爵より早く起りたるとならん、遽に聞ば不條理なる習法に似たれど、毎年諸國にて公廩の費用に出舉したる收入の決算後に殘餘となりたるをば、差法を以て國司に分配するは、近く譬ふれば、今の諸會社が決算の利益出舉は、國司の利益國司は、即ち利益を差法にて社員の賞與金に分配するに異ならず、會社によりては、名計り重役社員となりて賞與金の分配計りを收入するものもあるなり。國司の揚名にて赴任せず、公廩分配のみを受るは、是も早くより有べし、其類が年を逐て多くなり、懸て年官年給として初めより作り名にて叙任し、三宮以下の收入となり、或は其給主より縁

故の人を推薦して收入の割合を納めさせたるもあらん、漸次に惡弊を生じければ、延喜の比に菅原文時は賣官の惡名を與へたり。されど奈良朝に種々の口實を以て公稻を百姓に貸付、年々其十分三の利を收め、出舉稻と稱したるは、今の銀行會社が金を回して利を收め、經費を差引たる殘りを利益として株主に分ち、賞與として社員に分配するに異なるなし、根本的より惡政には非ざれど、官人が只此配分のみを貪り、會計を怠慢して解由納帳の滯り、勘解由の專司を置き、交替式を定めても、猶有名無實となりたるが貪濁の成行とす。

公廩の爭論と共に諸國官人の選任も亦濁れり、公廩差法を定めたる翌十月勅す、頃年諸國の博士醫師多くは其才に非ずして、請託して選を得る、惟政を損ずるのみならず、亦民に益なし、以後は然るを得ず、經生は五經、傳生は三史史記、兩書漢書、醫生は大素、甲乙甲乙、脈經、本草、針生は素問、針經、明堂、脈訣、天文生は天官書史記、漢晉の天文志、三色簿三、讚なり、韓楊要集、陰陽生は周易、新撰、陰陽書、黃帝金匱、五行大義、曆算生は、漢唐の律書、大衍曆、九章、六章、周髀、定天論を並に任用すべし、被任の後に給する公廩一年分は必ず本受業師に送らしむべし、此の如くならば、尊師の道行はれて、教資の業永く繼ん

と、此勅令にて請託被任を絶つ効力のあるとは思はれず、只本受業師が被任者より一年分の公廩を收納する利を得たるに止まりたらん。奈良朝の初め内國人仕途の専有破れて、内外國共通となりたるも、事實は賀勢近等京師に近き國人の其利を享るに止まり、懸て墾田競争となり、京官の俸給漸く乏しく、外官の利益益多きは、本年正月に民の家に居て官を求むる弊を制せんと白丁の郡領軍毅に簡試さるゝを停られたると、此請託被任の事とを相考ふれば、京官の外任に向ふて競争力の増長したるを徴さるゝ。京師の昌平にて官位の競望ますゝ、甚だしく、従つて選敍請託、並せて昇進の報謝等に、種々の要求行はれるゝは必然の勢なり、二年二月勅す、頃者民間に宴集して動もすれば違僭のことあり、或は同惡相聚て濫りに聖化を誹り、或は醉亂して節なく、便ち鬭争を致す、以後は王公以下供祭療患を除くの外は飲酒するを得ず、其朋友僚屬内外の親情にて暇景に至て相追訪べきときは、先づ官司に申して然る後に集るを聽す、如し犯す者は、五位已上は一年の封祿を停め、六位已下は見任を解き、已外は決杖八十と罰則を定めて禁せられたり。飲酒とは群飲酒の略なるべし、亦行はれ難き禁令なれども、格となり存在したり。是より百年を経る

間に荒鎮、焦尾、及び祭使の饗などとして、宴飲を強請する習風を煽したり、荒鎮とは下賤の荒魂を鎮めるの義なり、焦尾とは登龍門の故事なり、皆新に官に拜し仕進に就たる者に宴飲を求むる名稱にして、約を違へ、或は設け不足なれば、陵轢罵詈に及び、祭使の饗とは、祓除神宴等は、衛府舍人等より絃歌醉舞は神靈を悦ばしむるとして、招請もなきに其家に推参して酒食を饗させ、被物を催促し、酔後には意に満ぬとして、恐喝するなど、豪貴の家にては憚る程にて、無力の者は財竭るに至りたり、因て貞觀の初めに、寶字の此格年久しく怠棄されたりとて、更に勵行されたり、されど其習風は中間百年間に再燃したるにも非ざるべし。

二年十二月には又位勳者の定額を更定し、式部の散位は四百人、蔭子、位子、及び留省の資人は共に二百人、兵部の散位は二百人を定額となし、考を與へ、自餘の額外にて績勞錢を輸さんと情願する者は、前格に准して處分せしむ。此事も仕進に就ものに付て並せ考べき事なり、前格は以前の史に見えざれど、位勳ある者は在京在國共に上番直宿の勤めあり、大寄管内の者は軍團に直する散位の例に同じと、大寶三年八月に定まりたれば、在京者は早くより式部兵部の式により省に上下したるべ

し式部式此勤勞を積みて選敍令により官に考選さるゝ法なりしに天平三年十二に武散位の定額二百人に定まり、七年五月に諸國の外散位勳位にも定額を作り、自餘は格に准して納資續勞を聽され、年を踰て額外散在の續勞錢を停められしに、此に至り潤色されたる也。納資續勞とは、年々錢を輸して番上を免るゝを納資といひ、額外又は期滿て罷るべき者の情願にて錢を輸して延期するを續勞といふ、位は父祖五位以上を蔭といひ、六位以下八位までの子を位子といふ、留省資人は資人としてまた其主を定められず、省に在留する者なり。かゝる仕進の候補者も正當の途によりては資力乏しく、資縁の少ければ前條の如く非才にて請託被任する者より塞がれ、空しく省に留り過ごし續勞を輸して延期する者も少からざるべし、天平以來京師の繁昌にて仕途の競争年を逐て喧闐なるを見るべし。此額外散位の續勞錢は押勝誅せられて直に停められたり、最も有害なる格にてあるべし。

是年正月には民苦を問ひ、貧病を恤み、飢寒を救はんために八道に使を發遣さる、京畿内は石川豐成從五位下、東海東山道は藤原淨弁成位下、北陸道は紀廣純、山陰道は大伴潔足、山陽道は藤原倉下鷹並六位上、南海道は阿倍廣人從六位下、西海道は藤原楓鷹正六位上

これを問民苦使といふ、並に家貴く位卑しきは少年の公達なるべし、各録事一人を屬さる、淨弁の一人、録事二人、列官七月に至り淨弁の奏に、兩道の百姓盡くいふ、去年四月の詔にて中男正丁は一歳を加へたれど、老耆は恩に脱すと、因て以後は六十を老丁とし、六十五を耆老と改めらる、四海問民苦使の奏、是等の結果を得たりき。

以上は仲麿が奇藤の文に縁て天下太平を文飾したる政事の發表にて、必ずしも吹毛の非難を加ふべきもあらず、是時は墾田占有を競ひ訴訟滋起したれど、諸國是等の事實は史面に暴露せず、只國司の貪濁により交替の弊を生じたり。二年明法博士に國司交替の程期を論定せしむ、九月に明法曹司言す、國司向京の期限は、倉庫令に倉及び文案を交代の月に分付するの文を交れども、律に淹滯の罪なきを以て、新任國司受領を勤めず、規延して年を踰るも官に居るを致す、因て選敍令の職事官患經シキ百廿日解官に准し、符到て後百廿日内に付了し歸官せしめ、若し限を過て停留するは解官し、缺負し付せざる罪情を知て許容し、領するなきは、職制制の有、所請求、主司許者與、同罪に據り、若し缺負なき者は罪新人にあり、故入人罪を以て論せんと、便ち之を行はしむ、交替式十月勅し、國司交替四年限は適に民を勞すとて、六年限に

改め、毎三年に巡察使を遣はし政跡を推檢し、其狀に隨ふて黜涉せしめ、但史生は格に滿六年を待ものなれど、望人多く任所少く、或は白頭に至るも一任を得ずして空しく故郷に歸るとて、四歳限に改まる、是仲麿が淳和帝を立て乾政官の大保になりし初政なり。

仲麿の財政は最も怪しけれど、其は裏面の隱微に屬すれば後に述べし。表面に見えたるは、二年九月の官符にて、諸國の義倉は慶雲^三和銅^八の格^{第十八}出あれど、諸國に國勢は略同じうして、輸する所は懸隔し、又給するには或は斗を以て差とするもあり、升を以て法とするもあり、今より實を以て輸さしめ、給用法は貧乏の差を量りて、斗を以て基とせしむ^{三代}格。三年五月に勅す、三冬に市邊に餓人多しと聞て、其の由を問へば、諸國調庸の脚夫糧なくして還るを得ず、餓寒病苦すと、朕矜愍に堪はずとて、公廩を割出して常平倉を設け、時價の貴賤を逐て糶^{買入米糶賣米}の利を取て還脚の飢苦を救ひ、兼て京中の穀價を調へんとて、左右平準署をおき、左署は東海東山北陸三道を掌り、右署は山陰山陽南海四道を掌らしむ。義倉は鈍庸の慈善法なるほど弊害も少なし、此輸數給基の均一は其闕點を補ひ、後まで格となり存ぜり。常

平準等の設けは氣の利たる事にて、漢史にも多く見ゆれど、官吏にて賣買の價値を左右する事業は畢竟無益有害なるを情理とす、貴族門閥の實字の瑞に沈醉せる時代に、市利を以て飢苦を救ひ、時價を平かにする口實は、其陰に百濟敬福の如き理財者の僭まり唱へたるべし、仲麿が私慾の表出と認むるも過酷とせず。明年に至り萬年通寶を鑄て價の標準を濫惡になしたり、鑄錢舉稻に家印を用らる特許を得たると相應してかゝる政あり、高元度^{從五位上}は左平準署令となり、石川豐麿^{從五位下}は鑄錢長官、茨田牧野^{位下}は次官となる、皆仲麿の與謀なるべし、平準署は寶龜^{二年}初めに至り廢せらる。

仲麿が更張の政も粗整はり、百官師僧に封事を上らせ、六月に勅を發せる、其文に治國の要は人を簡むにあり、今内外官人の景跡を見るに、廉耻なく、志貪盜にあり、空しく誘誨を加へて令名を立しむべし、維城典訓は政の規模を叙して修身の檢括を著はす、律令格式は今の要務を録して庶官の紀綱を具す、並に是安上治民の道を窮め濟世彌化の宣を盡せ。濫に殺生せず、能貪苦を務むるを仁とす、諸邪惡を斷ち諸善行を修むるを義とす、上に事へて忠を盡し下を撫して慈あるを禮とす、遍く庶事を

知て是非を斷決するを智とす、物に與して妄ならず事に觸て皆正しきを信とす。非分に福を希ひ不義に物を欲するを貪とす、心に辨了なく強逼して人を惱ますを嘖とす。事理に合ず好んで自愚を是とするを癡とす、己が妻を愛せず他女を犯すを喜ぶを姪とす、人の與へざる所を公に取り竊に取る盜とす。父兄試みざれば何を以て子弟を導かん、官吏行はざれば何を以て士民を教えん、若し仁義禮智信の善を修習し、貪嘖癡姪盜の惡を戒慎し、兼て前の二色の書を讀ものは擧てこれを察し、此後は此を除く外は任用するを得と。是は上宮太子憲法以來の良訓なるべし、五常に五惡を配し、其解釋は儒者の口吻に似ず、必ず菩提鑑眞等の教旨により、良辨等が修辭せしならん、押勝が背には良辨ありて、玄昉道鏡の過渡をなしたり。押勝が太平臣たる文飾は此に成就せり、大師、正一位の極官位に昇りたるは、漢書王莽傳を讀む心地す、今は京師に意滿ち、外防により天下の兵權を掌握せんとしたるとは前節に相較へて考ふべし。

五年八月勅す、頃者七道巡察使の奏狀を見るに、會て一國の守領も政の公平に合ものなし、邊要に差遣すれば詐て病重しと稱じ、勢官に任使するには競ふて自拜せ

んと欲す、意を措く惟利是視る、憲法を弄して皇化を汗す、今より此の如きの流は更に亦任ずるなく、田園に還して耕作を勤めしめよと。美作介犬養沙彌磨官長を経ずして恣に國政を行ひ、自館に居て公文を印し、時價に據すして民物を抑買す、國守紀飯磨に告られて官を失ふ、黜陟を嚴明にせる觀あれど、橘氏の密告人上道斐太都の如き貪虐の國守時を得たれば、治績の實は推て知らるゝ、寶字に太平の輔佐と稱じたる押勝の政績を正面より觀察すれば、略此の如し、是より裏面を知せん。

第四十六節 寶字の政裏面の觀察

藤原氏の勢を成す初期に當り、惠美押勝の擅權は、時局に大關係を有す、歴史の正面は掩飾したるとも、弊點の露出する裏面には必ず昏濁の存する所を觀測せざるべからず。天平以來の政に非難ある事の著しきは、一を土木の工役とす、橘奈良磨の供述にいひ後に三善清行の封事にも論ぜり第五章廿四節に出、二を墾田の競占とす、神護元年の禁あり、三に財政の弊は物價に徴しても知るを得る、四に任使の私黨は忠姦の俄に地を易るにても知るを得る、爰に土木の内容を釋ねん。

造宮は和銅以來令外に造宮省を常造して廢せず、天平に恭仁甲賀の造營は民を疲勞して功なかりしも、天武帝以來二三處の都を設くる奢志は息まず、寶字に至り復起たり。仲麿大炊王を己が田村第におき、元年四月迎へて太子に立て、翌月孝謙帝も田村宮に移御あり、大宮を改修されて、二年に禪位あり、翌三年十一月に造宮輔中臣張弓、越前員外介長野君足をして保良宮を造營せしむ。保良は西大寺資財帳寶龜十一に、近江國滋賀郡保良莊圖とある其處にて、石山寺の附近なり、石山寺は天寶龜十一年中、中良辨僧都の開基といふ、正倉院文書に寶字の比に造石山寺所あり、今は其地國分寺村に屬す、或は國分金光明寺が即ち石山寺にて、其地に保良宮を造營されたるには非るか。四年八月大史局の奏事により、暫く小治田の岡本宮に移御し、翌年正朔は新京保良京未就ざるに因て朝賀を拜し、尋て小治田より至り武部曹司を御在所となし、平城門司衛督粟田奈勢、禮部少輔田麿等をして、保良宮に諸司史生已上の宅地を班給せしめ、十月遷都に因て大師に稻百萬束五萬、船親王、池田親王に各十萬束五萬を賜ふ、其他差あり、日を踰て保良宮に行幸し、尋て近江按察使藤原御楯が第に幸し、轉して大師の第に幸して、宴飲し歡を極む。詔して平城を改作せん

かために暫移て近江國保良宮に御すとて、御楯を從三位に、造宮使田麿、張弓等を從五位上に叙し、又勅す、朕北京を造らんと議す、時の事由に緣て暫移て遊覽す、此土の百姓頗る差科に勞せりとて、近都の兩郡を割て永く畿縣となし、其調を停め、庸は京に准せしむ、兩郡は滋賀、栗太なるべし。六年の正朔は宮室まだ成ずして廢朝し、三月三日は宮の西南に新に池亭を造りて、曲水の宴を設け、諸殿より屋垣まで諸國に分配して一時に功を就しむ、然るに高野天皇の御出家となり、五年より平城の中宮院に還御し、押勝遂に敗れたり。前年に詔勅に據れば、保良を北京となし、平城を改造し、難波の西京と三都を定むる經畫にてありたるなり。攝津近江に兩都を造る由來は甚だ久し、先帝の恭仁京も、亦北京の意なりしならん、三都並置くと皆遂ずして終に平安の遷都と成りけり、其間に造宮の勞役は推想するに足れど、皇宮の事なれば、橋奈良麿の供述には、只奈羅剗をのみ言たれば、百姓の厭苦は剗に數倍したると無論なり。

造寺造佛の害毒は佛教を憎む學者の口を極めて罵る所なり、冷靜にして視るも國分寺造營の諸國に財力を疲らし、其成功遲延して聖武帝の喪に及ぶ、比漸く備は

り、而して墾田競争は既に訴訟を紛起せる事實は灼然と其弊を見る、東大寺建立の民怨は既に橘氏の供に吐出せり。西大寺も勝實の比既に造營の端を起せるは聖武帝の葬後に梵網經を講ずる勅使は、大安寺の次に外島坊あり、外は正倉院文書に外島院と見え、景雲元年九月西大寺島院と見ゆれば、寶龜八年内島院に宴すとあれは、内裏の島院に對して外といふなり。招提寺は新田部親王の邸なり。聖武帝の外島院に西大寺を造營せられたるなり。聖武帝これを唐僧鑑真に寄捨し戒院とす、寶字二年に鑑真帝のために當寺を創り、隨來の唐僧如寶金堂を建立し、丈六の毘盧舍那佛を安置せり、其建築今に儼存す、法隆寺以後の古刹にて都跡村あり、元の右京五條三坊に當るといふ。神社は畿内諸國に甚だ多けれど、多く古社にして、奈良朝に至り新建の神社は更に見る所なし、惟兩部説の起りとして東大寺に入幡大神を勸請したるのみ、造寺は造寺司、造東大寺司、正倉院文書に東大寺東寺其外に造石寺所造香山藥師寺所造甲山作所西院政並にあり、各別に似たり。所、上院務所等も、あり、政所は是又甲山作所高島使等は材木伐出し所なるべく、以て造宮と共に造寺の工を處々に興し、造營の久しきに涉りたる事實を證す。官立は必ず大寺にて、造營の規模は宮殿に次て廣大なり、其構造の委回は知る由なけれ

ば、當寺造家注記の一例を舉れば、正倉院文書に、

- 勘注、北殿板葺屋一字、長五丈六尺、高一丈六尺、
- 柱十四根、全別長二丈八尺、別八尺、 梁六枝、全別長二丈七尺、厚八寸、 別八人、冊人
- 宇太知二枝、全別長七尺六寸、別二尺、 桁二枝、全別長八尺、別十四尺、 廿八
- 古麻比八枝、全別長六丈、別六尺、 垂木十二枝、全別長一丈五尺、別二尺、 廿四、別六尺、冊人廿六、
- 棟一枝、長九尺、 十二人、上下長押十二枝、六枝全別長五丈六尺、別四丈六尺、 別四、冊人廿四、
- 壁持板十二枝、長一尺九寸、厚三寸、 十八、以三人運取、 壁依板十二枚、全別長一尺九寸、別二尺、 廿四
- 戸四具、全別高八尺八寸、付舉鏡元目塞、 牖二所、別十二人、 廿四
- 觸柱廿四枝、全別長三尺、別一尺、 廿四、桁四枝、全別長六丈、別十四尺、 五十六、
- 敷板卅枚、全別長一丈六尺、上厚三寸、 別百六人、庇回数板六十二枚、廣厚如上、 別四人、 二百八人
- 庇一所、柱八根、全別長一丈八尺、別三尺、 十四、 桁二枝、全別長三丈四分、 別四人、八人、
- 古麻比八枝、全別長三丈四尺、別三尺、 十、垂木八枝、各長一丈四尺、 別二人、 十六
- 博風四枝、各長一丈五尺、厚二寸、 別二人、斐覆樋代一枝、長一尺、 十人、

葺板員不知 假令葺之

用釘百反 見所不知

於 日一度者 運千七百廿七人 二日三度運者 七百卅六人 四日二度運者 五百六十

以前屋丈尺勘注申送如前仍注狀以解。

天平寶字五年十二月廿八日注一吞公吉人

寺主僧最善 以下連署三僧略す

東大寺の案文なるべし、北殿といへど三十二坪の板葺平屋にて、其骨組だけを徴さるゝ、宮殿堂塔の結構壯大なるは此に比較すべくもあらざるなり、下に注せる人数は木作所より建築地また運搬の雇夫なり。山作所より河津まで木材を運べるは、

甲加山作解 申請錢用事

合伍貫 月六日請錢者 用三貫八百文

一 榎スギ樽貳伯伍材 直錢三貫二百文 八十廿五材全同十五文

一 八禮漕下雇夫卅六人 六箇日數 功五百卅文 人別十五文

夫等浴酒古酒一斗 直六十文 升別六文

葛取雇夫二人 功廿文 人別十文

殘錢一貫一百八十文 即司返進已訖

以前物用申送如件。

天平寶字六年正月十九日橋守金弓

自高島山漕運樽事

合榎樽六百材 漕功錢四貫四百文

自小川津於宇治津漕樽六百材功三貫文 三百材全別三文

自宇治津於泉津漕樽六百材功一貫八百文 材別三文

泉津沾直錢十四貫四百文 漕功充四貫八百文 可殘九貫六百文

天平寶字六年九月九日

(別筆) 且充彦廊作様工并堀弁土居工功食料陸貫附坂田案主

樽は久禮と訓ず、山作所にて柵の伐出したる材なり、今にくれと稱す、高島は近江湖北の高島なるべし、彼地より湖を漕下して宇治津に至り、宇治より木津川を漕上せて泉津に至り、彼地に木作所あり、柱棟桁垂木板等になして平城へ運びたると思はる、泉は古歌にミカの原わきて流るゝ、泉川の泉なり。高島より運夫に漕させて泉津

にとゞくれば沽直三倍になり、其利益を功食料に充るも猶三貫六百文を殘す、是は官吏の所得として、利稻の如く分給するなるべし。當時宇治勢多の繁昌せる光景は、

石山院奉寫大般若所

請仕丁キヤイ私部廣國 梶壹枚

右仕丁預奉寫 勅旨經事、自山作所請夫等、糶於院家、到即返遣、間衛士日下部千足來相也、件人船盜云、直有打縛事、共勘其趣、不聞然、此船津者、諸百姓、船多停宿所、或流來倚、或託人到、然件船不知彼來由、但江川渡間、乘件廣國、因茲所縛參上、仍具其事由、差散位少初位上工廣道充使、請處分如件。

天平寶字六年五月十四日案主散位從八位上下村主道主

(造東大寺司の主典にて造石山院所の別當となる人) 別當造東大寺司主典正八位上安都宿禰雄足

是は保良宮石山寺造營中に宇治まで川津に於る出來事にして、舟船輻輳の現状を想見さるゝ來相は來て物色するの意なるべし。

平城は龍田口より草香入海を経て難波津に漕下漕上するを大手とし、奉良刻を

出て木津より宇治勢多を経て湖水を漕上漕上するを搦手とせり、志賀の都は景行帝に始まり、難波の都は應神帝に始まる、大倭京に又北京兩京を造營あるは東國西國を控制する山河の便に自然の地理にして、鈴鹿不破愛發の三關を設けて勢濃越前よりの進路を防ぎ、更に相坂奈良に重關を設けて畿甸を衛したるは、奈良朝まで京師の險要となしたる形勝とす。されば天平の末に恭仁甲賀に新都を造らんとして中廢したれど、志賀の附近には橘諸兄の別邸もあり、今また押勝及び婿の御循が別邸あるなどを見れば、志賀の舊都は烟花依然と繁庶して湖津は難波に比する物貨輻輳の都會なり。されば押勝は保良を造營して勢多宇治の路津に北京を修め、仁正太后の崩する後、直に近江を祖父の封國となし、甲賀高島の山作所を設け、淺井郡の鐵穴を私有せる等、みな造宮造寺の背には、藤原家が東國の要津、大市、利孔を壟斷して、威福の大基礎を据ゑたる形跡を識認せんを要す、土木は民を疲らすと共に權臣を肥すと歴史の恒例なり。

當時は既に京人に瓦屋を造るを許されたれど、住宅は板葺を常とし、神社宮殿も古式の板葺茅葺を主とし、或は檜皮葺も始まりたらん歟、其は猶釋ぬべしと雖も、造

宮に瓦を用ゐたるやも徴する所なし。瓦は造寺によりて弘まれり、國分寺の瓦は諸國の寺址より堀出さる處々に其製作所はありたらん、寶字の比に東大寺石山寺等の造營に用ゐたる瓦は、大倭の造瓦所攝津の天王寺梶原寺等にて造りたり。

攝津職解 申勘注、東大寺瓦事（攝津職印を連捺し、又此面不用と朱書せり）

合貳萬枚 去天平勝寶八歲十二月二日官符所載者

四天王寺作瓦壹萬肆仟枚 梶原寺作瓦陸仟枚

見運上壹萬捌仟陸伯陸拾陸枚

四天王寺壹萬參仟參伯陸拾枚 梶原寺伍仟參伯陸拾枚

遺壹仟參伯參拾肆枚 四天王寺陸伯玖拾肆枚 梶原寺陸伯肆拾枚

以前被造東大寺用、今月十二日牒備爲檢、四天王并梶原二寺作瓦進上并殘數、今差右大舍人從八位下土師宿禰井守充使發遣職宐察狀遣使與職共勘申上者。職依牒旨就寺勘計瓦運上并殘數具件如前、但所殘者限十箇日依數无緩續擬進上、仍錄事狀即付從八位下土師宿禰井守申上如件以解。

天平勝寶九歲三月十六日正六位上行大屬古市村主寸食

從三位行大夫文室直人智努

正六位上行少進石川朝臣氏人
正七位下行少屬穗積臣牛養

梶原寺の在所は未考へず、但し造佛造寺工は敏達帝六年に大別王百濟より持歸りたるを難波の大別寺に安置さる、此造寺工の中に造瓦工もありて早く製瓦を始め、其處を梶原寺といふにや、崇峻帝元年（實は空位）法興寺建立のために造寺博士を百濟より徵れて中に瓦博士も來る、是を本朝製瓦の物に見えたる始めとし、繼て四天王寺を造營ありて、京師と四天王寺とに造瓦寺を設け、遂に四天王寺瓦を出すことになりたるべし。造瓦所の瓦は後の作物上日解に出す、以て參考すべし。搏木を木作して堂塔僧房を構成する勘注も亦後の作物上日解に出す、内部の造作成て後に内容の粧飾は、これを裝束と稱ふ、是にかゝる文書の一例は、不可堪堂裝束事（案文にて前なし）

- 經百部 經囊百口 經臺百前 佛像百軀 蓋百具 机百前
- 五大苜五軀 蓋五具 高座百基 蓋百具 短疊百枚 前机百前
- 花香机百前 禮版百前 短疊百枚 燈爐百枚 千枚燈調度

以前應裝束物其數多有驅使人少仍下可堪狀具注如件。

天平寶字四年三月十九日

東大寺の一堂なるべし百僧を坐せしむる装置なれば今普通の寺の堂に比する大さなるべし此物件を按して當寺の禮拜諷經等法事の狀式も亦考へらるべし。造寺は必ず造佛と相須て成り併せて寫經起る國分寺造營は每寺に丈六佛像を鑄造せしめると勅文に著るし其は最大最尊の本尊なり之に次て大小の佛像は若干を有し又裝束には一僧に一軀を花香机に奉請して禮拜したると思はる。大佛鑄造の處に佛像を造る委曲を記したれど此に亦甲賀寺牒を録すべし。

甲可寺造佛所謹牒

金光明造佛造官（東大寺即ち國分寺をいへど此は東大寺即ち國分寺をいへど此は）

應奉請佛像一具料

擔夫一百六十四人 裏料袖衣九匹 布七端 綱料商布

十五段 若席用者册枚

佛像一軀 人六十口 御手二候人一口 御髮螺人一口 光料飛天十八軀人九

口 化佛十三軀人二口 彫花總人廿口 塔一具二人 袖衣六匹 布五段 綱

料商布十段 蓆卅六張

并二軀人卅口 御手四枚人一口 塞蓮花座三具八人 八角木座四居廿人

油衣三匹 布二端綱料商布五段 蓆五枚

但佛并光料板探設而在然未造作者。

右依月十八日牒旨而佛師與長上等共勘計如件今具注狀付回使謹牒。

天平十九年正月十九日會時

十九年は大佛鑄造を東大寺に改められし後なり又東大寺に造りたる佛像は、

造東大寺司

合佛菩薩像八軀

藥師佛像一軀立高五尺八寸

右依大僧都法師良弁去天平廿一年三月廿七日宣奉始（廿一年は良弁大僧都に非ざれど現時に據る）

四方五佛像五軀居高各四尺四寸

右依大僧都法師良辨去天平十九年六月十五日宣奉始。

彌勒菩薩一軀立高六尺三寸 觀世音菩薩像一軀立高五尺六寸

右依大僧都法師良辨去天平勝寶六年三月十五日宣奉始。

以前佛菩薩像造佛司主典從六位下志斐連麿造寺司主典正八位上安都宿禰雄足二人專當奉造如件。

天平寶字同年二月廿五日長官正四位上兼左勇士督左右馬監坂上忌寸

大僧都法師

天平十九年より寶字四年まで十四年間に、東大寺より造佛司に鑄造させたる佛像の數なり。此年間は國分寺造營中にて、六十二國に丈六佛像を鑄造したるも亦造佛司の作多からん、十九年は塔堂の營作を檢定の年なり、勝寶八年聖武帝の喪に又丈六佛像の催檢使を發し、一周御忌までに造備へしめられたれば、當時鑄佛の盛んなる知るべし。銅は藤原宮の比まで鑄錢にも不足なりしに、大伴御行これを探檢させ大寶の鑄錢となるに及んでより、長門の鑄錢最も盛んなり、今は諸國に産銅地を多く發見したらん、豊前伊豫の探銅所村は天平年中より設くと稱ずれと確かならず。參和の錫は鐵と稱し、盜鑄濫錢の増すに従ひ禁制品となりたれど、是も亦多く産地を發見して鑄像に供したらん。大小銅像の原料に消費さるゝ此の如く宏多なるを以て鑄錢に濫惡を極め、寶字の新錢となり物價を騰貴せしめにけり。

(端切に略す)

鑄所別當貳人判官外從五位下上毛野公眞人

單口參仔捌伯拾肆人史生正八位下御杖連年繼 七百五十五人 將領 二千三百五十二人 雜工 七百七十八人 雇人 七人

作物

- 作塔基打出像五十軀 功百十人 錯作銅并像天衣并座花 功百六十人
- 鑄作石山寺太子佛像一具 功六十四人 鑄作露盤匏柄一枚 功四百十人
- 六人 鑄作露盤耳管二口 功四百人 鑄作石山寺磬一面 功十二人
- 鑄作露盤冠管一口 功二百九十六人 錯作露盤薄仙花八枚 功卅二人
- 錯作露盤伏鉢一口 功九十人 磨露盤仔盤一具 功二百五十五人
- 錯作露盤鐸卅口 功百九十一人 錯作露盤管并盤等 功二百卅一人
- 冶熟生銅一千五百六十斤洗銅一千二百斤 功二百廿八人 作露盤冠
- 管形并修理用器 功五十八人 轆轤引作露盤管三口 功二百廿人
- 自京中求運糶卅四斛 功卅四人 洗收交土銅九百卅二斤 功二百廿八人
- 自福智山運炭六百四斛 功六百四人 自西堀川運露盤表形五 功廿一人

人 溫室湯桶 功廿五人 雜工等廝 功百廿五人

本工所別當貳人主判官正六位上左井連與根道 單口貳仟壹佰壹拾貳人一千八百八十八人將領人五百五十三人雜工二百卅一人仕丁

作物

構作東塔步廊材五十二物柱并貫腦木之類功六十四人 構作食堂近廊材 一百卅物柱并貫鴨柄腦木之類功百七十人 構作同堂食停材一百八十物 九桁架之類功二百卅八人 作客房院塗垣 功七十八人 塗同院板殿 白土 功七十八人 作僧房經藏 功廿三人 作同房間度并棧 功六十三人 引治泉津材并荒作 功八十六人 作壇穴屋并塗壁 功六十七人 塗南西門白丈 功八十二人 作乾西南門闕下白石 功十五人 作鐵釘并修理刃器二千六百七十物 功百四十八人 採間度二百十六枚 功百八人 採樁一百卅八束 功百卅八人 採柴一百五十荷 功卅人 春篩白土并赤土 功百六十五人 所々山作所木守功六十人 積取寺裏散材并掃淨 功百十六人 雜工等廝 功百廿五人

造瓦所別當貳人散判官正六位上葛井連根道上磨

單口捌伯拾參人五百五十八人將領丁二百卅八人瓦工

作物

作瓦一萬一千四百八十五枚 功百卅五人 打垣十三萬七千六百斤 功三百五十一人 開垣穴并堀積垣 功卅五人 修理瓦屋三字別長八丈 功卅三人 掃淨瓦屋四字一字別長八丈 功廿六人 奉請彌勒觀世音并像二軀彌努宮 功百廿八人 雜工等廝 功五十人 造香山藥師寺所別當貳人主典正六位上彌努連與磨 單口捌伯肆拾肆人八百八十八人仕丁五百九十八人雜工 作物 押金薄佛光一枚 功百九人 構著佛光飛天并十七軀 功十四人 捺作并縵四枚 功八人 雕并捺作并寶冠八枚 功廿七人 雕作并懸玉十二枚 功廿七人 押金薄并光順并懸玉 功卅六人 塗金青飛天蓋并十八軀花佛十五軀御髮 功廿一人 構著并六軀光順 功十八人

作佛光麻柱 功八十四人 構立佛光一枚 功卅九人 磨塗佛光一枚
 功卅二人 磨塗并懸玉 功十七人 構作佛光二枚木綱 功十人
 構作并光柱五枚 功十人 修理金堂瓦 功卅五人 作雜釘一千二隻
 長三尺以下二寸已上功五十六人 作并懸玉緒料銅筋十七條 功十七人
 雜工等廝 功六十人 採薪卅八荷 功廿四人 掃淨壇院 功八人
 金堂并供奉造佛所 功廿四人 供奉藥師悔過所 功六十三人
 官人上日

長官正四位上坂上忌寸犬養 上日拾伍

正六位上志斐連麿 上日貳拾捌 夕漆 從六位上阿刀連酒主 上日貳

拾漆 夕貳拾肆 正八位上安都宿禰雄足 上日參拾 夕貳拾

以前三月中作物并雜工等散役及官人上日具件如前謹解。

天平寶字六年四月一日主典從六位上阿刀連酒主

長官正四位上乘左勇士督坂上忌寸犬養 判官外從五位下上毛野公直人

次官正五位下田中連假 判官正六位上葛井連根道

主典正六位上彌努連假

主典正六位上志斐連麿

主典正六位上安都宿禰雄足

是は造東大寺司に於る一ヶ月の作物功程なれば各件の物みな製作中にあるものなり、東大寺は奈良京隨一の大伽藍なれば職工役夫を多數使用すべしと雖も、亦諸國の國分寺造營も之に准して考ふべし、この外に寫經所の功程も盛んなれど、第六章に叙述したれば略す。造東大寺長官は造宮大輔に准ずる顯官なり、坂上犬養は武才を以て聖武帝の寵厚く、崩後に山陵を守りしに、翌年當官を兼ね、特に食封百戸を賜はり、本年八十一歳なり、明年大和守に遷り、佐伯今毛人代り、犬養は年を越て卒す、葛井根道は、明年の暮に禮部少輔中臣伊加麿父子と飲酒し、言語時の忌諱に涉り、酒波長歳、中臣眞麻伎より告られ、隱岐に流されしに、聽て押勝敗れたり。東大寺其他に鑄造する佛像は、釋迦、藥師、彌勒、觀世音及び菩薩等なり、五年に正皇后の一周忌に、法華寺の西南隅に阿彌陀の淨土院を造り、忌齋を設け、田十町を寄捨し、毎年忌日より七日間十僧を請して阿彌陀佛を禮拜せしめ、諸國の國分尼寺に丈六の阿彌陀

像を造らしむ。此阿彌陀像は法華寺にあれば此解に載ざれど、念佛の濫觴となすべし、因て此に附記す。

造寺寫經に需用する材料は固り夥多し、材木を木作所より、銅錫を採鑛地より、瓦を造瓦所より輸す、其外猶諸國より種々の材料を輸せり、爰に其一二を舉れば、
謹解 申進上物事

合鐵參拾廷 鐵貳

右依不得雇人如數不堪進上、但依葛井判官宣、去月美作國作宮司借充鐵廷重六十九斤八兩、若是令進者、彼此可无相運功、仍具狀謹解。

一買漆二石八斗二升、充直錢七十貫九百卅文、

陸奥上野二國上品漆并二百六十文、中二百五十文、越國并二百卅文、

一請百貫連署次官、百貫を借用するとなるべし、

以前三條事、具注附回使上利帶差申送、謹解。

天平寶字六年正月十四日六人郷荒角

山陽の山中より鐵鑛を採掘したるは甚だ古し、此時まで繼續して出たるなり。漆

は陸奥上野の山に産するものなり、昔より上品なるを此にて知るを得る、東國漆西櫃といふとあり、此兩樹は甚だ相似て異なり、九州筋に櫃を植て蠟を取るは天文年中よりの事なり、漆は漆液併せて蠟を取るの所あり、西國には産せず、吉野漆の稱あれば畿内の山中までは産したるなり。寺の需用品は固より多けれど、猶陶杯の一例を載す、

莒陶司 石山寺充雜器事

陶碗肆拾口 陶杯陸拾口 鹽杯陸拾口 片碗陸拾口 叩戸五口

杯蓋研貳拾口 已上前充、 筒參拾合 後盤貳拾口 已上物今充、

折櫃參拾合 陶盤陸拾口 右依無不充、

天平六年二月九日

正六位上行正林連黑人

管陶司は職員令に宮内省に屬し、管陶器皿の事を掌る、義解に、器の總名を皿とす、其木土器も亦皆掌るとあり、木製土製の什器を製造調進する司なり、大同三年より大膳職に併せらる。寺には僧徒を養ひ、奴婢を有し、寺家として一の大戸にして、食堂を

設けて、日々食單を出し大衆の食饌を賄なへば、需用の器物より蔬菜まで甚だ夥多し、造東寺司などの官司も、亦日々の仕丁雇人まで炊事をなして食飲を辨したるを以て、かゝる器皿まで各司各衛所に囑して調度したり。

聖武帝の大寺巨像建造より國用の半を減したりと、三善清行の論は第五章(廿四)に述べたり、されど此事の實際となりて露はれたるは勝寶寶字の際に押勝が政權を專にせし時にあり、此一節に録したるは其内容を窺ふに足るべき史徴とす。國運の隆盛なるに當りては、奢侈と稱せらるゝ積極的の事行はるゝものとす、因て一方には怨嗟の聲を聞と共に、一方には仕途勞賃を得て満足する者も多ければ、遽に其是非を論し易からず。然し佛像鑄造に消費したる銅は、其額の莫大なると産出に超過し、因て銅錢濫惡になり、寶字當十錢より物價の騰貴は上下一般に其弊を受たらん。

第九章 惠美押勝を誅し、僧道鏡擅權。

第四十七節 僧道鏡寵信、孝謙上皇出家。

惠美押勝の驕恣は既に極まれり、藤原仲麿にてありし時より、續紀に勝寶元年至正三位大納言兼紫微令中衛大將、樞機之政獨出掌握、由是豪宗右族皆妬其勢、寶字元年橘奈良麿等謀欲除之、事涉廢立、反爲其所滅、其年任紫微内相、二年拜大保加、優勅姓中、惠美二字、名曰押勝云々とあるが如く、橘氏の獄に皇親骨肉を殘夷して自ら笑み、惠美と改めて驕貴を極めたるは、滿て溢るゝ禍機を踏めり。豪宗右族の其勢を妬めるは、勝寶以前に聖武天皇の信任を蒙りたる時より兆し、其派別は少くも三四あるべし、甲は仲麿のみならず藤原氏の外祖外舅の親に依りて權勢を獨專するを妬む同列の家なり、乙は藤原氏の仲麿が樞機を專握するを妬むものなり、丙は惟れ驕臣を朝家に害ありと憎むものなり、此外僧徒の中に仲麿と抱合して事を專らにする僧綱等を妬むものもあるべし。橘氏の獄は乙派の陰謀にして藤原家の内亂なり、此亂にて兄の豐成は勢力を失ひ、橘氏は家名を損じ、帝室の懿親は多く殘滅され、仲麿が陰に罪を朝野に得たるは掩ふべからざる情實なり。

甲の黨争には史徴乏しけれど、是は門閥政府に於ける常態といひ、殊に本朝歴史には必然の時代なれば考一考せざるべからず。我朝の權臣に外戚の勢を積て帝

室の慘禍を生じたるは、葛城氏に始まり、蘇我氏に中し、藤原氏に成る。歴史は繰返すものと言ふ、既に三度繰返せり、最後には同列の抗争絶たりとは信ずるを得ず。然し余は歴史は繰返さぬとの説を持す、如何んとなれば、一度ありたる事を同様に再び繰返すとは決してなし、必ず變化して同じ途轍を行ものなればなり。見よ、安康帝、崇峻帝及び道祖太子、みな外戚の毒手に罹り給ひ、因て葛城氏は滅びたれど、是まで安康帝は惟眉輪王が弑せりといふに止れり、道祖太子は押勝が廢して弑したれど、是までは弑とはいはず、同じ禍は繰返したれども、其形は一一に變化せるに非ずや。繰返すといふは歴史の癖となりたる事にて、其事實となりて顯るゝは必ず變化するを以て、其變形を觀察して同じ途轍なる所を識破せんを要す、即ち歴史の癖となりたる豪宗右族の天位推立の際に、抗争の起るは同じ情勢なれど、必ず前世に鑑みて變形して出る所に注意すべきなり。第二の蘇我氏たる藤原氏が外祖外舅の親によりて大臣の權を獨占し、四五十年を経過したる跡を相較ぶれば、似たりや似たり、花菖蒲杜若なれど、一は敗れ一は成る、これを比較研究するは押勝の敗に於てするを適當の時期とす。

蘇我稻目の二女を欽明帝の嬪に納たる時は、皇后の腹に太子敏達帝いませり、藤原不比等の女も石川紀兩氏と共に文武帝の嬪に入内したり、此時に當り兩氏が外祖とならんとは神より外に知ものなきは同一なり。然るに敏達帝不慮の崩にて、用明帝即位となり、蘇我馬子に外舅の親を生じ、文武帝は藤原夫人の腹に皇子聖武帝をまふけて程なく崩し、然も皇子と同年に不比等は橘三千代の腹に光明子を生み、因て外祖の親を生じて、其女を皇后となすに至りたるは、皆偶然の運命ならずんば非ず。爾後の経過を比較するに、馬子が用明崇峻推古三帝の外舅として、政權を獨擅してより四十四年を経て、推古帝の喪に其子蝦夷は同列の公論に制され、叔父摩利勢を殺し、上宮王を排して、敏達帝の皇孫舒明帝を擁立し、益權勢につのり、二十年ならずして父子共に舒明の皇子に誅滅されたり。文武帝早く崩し、元明元正兩女帝の儲位に聖武帝を奉じ、不比等は外祖として大臣を獨占してより亦五十年を経て、聖武帝の喪に其孫押勝は帝の定め給へる道祖太子を廢し、己が緣故ある淳仁帝を立て、權勢につのる七年なり、此間に橘氏の大獄も起れり、皇族に黨派の兆もあり、兄豊成は幽居せり、北家の永手眞楯も名望あり、而して同列の多治比、阿倍、石上、石川、

紀、巨勢、大伴、佐伯等の豪宗右族みな憎嫉の念を懐く、今は蘇我入鹿の二の舞をなすべき時節到来したり、藤原氏は此に成敗の運命を決すべしと、澄目して歴史に對せざるべからず。

藤原氏の外祖外舅として大臣を獨占する四十餘年の久しき、多治此、阿倍、石川、紀、巨勢、大伴諸族は既に競争する勢力なしと速断するを得ず、納言以下には迭に列せり、是も亦蘇我氏の推古、舒明の兩朝に於ると異ならずと謂て可なり。竹取物語は平安朝の初めに成たる古き小説と覺ゆるが、其文に嚇耶姫に懸想したる色好みと言る、限五人の名を、石造王、倉持王、左大臣安倍御むらし、大納言大伴御行、中納言石上諸足此人々なりけりとして、安倍御むらしは寶豊に家廣き人にて、唐船に火鼠の皮を買んとし、大伴御行は龍の首に五色の光ある玉を取て奉らんとし、石上諸足は燕窩より子安の貝を取んとしたる事を敍す、固り構造談なれど、此三氏は其比に最も富貴にして勢力ある家なるを知るに足る。五人の内に、大納言大伴御行は大寶に薨したる名卿なり、同時の左大臣は多治比島にて、右大臣は阿倍御主人なれば、御主人を御むらしといひたるか、其後石比等の上には左大臣石上鷹あり、諸足は其父

子の間に適當す、いづれも持統帝の比の人になぞらへたる文なり。藤原氏は阿倍石川と婚姻を連らね、大伴佐伯は内衛の兵權ある家なるを以て、一族同様に結託したるとは、橘氏の獄に於てまゝ、徵跡あり、石上乙鷹は天平の末に久しく遠流に處され、子宅嗣も嫌疑をうく、多治比の子姪は橘氏の與謀なり、其他の諸大族に藤原氏の勢力を削る偶語は必ず種々になしたるべし。外祖外舅の親は一時のものなり、聖武帝崩し、光明皇后崩し、今は上皇の在すのみ、儲位一たび他胞より定まれば、外戚の親は絶ゆ、蘇我氏六十年の積威は舒明の皇子に裁抑され、其歴史の癖は再び藤原氏を生じ、今は又恰六十年の運に當る、歴史は繰返すものなれば、押勝を入鹿となして藤原氏も裁抑さるべきに、藤原氏も亦人あれば、一度ありたる覆轍を再踏せず、因て形を變化して又一の歴史を演出しけり。

爰に亦一つの時局を撼動する勢力を佛僧に有するを思はざるべからず、佛流布以來僧綱の政事に干與するとは、繼續して徳川氏の始めに至れり、彼等は政事に責任を有せずして、惟信心と學問とを有して、之を左右する大動機を發するものなり。法相宗の唱導者義淵、僧正は天智帝の宮に養はれたる貴僧にて、奈良朝の初

めに佛教の棟梁となり、其徒弟の玄昉、行基、良辨、道鏡、相繼て僧正僧都となり、天平以來の政事は彼等の干渉にて行はれたるは公然の秘密なり。其中に玄昉は藤原廣嗣が謀叛の口實となりて失敗に終り、行基次て大信向を得たりと雖も、彼は僧照法師と同じく行教の熱心者にて、其得たる民望にて大佛の功を成たるに止り、玄昉に繼て政事に干與したるは良辨なり。良辨は惠美押勝と全く時を同くす、舉動にやや議すべき點もあれど、其傳甚だ闕て釋ぬべからず、但東大寺建立及び國分寺布置等は、其事を臧とすれば良辨の成功なり、若し否とすれば良辨の害毒なり、臧否共に此僧を指名するとも酷論にあらず。正倉院文書に奇異なる一文書あり、

上院牒 造寺司政所

欲作太平事、吳斤者、

右爲用寺内件物早速令寫造欲請、仍注事狀以牒。

天平寶字六年正月廿二日僧正美

大僧都御宣

史生僧圓菓

僧神勇

大僧都は良辨なり、作太平とは何事なるを知るに由なけれど、當時押勝は正に太平の輔佐と稱して種々の事を誇耀すれば、太平の文字は目を刺すを以て特に之を掲載す。此比より道鏡の寵任に移り、良辨の終りは晦けれど、寶龜四年に没せり、相摸大山の阿美利神社は良辨の創建と言傳ふ、天平七年相摸國封戸租帳を検するに、皇后、舍人親王、藤原家の食封相摸に散在し、餘綾郡大住郡にもあれば、是等の縁にて其附近の高山に一の垂跡の祠を創めたるにもあらんか。之を要するに、良辨は玄昉と道鏡との過渡期に、凡十五六年は押勝が擅權の裏面に潜まりたる僧なり。

さて僧道鏡の出處を考ふべき時期となれり、此僧は僧綱補任に、河内國人、弓削氏、天智天皇孫志基親王第六子也、義淵僧正弟子、初籠葛木山、修如意輪法、苦行無極、高野天皇聞食之、於近江保良宮有御藥、仍召道鏡、被修宿曜秘法、殊有驗、御惱平復、仍被任少僧都とあり。是は忠珍僧都の撰にて、古本と稱ずれど、七百餘年前のものにて、盡くは信ぜられず、殊に河内の弓削氏が施基皇子第六子とは文理をなさず、後來の紹運錄に之を收めたるは惑へり、續紀^{卅一}に光仁天皇を殺して、天命開別^{卅二}天皇之孫、田原天皇^{施基子}第六之皇子也とあるに、牴觸す、又弟の弓削淨人は、同^{卅三}寶字八年七月辛丑

に授刀少志從八位上弓削連淨人賜姓弓削宿禰と見ゆ、施基親王の子は二世王なり、豈に連姓を賜はらんや。道鏡兄弟は河内國の弓削連なれば物部弓削氏の故邑の人なり、同年九月道鏡へ宣命詔に、本乃大臣乃位仁仕奉流武事乎諸聞食止宣とある、本の大匠とは入鹿の弟物部大臣に當れば、弓削邑は一旦蘇我馬子の妻守屋に歸し、四天王寺に守屋の子姪と共に寄捨せられしに、奈良朝の比奴婢に賜姓の事行はるるに及んで、物部大臣の緣由にて弓削連の姓を賜はりたるにてあるならん。次は道鏡の年齢問題なり、道鏡は義淵の弟子とは他書にも見ゆ、義淵は神龜五年に寂す、寶字四年まで卅三年を経たれば、師の寂すとき廿歳計りの小僧あがりとするも、既に五十三歳光仁天皇は五十歳になるべし、玄防良辨と並稱すれば猶年は長じたるべし。道鏡の素性は略此の如し。

道鏡が上皇の御藥に保良宮に召されて内道場に入たるは、元享釋書表年、寶字四年十月光明太后の薨忌畢り、十月の遷都後保良宮に、沙門道鏡姓弓削氏、義淵之徒也、有梵學、召入内道場、修如意輪觀自在供、上皇疾、保良宮詔鏡看侍とあり、僧綱輔任と少し異なれど、保良宮にて上皇の御惱に、看病僧となりて御平癒になりたるが、龍信を得

たる始なるに異議なし。但太后の周忌は五年にて、其八月上皇帝と藥師寺に幸し禮佛あり、還て押勝が婿藤原御楯の第に幸して宴飲あり、十月都を遷し保良宮に行幸あり、平城宮を改作すとあれば、上皇も亦保良に幸し、ならん、道鏡の上皇に龍信を得たるを五年とするは定めて然るべし、釋書は一年を誤れり。道鏡は梵學ありとは、梵は印度の眞言サンスクリットを修めたるとなるべし、當時婆羅門、林邑僧、並に僧綱となりたれば、梵語の必要ありたるべし、又葛木山に修法鍊行したる僧なれば、妙意輪法宿曜秘法等に達し、法力の堅固なるは看病湯藥の靈効著し、この名譽を得て、上皇は婦人におはせば、梵語と法力とに崇信し、御惱に効驗ありつらん。梵學と梵唄とは固り別なれど、梵唄の當時唐に行はれたるとは、李頎天寶比の詩人、梵聲を聽く詩に、仙宮花梵遠依微、月隱高城漏響稀、夜動空林驚落葉、曉聽天籟發清機、杳遙初入寒空靜、雜沓猶追驟雨飛、始識浮生無住著、頓教心地欲歸依と詠ぜり。以て佛家が印度の聲明學を極めて、諷經の音節を以て聽者の歸依心を動かしたる効驗を推想するに足らん。本朝には唐僧道榮梵唄を傳へ、養老に榮及び勝曉を經師の式と定めらる、其後道璿戒學を傳へ、梵網經を誦する音の清亮なる金石に出るが如くなりしと

いひ、吉備眞備も音韻に精しく、其五十音圖は梵音に原すといふ、此の如く音韻學の發達せる際なれば、道鏡の梵學も必ず經師、梵唄唱導の音節に鍊熟し、聽者を感動せしめたるならん。聲明の度は人の信念を動し、殊に婦人に入り易し、後世に僧良忍最も梵唄に達し、融通念佛を始めて白河法皇の宮人を傾向せしめ、其後念佛は曲調を以て一種の歌唱となり、士女を感動させて信教を廣むるに至りぬ、道鏡の梵學に縁り併せて附記し、思考の範圍を廣めよ。

道鏡が内道場に入て上皇の御惱を瞻病し、信依心を動かしたるは、押勝が敗るゝ動機なり、是には必ず策士の其後に存在するなるべし。押勝は今上を己が田村第より擁立して懷中におき、上皇は婦人にましませば、彼は紫微令の時より宮掖の鎖鑰を握り、豪宗古族は常に一膜を隔て雲上を望めり、されば此際に宮掖に近づき上皇の信念を得て秘密の樞機を握るは僧あるのみ。是時に當り押勝は保良の北部を造營し、併て平城を改修し、外は太宰府を我有として新羅征伐を主張し、政權兵權を雙手に握り、揚國忠安祿山を兼て驕溢せる隙に、恰も一の怪僧を宮中に入込せたるは機會を得たる者と謂べし。余は押勝を第二の入鹿といへり、若し皇族に天智

帝其人あらば藤原氏は第二の蘇我氏を繰返すべきに、歴史は再び繰返さず、今度は藤原氏より斃して外戚の家勢を此に定めたるは、道鏡を用ゐたる策士も必ず藤原氏にあるべし。

斯て上皇は帝と忽ち不和にならせられ、翌六年五月平城に還幸し、上皇は法華寺に御し、帝は中宮院に御し、別々になり給ひ、押勝に帶刀資人を百人に増賜されたるは戒心のため歟。翌六月三日五位以上を朝堂に喚集めて上皇の詔を發せらる、其文に、今帝を立て、住居くる間に、恭しく相從ふ事はなくして、言まじき辭をいひ、爲ましき行もしぬ、凡かく言るべき朕にはあらず、別宮に御坐しまさむ時然え言めや、此は朕劣ヤチキに依てしかく言らしと思召ば、愧し、いとほしみなも思はず。又一には朕菩提心を發す、是を以て出家して佛弟子と成す、但し政事は常祀、小事は今帝行給へ、國家大事、賞罰二柄は朕行はむとはげしき宣命なり。思ふに押勝は是まで帝を擁して、上皇に心のまゝなる言動をなすとも、九重の奥深く、他の知るもの有や無にて、無念に過させたらん、道鏡の寵信より之を發く恐れあるを以て、押勝まづ帝をして道鏡を離間せんと諫言を進しより破裂となりたるならん。然るに上皇の出家は、

其離間が反て抱合を堅くし、小事を帝に行はしめ、大事を握りて法華寺に入御は、即ち其權を奪はれたる所なれど、亦出家にて重祚の縁を絶たるは底抜けの措置に近し、因て押勝はいよく私黨を朝に扶植して一層權勢を鳴張し、益憎嫉を増し、反て上皇を重祚の途に趨進させたるは、道鏡一派の巧みに設けたる陷穽と謂べし。道鏡は少僧都となるまで史に見えざれど、是年より上皇の樞舌に當りたるは、正倉院に確かなる手蹟あり

牒 東大寺一切經司所

請一切經目錄事

在於 寺、經律論並章疏傳等之目錄

是也、

右被今月六日内宣、件經律等目錄、暫

時令請者、今依宣旨、差堅子上君鷹充、使

令奉請具狀、故牒。

天平寶字六年六月七日

合奉寫經七百卅二卷

最勝王經十一部

寶星經一部

七佛所說神咒經三部

金剛般若經六百卷

右今月十日内宣傳、仰根道令奉寫件經

者、宜承知旨、早令奉寫。

天平寶字七年三月十日

(眞蹟縮模)

法師道鏡

(眞蹟縮模)

法師道鏡

令奉請東大寺一切經目錄壹卷

判行 白紙并表但元軸、付上君万呂一判官葛蓮 根道

本書は道鏡の自筆なるべし。六月三日に上皇御出家の詔ありて六日に上欄の宣旨を承れり、以て前年保良宮にて上皇の信依を得たるとの事實なるを證すべし、下欄の宣旨并に今一通の六月卅日付の狀あり、此には略す、皆法師道鏡と署名す、少僧都になりたるは七年なるをも證さるし。

高野姫天皇の御出家は天智帝入鹿誅戮以後の大事にして、時局の大變化の關鍵なり、然るに是までは歴史を昔咄として打興したるにより、此に言も甲斐なき事を造爲し、天皇を淫行に陥るれたる浮説あり。蓋し推古帝以來大后登極の例にて元正孝謙二帝は未婚の内親王にて立給ひ、藤氏に外親の勢ひを把持したる末に、押勝道鏡の變生したれば、口さがなき京童の猥褻なる昔咄の種となさしめられたれど、固り

奈良朝史

第九章

惠美押勝を誅し僧道鏡擅權

第四十七節

僧道鏡寵信、孝謙上皇出家

五三三

無根なり。立防の宮子太后を看病により善珠私生の談を造作したるとは既に前
述しおきたり、道鏡の看病に至りては實に言語道斷の談を造作したれど、元來佛教
信向の世に僧に看病を頼むとは聖武帝の崩第十節にて知るべきが如く、後世まで存
ずる習慣なれど、元享釋書の著者虎關和尚さへ、譏侍女王也と筆し、浮傳を信じたる
は實に千古贖贖といふべし。かゝる浮傳の萌芽したるは何の比なるや、思ふに二
三百年後に小説物語の流行につれて生じたるならん。淺薄なる女童は淫事の咄
しを打興するものなれど、餘りに尾籠ヒロコなる談にて耳を借すを厭ふ程なり。余が見
たるは鎌倉府より少し以前になりたる古事談の劈頭に、稱徳天皇重祚後道鏡之陰
猶不足被思召、以薯蕷山イモ作陰形、令用之給之處、折籠レ云云、仍腫塞ガリ及大事之時、小手尼百濟
師、時手如奉見云、帝疾可愈、手塗油欲取之、爰右中辨百川、妖狐也、ト云テ拔劍切尼肩云々
仍無療帝崩。此女帝者大炊天皇御宇、天平寶字六年、壬寅落簪入佛道號法基尼、春秋四
十五、同七年九月、以道鏡法師爲少僧都、元河内國人、俗姓弓削氏也、法相宗西大寺、義淵
僧正、門流也、常侍禁掖、甚被寵愛、如意輪法驗德ト云云とあり。後の一節は稍史實に
合へど、前一節は學者としては書くも褻汚なりと棄るならん、されどかゝる談は、

隠蔽する程、反て人は物識顔に探し出すものとす、掲載して見れば少し物の理を知
たらん人には一笑にも價せざる拙話なり。後一節に如意輪の驗徳といふも譬喩
にて、前節の趣きにては此に始りたる談に非ず、必ず白河鳥羽の比までに、早く押勝
道鏡の交迭を假りて、書下したる説のありたると思はるゝ。其出處は見當らねど、
此書より猶二百年降りて南北朝の半ばに僧の手に抄録したる水鏡に、惠美といふ
姓も御覽するたびにゑましくおぼすとして賜はるとあるは、續紀と相違し少し怪し
き書様なり。然るに片假名がきの別本には、あからさまなる事を書加へたり、其大
意は、此孝謙天皇の涅槃經文を焼給ひて其罰を蒙り給ひ、次の年の天平勝寶二年の
春比より、御姪慾の御心も人にすぐれ、淺間敷事でき、御心任せならんために御位を
ば東宮へ譲り給ひ、様々不思議なる御振舞のありしに、諸卿の中には此仲鷹一人類
ひなき大物の大臣にて、大上天皇の御覺えひまなかりしと、此大臣を見る度にえま
ほしの文に綴り加へたり。次に、五年まで四ヶ年の間は餘にすぐれて姪心の御事
にて御座、六年の六月より御心直らせ給ひて、道心の御志おはして御出家あり、禪尼
の御姿に成せ給て、精淨の御事にて御座せし程に、……河内國弓削の道鏡、天平勝

寶四年の夏比より如意輪の行法に徳ある聖人なりと云風聞ありしに依て、内裏の御持佛堂に召れて、常に此法の供養を勤めけるを叡覽ありて、可然物には思食かども御歸依ばかりなり。此道鏡思様如意輪の説相は、信心を致して行へば國王大臣の位に至るべしと説れたる經文分明なる上は、帝既に懸念の色見え給、又國王大臣等の有様羨ましき事と思ひしかば、三ヶ年間此經を讀行ひ、年滿て國王の宣旨を蒙らざれば、本尊の六臂如意輪繡像を閉籠たる岩屋の雨落に捨あまさへ其上に尿を懸奉る、此時蜂一つ飛來て道鏡が鬚のさきを螫す、其疵より大物になると云計なく成にけり、其後此帝御出家なれども、七年八月の始此より彼道鏡に愛著の念深く成せ給ひ、仲麿をば側に召るゝに及ばざりけり、九月には道鏡を少僧都に任せしめ給、此時より惠美大臣帝を怨奉る心漸く出來にけるとあり。是必ず古事談以前に世に行はれたる人情小説にして、古事談はこれを補足したる話なると疑ひなし。固り事實に非ざるとは一讀して判然すれど、歴史と文學との差別なき時代には、此の如き明白なる小説も猶史實に混じ、殊に淺露と猥褻とは俗人の興するものにて、是まで歴史上に孝謙帝の御事には種々の邪推を加ふる習はせとなりぬ。近年學界

の進歩にて文と史と判別したれば、今は此に辨明を費すの却て愚なるを信ず、水鏡の文は仲麻呂が道鏡を妬みて敗れたるを以て、後妻打の變化を書んと文想を回らし、涅槃經の罰如意輪法の驗などに引合せたる佛教文學の小説なり。かゝる文は抄略すれば却て事實に似寄り易き故に、一頁の紙を費して録出し、仲麿道鏡の邪姪を語るの無根なるを知らしむ、亦文史の混同が判判に移る過渡期に於る止を得ざるの務めなり。

第四十八節 押勝道鏡の 勢消長

續紀の押勝傳に、四年太師に轉じ、其男位正上眞光位從下訓儒麻呂朝獵、並に參議となり、位從上小陽麻呂位從下薩雄、幸加知、執棹皆衛府關國司に任し、其餘顯要の官は姻戚ならざるはなし、獨權威を擅にして猜防日に甚だし。時に道鏡常に禁掖に侍して甚だ寵愛せらる、(前)押勝之を患へ懷に自安せず、乃ち高野天皇に諷して都督使となる云(後)とあり。此は概括の文にて、眞光が鎮國衛驍騎將軍、兼美濃飛彈信濃按察使となす、御楯が授刀督兼伊賀近江按察使となりたるは、四年の事にて、訓儒麻呂は

大和守、翌年左右京尹となり、辛加知は左虎賁督となり、六年正月眞光は氷上鹽焼と共に參議となれり、仁正太后崩後よりの引續きたる事なり。應て眞光は太宰府に赴き唐客を饗し、二月押勝正一位に敍し、六月に兩宮の不和とり、十二月に眞光は太宰帥に任じ、眞權に代る訓儒麻呂本史には脱す一朝獵は弟貞及び中臣清麻呂、石川豊成と共に參議に任ぜり、惠美の三子が參議に列したるは上皇御出家後の事なり。衛府關國の事は詳かならざれど、鎮國衛授刀衛の外は、五六年に左虎賁督は藤原田麻呂、右虎賁督は仲石伴、右勇士率は上道正道嬰大都改名なれど、石伴田麻呂並に遣唐使になりて惠美氏より代りたらん、八年に惠美薩雄右虎賁督となす、石伴は左勇士率となる、小陽麻呂の衛府官も詳ならず。關國は辛加知の越前守、執棹の美濃守、並に八年正月の補任なり。

道鏡が保良宮に侍するまでは押勝の猜防心は見えず、翌年兩宮の破裂後、八月に至り、訓儒京左尹及び文部大輔中臣淨麻呂、右勇士率上道正道、授刀大尉佐味伊與麻呂を中宮院帝に侍せしめて勅旨を宣傳させたるは樞機を自黨にて閉ち猜防したる端なり。兵權を專握せんとするは三節度使をおく、翌六年、三關及び近江の健兒を

簡點し、第四節に出鎮國授刀兩衛を子婿に與へ、征新羅を唱へたるに始まると雖も、道鏡の用ゐられしより方針は一變せり。七年に南海西海兩制度を罷め、子眞光を太宰帥となし、正月の補任には二子を兩關國司となし、同時に太宰大貳少貳の交迭となり、吉備眞備上京して造東大寺長官となり、六月に授刀督伊賀近江按察使御楯薨し、七月東海節度使を罷め、九月に至り押勝が都督となりて五畿三關近江丹波播磨國の兵事を習はずに至りたるは、時局消長の機にして、中央政府を兵力を以て威壓せんとし、初め全國に空權虛勢を張りたる事の露骨に成るを見る。

押勝の姻戚とは子及び婿外姻をいふ、藤原一門は道鏡を引入れたる主謀者なるや否やは疑問なれど、押勝に助勢せざるとは明白なり。第七章卅六に藤原氏系表を擧たるより、今は十七八年を經過したれば、此に其發展を考へ、よく必要あり、實字以後は押勝に惠美姓を加へて南家と別れたれば、惠美と南北式京とを分つて略述せん。

惠美即ち南の次男家は、

押勝即ち仲麻呂——惠美は滅家にて其子の年齢詳ならず、位次にて敍すれば、

真從 寶字元年其遺妻を帝に配す時に帝廿五歳。

女子兒從 長女なるべし、婿御楯は八年薨すとさ四十歳ならん。

真光(八年)正四上參議 太宰帥 訓儒麻呂を一男とし、真光を二男とすれど、真光の位は

訓儒麻呂(同)從四下參議 丹波守 三階高けれど、訓儒麻呂は左右京尹として常に在京し、

朝獵(同)從四下參議 仁部卿 真光朝獵は西海東奥に外任在京なするは弟なるにや。

小湯麻呂(同)從五上 系圖に脱す、史にも八年正月の叙位に見ゆるのみ。

薩雄從五下(勝寶四) 右虎賁率 遣唐生にて叙位のまゝ、八年正月衛府官になる、真光の兄か。

辛加知(八年)從五下 越前守

執棹(同)從五下 美濃守

此二人は季子なるべし。

此他女子餘多あり、或は嫁して顯要の婿あり、或は命婦となり宮中にあり、叙任に見ゆ女權の盛んなる時代なれば、くわしく考へなば發見することあらん。
南家は三家あり、嫡長を前右大臣正二豊成とす。

豊成

元年太宰員外に貶さる、長男良因は史に見えず早世したるべし。
繼繩(八年)從五下 信濃守 二男なれど、七年正從五下に叙す、年卅三。

乙繩

橋氏に連坐し日向員外掾に貶され、押勝誅されて後從五下に叙す。
綱(綱とも)細麻呂(七年)從五上侍從 禮部大輔 五年正從五上に叙す、繼繩より二歳少し。

豊成は嫡長にて、人となり弘厚といひ、時望を得たれど、橋氏の獄に子乙繩の嫌疑とて弟仲麻呂に排擠され、病と稱して閑居し、仲麻呂破れて復職したれど、主謀は非ざるべし、二男繼繩延暦右大三男乙繩も亦與りし形跡なし、四男綱綱麻呂は房前の外孫にして嫡子としたるにや、位地最も高く、主謀の一人なるが如し。

巨勢麻呂は四年正從三位に昇り、四年正參議となり、翌年薨す、乙麻呂の兄ならん。

乙麻呂 神託にて從三位に昇り、四年式部卿にて薨す、末子なるべし。

黒麻呂 六年十一は從五位下神祇大輔なり、押勝破る、後に左兵衛佐となる、

後に是公と改む。南家は惠美氏に權熱を吸收されて冷却したれば、只綱麻呂父と北式家の間に交渉したると思はる。

北家は房前内臣として橋三千代と共に宮中に權勢あり、諸子の態度深淵なるは父の遺せる家風なるべし、道鏡を利用したるは此家の深謀かと思はる。

鳥養(長男早世) 小黑麻呂 小黑麻呂は討逆に與り、從五位下に叙す、年卅三。

永手——家依 家依は神護元年に従五位下に叙す、鳥養の外孫にて年廿四。

永手は二男家にて、元年より従三位中納言の位地に居る、上皇聽政の後、七年に兵部卿を兼ね、押勝の謀泄しとき直に昇位す、道鏡の操縦に主謀は此人なるべし。

真楯は三男家なり、押勝より少きこと九歳なり、元は八束といひ、勝寶元年參議となり、勞を積み従三位に陞り、寶字四年今の名を賜はれり、寶字六年十二月中納言に任す。

續紀の傳に、度量弘深にして官に在る公廉なり、聖武帝寵遇殊に渥く、特に奏宣吐納に參せしむ、明敏にして時に譽れあり、從兄仲麻呂心に其能を害む、真楯之を知り病と稱して家居し、頗る書籍を翫ぶとある、右衛門督たる比なるべし。又曰く、參議信部卿兼太宰帥に遷り、渤海使楊承慶が歸るとき宴饌を設く、承慶これを稱嘆すとある、前の帥たる時にて、爾後十餘年は家居翫書の時なり。仁正太后崩じて三位に陞り、又帥を兼ね、六年惠美真光と交代して、中納言となれり、上皇聽政の際にて政權交代の機なり。此人の舉動は洵に弘深にして測られず、押勝の背走後に白壁王と共に位を進む、藤家の重望を得たるには大に力あるべし、是を攝關家の祖とす。

河清は四男家なるべし、遣唐使となりて彼國に留まれど、仁部卿兼常陸守に任し

て其家は儼存すれば、資人職事等に謀定ありて運動するに足る。

魚名は五男家といふ、真楯より六歳少なし、五年正月従四位下に叙す、官は宮内卿に至る、沈淪し何も聞ゆる事なし。

御楯は六男家といふ、押勝の婿にて五年に従三位に超叙し、顯要に居ること前に見ゆ、補任に真楯と同齡に注すれど、十年を差するに似たり、押勝に連なりて絶家。

楓麻呂は七男家なり、七年従五位下大判事たり、押勝誅後に従四位美濃守となる、さして顯はれぬ人なり。北家には永手真楯の二人重望あり、其態度も深重なり、此に主動力あらん、魚名楓麻呂は沈淪したれど運動を共にしたるとも見えず。

式家は宇合の人となり、兄弟中に尤もはしこきを覺え、爾後の歴史は此家に策略家多し、家風然るなるべし。長男廣嗣は内訌を生じ、筑紫の亂に首となれり。

宿奈麻呂(後に良繩)は二男家なり、兄廣嗣連坐を免ぜらる後も従五位下にすぎず。六年の頃とかや、押勝第を楊梅宮の南に構へ、其樓高く内裏に臨み、南面の門には櫓を起す、人士目を側だて、稍人臣の譏りあり、其男三人參議に列するに、己は子姪の下位にあつて益忿怨を抱けり。是に於て佐伯今毛人、石上宅嗣、大伴家持等と押勝を

害せんと謀り、弓削男廣に密告され、捕へて吏に下し、驗問され、答へて曰く、吾謀首なり、他人は豫知せぬ事と言切り、大不敬に坐して、除姓奪位されしに、二歳にして仲滿叛けりと。此事を徵するに、七年正月の補目に宿奈麻呂從五位上にて造宮大輔に任ず、其後の事なるべし、翌八年正月今毛人大貳營城監となり、宅嗣小貳となり、家持薩摩守となり、吉備眞備の入京となりたるは、宿奈麻呂と同謀の嫌により、外任に付けられたるなるべし。

淨威は四男家なるべし、二年に楓麻呂藏下麻呂と問民苦使となりたる、淨辨は此人の誤りにて、時に子の種繼十八歳なれば、田麻呂の兄なるべし、聽て卒したらん。

田麻呂は五男家なり、五年保良造宮使となり、從五位上に進み、西海副都督左虎督より名上宅嗣に代り、遣唐副使、正使は仲石伴、七年奥羽按察使、代る、朝獵にとなる、式家にて最も

任用せられ、又學問もある人なるべし、八年に四十三歳なり、兄廣嗣連坐後の事、は卅六節に出す。

雄田麻呂後に百川は八男家と云、男六、七田麻呂より十歳少なし、幼にして器度あり、顯要に歷任すとあれど、三年六從五位下に叙し、後智部少輔たり、未頭角を露はさず、宿奈麻呂等の後援となりしや知るに由なし。

藏下麻呂は九男家なり、雄田麻呂より二歳少く、七年正從五位下小納言となり、押勝の討手に向ふたり、此變に際して、式家の人々は其謀に參與したる形跡多く存ず、爾後も策略に富たる家なり。

京家の濱成は田麻呂より、二歳少なし、押勝を誅し凱旋の日に從五位上に叙す、討逆の功勞によるが、はた當家の沈淪によるか。

藤原氏の南北式京家を每名にき略檢するに、永年、宿奈麻呂藏下麻呂及び繩麻呂は道鏡を援いて押勝を斃す主謀に與かりたる微跡あれど、或は此秘謀の主動者は藤原家の外にありて、惠美を滅ぼし、併せて藤原一門を抑へて、閥族の平衡を保持するに出たるべし。試みに前表を熟看すべし、藤氏の勢熱は惠美一門に吸收せられ、豊成及び北家の永手眞楯を除けば、他は大抵沈滯せり、此際に於て、温厚の老右府、七に六文室御史大夫、七十及び白壁王等を推して政府を改革すれば、藤原氏を第二の蘇我氏となすは正に其時期の熟すと謂て可なり。吉備眞備は早く正四位下に進み、年七旬に垂んとす、博學にして、兵學は殆んど本朝此學の祖とも謂べく、又方術に達し、藤原廣嗣の怨靈を鎮めたりといふなどは、靈異を信する時代には殊に衆望を

支配す、七年に怡土城の功夫略畢るとの奏ありて、翌年正月佐伯今毛人と交代して上京させたるは、惠美征討の準備なるべし。故に此間の深謀秘計は諸王群臣の中に、新帝を擁立し藤氏を抑へる一條のなす所にして、橘氏に懲りて廢立の名を避け、道鏡を納れて上皇を擁し、外は庸劣を粧ふて押勝の驕恣を養成し、以て擠陥する策を講じたると思えたり、宿奈麻呂の同謀は石上大伴佐伯の三族なるにても窺ふに足らん。

孝謙上皇の薬師寺に御し、道鏡は内道場より其言樞を握り、外の謀臣と秘密を相鼓和したるは、固り陰謀なれば知るに由なけれど、其間の動靜を窺ふべき文書を正倉院に存ず、三四を舉示すれば、

應奉請雜經其名具注別紙、

牒被勝延尼師宣云、上件經爲時御覽、東大寺奉請内裏者、今依宣旨、差堅子六人部島繼令奉請如前、以牒、

天平寶字六年閏十二月八日 内史河内造淨成牒

御執經所

奉請長阿含經一部廿二卷 增一阿含經一部五十卷 中阿含經一部六十卷 雜阿含經一部五十卷

右被勝延尼師宣云、上件經等、從東大

日置淨足

判官上毛野公真人

主典彌努連與麻呂

寺奉請内裏者、今依宣旨、内堅岐子松充使奉請、如件。

天平寶字七年五月廿五日 乾政官史生因幡國造田作

別筆行

大僧都法師

主典志斐連麻呂

延勝尼師は内侍の尼となりて上皇に侍し、法華寺にある者の一人なるべし、以て此外に女官の尼となり、或は其まゝに事へ、仙洞御所をなしたるは次の文書にて想見するに足らん、大僧都法師は良辨なり。

奉寫 御執經所

提達經

右被錦部命婦、傳件經、速請於東大寺

山階等寺者、仍差内堅八清水城守令

奉請如件事、舍勅旨不可近緩

天平寶字七年十一月廿四日 史生因律國造田作

次官國中連公万呂

主典彌努連與万呂

大乘律並小乘律

右被定海尼師宣、傳奉勅件、律請於東大

寺者、仍差内堅大隅忌寸公足令請、如前。

天平寶字八年正月十六日 乾政官史生因幡田作

(別筆)行

(別筆) 行

主典志斐連麻呂

(定海は今一通七年十月五日付に定戒と書せり)

奉寫御執經所

應奉請十住斷結經一部十卷

右被內典司尙書從五位下奈良女王

宣傳爲御覽上件經從東大寺奉請

內裏今依宣旨差使豎子丹比小家令

奉請如前。

天平寶字六年十二月廿一日 承宣日置

(別筆) 行(注記略ス)

淨足

判臣上毛野公真人

主典安都宿禰

此の如く延勝尼、定海尼、或は奈良女王、錦部命婦等、法華寺に仕へ、内裏と稱して宣旨を傳へたり。少僧都慈訓が道鏡と共に上皇に侍したるは、

奉寫 御執經所

奉請淨土孟蘭經 奉盆經可請島院圖書寮經內令請如件

右弓削禪師宣云、上件經等從東大寺奉

請內裏者、今依宣旨、內豎六人部島繼、差

使奉請、如前。

天平寶字七年七月十二日 承宣內豎日置淨足

判許

主典志斐連

(又少僧都慈訓并弓削禪師宣の八月十二日付のものあり)

僧綱 牒東大寺三綱

奉請經事

法華經四部便奉請者在彼寺者 最勝王經四

部寶字四年自內裏奉請册部之中者

右件經等有內裏可奉披讀、仍須

與間、奉請如前、三綱承知、牒到准狀、

故牒。

天平寶字七年四月十三日 史生僧仙勝

(眞筆縮寫)

少僧都賢太法師 慈訓

(別筆) 行

判官葛井連根道

主典阿刀連酒主

(道鏡を弓削禪師一に由義禪師とも書するは初めより姓を稱せし僧なり。

奈良朝史 第九章 惠美押勝を誅し僧道鏡擅權 第四十八節 押勝道鏡の權勢消長 五三九

奉寫 御執經所

浴像功德經一卷寶思惟譯

灌洗佛形像經一卷亦之四月八日灌經

南海傳五卷

右被弓削禪師今月十二日宣傳、件經

并傳、奉請於東大寺者、仍善內豎八清

水連城守、充使奉請、如前。

天平寶字七年四月十三日 乾生官史生因幡國造

(別筆) 行

田作

判官葛井連根道

主典阿刀連酒主

九月に至り使を山階寺に遣はされ、宣詔して少僧都慈訓法師行政理に乖いて綱となすに堪ずとて其任を停め、衆の所議に任すとして道鏡法師を以て少僧都となす。慈訓は華嚴宗を良辨等に授けたる智識なり、考證に、道鏡方に寵され、事愛憎に出、慈訓の乖理は虚實知べらず、寶龜元年道鏡廢され、慈訓復少僧都となるにて見べしと、是は通常の論なり、明年道鏡が大臣禪師になりたると相映すれば、彼は少僧都を區々と争ふものに非ず、婆羅門僧正の死後は僧正闕たり、良辨を超て之になるか、或は彼を推て自ら大僧都となるも可なり。前舉の文書に據れば、慈訓も上皇の信依を受けたり、此時道鏡方に大望あり、押勝が不安を懷きて猜防の際なるを思へば、或は押勝が道鏡を少僧都に推す謀略に出たらん、若くは道鏡が慈訓を邪魔に思ふたる魂膽なるか、衆議に任すの文字も常には無きとなり、深く思想を用ゐんを要す。

第四十九節 惠美氏誅滅、帝を廢す。

權臣の驕威を増長して敗滅する際には暗流の危険は益潜伏し、表面は益沈靜を示すものとす、橘氏の獄後より陰謀は潜伏して、必ず注意周密になりたるべし。道

鏡が内道場に入たるより、帝の法華寺遷御は後にこそ大事と謂へど、押勝は宮中に慣れて婦人の呼吸に熟せり、又東大寺戒壇の創設等にて僧徒の呼吸も諳んじ、彼等が希望の範圍を知られば、手段を弄して外面を威嚇する方針を執たらん、是權臣の常態なり。されば京師の太平に益榮耀の花を開き、七年正月は高麗海大使王新福來朝中なれば、叙任補任を大に行ひ、上皇の執せらる賞罰の大柄十七日に帝閣門に御して、五位主典以上の文武官、及び蕃客を朝堂に饗宴し、盛會を開かれたり。其日に唐及び吐羅林邑、東國、隼人等の諸樂をなし、内教坊の踏歌を奏し、客主の主典これに次で、伎をなし、踏歌に供奉せる百官蕃客に綿を賜ふなど、奈良以來の盛饗にてありけり。斯て王新福は歸國するにより、翌月四日は押勝の第に宴を設け、雜色の袷衣卅櫃を使節に贈與せり、是楊梅宮に南に新建したる人の側目する邸第にての事なるべし、是を押勝が榮耀の頂點とす。唐樂は即ち雅樂の主とする隋唐の新樂なり、吐羅は又度羅とも南島の一國といへば、今のセレブス島トラップなるべし、林邑は安南の南部なり、僧佛哲が持渡りたる菩薩拔頭等の舞も其中にあり、推古の朝に味摩之が傳へたる吳樂も同源異派に似たり、後の舞樂は多くこれに出づ、此に吳樂なきは唐樂に包

みたるならん、東國は後まである東遊、足柄、片下等の本なるべく、隼人の歌舞には筑紫舞、諸縣舞も入たるか、踏歌は天平より男踏歌、女踏歌を備ふ、百官の供奉して歌ひたるは男踏歌なるべく、内教坊は女踏歌なるべし、當時採集されたる日本東西男女の歌舞、并せて外國舞樂の美を盡く集め、一日の事なれば、拔萃して一二を演じたるべし。

奈良朝の盛時に費用を惜まらず採集教習して、太平を鼓吹されたる歌舞音楽は、平安朝に變化を経て後、遂に後の舞樂歌舞となりて、今に國民に染付たれば、其本源について参考となるべき正倉院文書の二三を紹介し置く。其は翌八年のものにて、

樂頭襖子壹領、白椶櫛纒、 帛汗衫壹領、 帛衫參腰、

右爲用東西塔、并七月十五日會、以去四月廿五日、請高麗樂二具之中所央、仍探求、可進之狀、注、以解。

天平寶字八年七月十八日 淨人、(不明)、

(判文ハ略ス)

七月十四日下、吳樂二具之内缺物、

鼓片輪壹枚、 圓冠貳口、 大孤兒袍壹領、襖壹領、 吳女從腰帶壹條、已上

前一之内、 笛吹帛汗衫壹領、 鼓打布衫壹領、 鉦盤打襪壹領、 大孤

父襪壹領、 醉胡布衫壹領、已上前二之内、

右爲十五日下、充若櫻口梶取、吳師息人二人、即檢定缺物如件、又此物十八日返上、更缺鉦盤襪一兩、鼓笛二口、(是も八年七月の解に添たるものなり)

唐散樂帶參拾參條

唐雜樂缺物、 黃楊桴三箇、 箏篋頭一口、 又不下物、

新羅琴參、 篳篥壹面、 箏面壹、不下、 又布作面肆條、缺 冠二枚、巾子一口、

單袍十九領、 半臂廿四領、 帛褌二腰、 帛衫袴十三腰、 帛行衫廿八領、

結鞆帶廿四條、 麻沓十九兩、

右請樂三具中、所欠物如件。

造寺司主典志斐連麻呂(以下署名略ス)

是も寶字の末の文書なるべし。歌舞音楽の教養は、朝廷に蕃客を饗し、并せて饗宴の用のみならず、諸寺の法會にも必用なると此に證すべし、されば本朝の歌舞音楽

は佛教と抱合し自然と宗教趣味になりたる原因の遠きを知べし。

さて藤原宿奈麻呂が更に下されたるは其後なるべく、五月大和上鑑真物化し、八月に三品池田親王上表して、臣が男女五人の母は凶族より出たり、今に處置をなさざれば聖化の内に失所の民あらんと、姓を御長真人に改賜さる。此は道祖太子を廢する議に大伴古麻呂が儲位に推たる王なり、凶族とは橘氏をいふ、八年の後に此表あるは此王は今は押勝に黨したる人なり。翌月道鏡の少僧都となりしと史面に見はれ、十二月に葛井連等三人言語忌諱に觸て遠流さる、葛井は藤原家の家政に與る家なるべし。翌八年正月押勝の二子兩關國守になる、同時に山村王を少納言となし、高丘比良麻呂大外記となれり、賞罰は上皇の裁を承く、其中に操縦あるべし、訓儒麻呂等三子は參議に列して猶四位なるは、押勝の無念なるも後に思合せらる。四位家は職事をよく得ず、正倉院にある左の文書を見るべし、是前年の暮眞太宰帥宅牒 東大寺造司 銅工宗形石麻呂 上日卅 牒、件、人十二月上日勘注申送如前、以牒。

光の宅より出たる牒にして、大師家の職事資人にて事を取扱ふて權威を示せり、本年正月の叙位に

天平寶字七年十二月十日

知宅事大師家職分資人高來連廣人

必ず三位を請求して今扶從をおくを得んと熱望したらんとは階

級の下に在もの、意思に入りて推想するを得る。又此時吉備眞備は筑紫より上れり、眞備は西にある七年にて、七旬の老期になり、轉任の造東大寺長宮は榮遷にもあらず、老を以て致仕を請ふて家居せり、補任の首書、是には機密のあることなるべし。眞備の博學名望は高僧名士必ず就て質問するもの多かるべし、其間に自ら秘密を謀る便もあり、彼はやゝ失意を糞ふて時期を養ひたらん。

七月に至り、道鏡の弟授力少志位從上、弓削連淨人に宿禰姓を賜はりたるは、弓削一族の朝權に與るの端にて、押勝が不安の念迫りたる機と見るべし。九月二日に都督使となり、兵を掌り自衛せんと、管領せる畿内、三關、江、丹、播に、試兵の法を准據し、毎國の兵士廿人づゝ五日を番となし、都督府に集り、凡二百武藝を簡閱すと奏して、私に其數を益し、太政官印を以てこれを下し行ひ、彌すはといへば、兵威を以て廢立をも行はんと企てたるにて、道鏡等の術中に在て圖れるに近し。居ること八日、大外記高丘比良麻呂密に其事を奏せしかば、上皇より少納言山村王を遣はして、中宮院

の鈴印を收めしむ、押勝は鈴印を收めて兵を起さんと、訓儒麻呂をして邀へて奪はしめしに、上皇より授力少尉坂上苅田麻呂、將曹壯鹿島足を遣はされ之を射殺せり、押勝又中衛將監矢田部老をして介冑騎馬にて詔使を劫かせしに、授刀紀船守に射殺さる。是日勅して押勝并に子孫等兵を起して逆をなすとて、官位を解て藤原姓を除き、職分功封等盡くこれを收め、使を遣はして三關を固め、叙位を行ふて、藤原永平に正三位、吉備眞備に従三位、藤原繩麻呂に従四位下、大津大浦に従四位上等、總て十三人、弓削淨人に弓削御淨朝臣の姓を賜はる、是みな秘密を謀りたる人なるべし。

押勝は其夜黨與を招き、宇治より走りて近江に據んとす、吉備眞備豫め彼が走らんことを料り、山背守日下部子麻呂、衛門少尉佐伯伊多智等をして、直に田原道を取て追撃して闌截せしむ、其指麾部分甚だ籌略あり、押勝は其謀中に陥るれり。時に訓儒磨は丹波守を兼ね、美濃、越前の兩關國伊勢守は石を併せて押勝が手に收め、近江の隣國を阻て、京師を脅かず、胸算と、法華寺方にて早く看破したるべし。其逆謀既に露顯せし翌日、勅して仲麻呂官印を盜取て逃去り、愚民を劫かして僥倖せん

とす、若し勇士の謀計をなして剪除せん者は重賞すべし、北陸諸國は太政官印を承用せざらしむ。凡そ權臣跋扈は皇族の慘禍となること古今の殷鑑灼然たれば、遠慮ある親王は久しく苦心せられたり、天智の皇孫中納言白壁王は皇極に貳なく、人々相疑ひ罪を得るもの多きを見て、横禍を顧みて酒を縦にして跡を晦まし給へり。文堂淨三は七旬に餘り、押勝が都督となる翌々日、大納言を辭して家に歸り、几杖及び新錢十萬文を賜はりて優待せられしに、是に至り職分等の雜物減半したるを全賜さる。翌日白壁王、藤原御楯に正三位、中臣清麻呂に正四位下、藤原宿奈麻呂、楓麻呂、田中多太麻呂に従四位下、淡海三船に正五位上、其他廿三人の位を進めらる。昨日の授位は主謀者にて今日のは陰に贊助となりたる人々と見るべし。

仲麻呂は近江に在けるが、追撃の京軍はや勢多橋を燒たるを見て色を失ひ、倉皇と北に走りて、高島郡の前少領角家足が宅に宿せり。追撃の將佐伯伊多智は馳て越前に到り、國守辛加知を斬れり、介は村國、呂同日に任ず仲麻呂は斯とも知らず、氷上鹽燒を立て、帝となす、直光朝獵を三位に進むる等、叙位を行ふ差あり、太政官印を押し、諸國に宣布し、今勅を承用せよ、前勅は詐稱なりと流布して視聽を惑亂す。三關

を閉んと使を差し精兵を遣はして愛發關に入んとせしに、授刀物部廣成等に拒撃されて引還しければ、仲麻呂進退據を失ふて、船に乗て淺井郡鹽津に向ひしに、又逆風に漂はされ、更に山道より直に愛發を指て進めり。京師よりは藤原宿奈麻呂、少納言藤原藏下麻呂等に、兵を率ゐて續發し賊を討ぜしむ、仲麻呂は伊多智等に拒撃され、八九人箭に中つて斃れければ、退いて高島郡の三尾崎に至り、佐伯三野、大野眞木等と戦ひ、日中より日晡に及び、官軍疲れし所に、討賊將軍藏下麻呂の兵俄に至りければ、眞光衆を壓いて退却するを、三野等兵を縦つて撃ち、殺傷する所多し。仲麻呂は衆の敗るゝを望み見て、船に乗て逃ぐ、諸將水陸兩道より進んで攻れば、仲麻呂は勝野鬼江を阻て、銳を盡して此に必死となり拒戦したれども、官軍に攻撃されて潰え、仲麻呂獨り妻子三四人と船に乗りて江に浮みたるを、石村石楯捕獲して之を斬首す、歳五十九、其妻及び從類卅四人みな江頭に斬らる、惟六男刷雄は幼少より禪行を修めたるを以て、死を免ぜられて隱岐國に流さる。仲麻呂逆謀泄れて、十一日乙の夜近江に走りしより、僅に七日にして十八日壬には首を京師に傳へ、與從の氷上鹽燒、惠美巨勢麻呂、小湯麻呂、仲石伴、石川氏人、大伴古薩、阿倍小路みな斬られ、日を踰

て越前少椽村國島主を誅す。其日討賊將軍藏下麻呂凱旋し、從三位を授く、仲麻呂が執奏の官名を舊に復し、尋て右府豐成を讓して下したる勅符を燒弃つ、後島主は横誅なりしとして神護二年從五位下を贈る。

十月七日、壬兵部卿和氣王、左兵衛督山村王、外衛大將百濟敬福を遣はし、兵數百を率ゐて中宮院を圍む、帝遽に衣履に及ばずして使者に促かされ、侍衛奔散しければ、母家兩三人と歩して圖書寮の西北に到り、山村王詔を宣ぶ、其略に、今帝を見るに其位に堪ず、聞く仲麻呂と同心して竊に朕を除かんと謀り、六千の兵を發し、又七人にて關に入んと謀り、精兵をして押破つて打滅さんと言へりと、是を以て帝位を退け、親王の位を賜ふて淡路國公となすと。公と其母とを將る、鞍馬を雇ふて騎しめ、藤原藏下麻呂配所に衛送して一院に幽し、勅して淡路の官物調庸等は其所に任せらる。是日船親王は去月五日仲麻呂と同謀し、後にも相通したる證跡あるを以て、諸王に下して隱岐に流し、池田親王も此夏馬を集めて非謀あるを以て同じく土佐に流さる。此外は仲麻呂の從坐を記す所なけれど、廿日に在京現禁の囚徒死以下を赦し、仲麻呂淡路公、船、池田二王の黨は赦さずとあれば、尙逮治は嚴なりしならん。

十二月の暮の大赦に至り除外の中に省かれたるは既に處分の濟たるなり。翌年正月太宰大貳佐伯今毛人逆黨に座して多櫛島守に遷されたれど、三月に復職して築怡土城專知官に任ぜられたるは、前累の霽たるなり。

淡路公を廢したる後は空位の姿なれど、大政は早く法華寺にて聽斷あり、今は内裏に還御せられ、重祚となりたるべし、されど何たる式もなかりしや、史に明記なし。抑上皇の法衣を著て御政務は、國典にも、佛法にも、奇異なる事なり、殊に天平以來王臣の變數生ずるは、儲位の定まらぬより原動力は起れり、仲麻呂の誅後に一月も經て廢帝となりたるにて、京師の人心不安を知らるゝ。因て又上中下の奉仕人に宣詔し、國の鎮めは太子を定むれば安しと常人は思ふに、今に定めぬは天授の人なき故に其時を待なり、朕獨り天位を貪るには非ず、若し人々の推す人を立て、我功とせんと相誘動すれば家門を滅絶せん、今より明淨の心を勵ませと、此詔にて京貴の偶語多きを察せらる。淡路公を遷す後に佐伯助を淡路守に任ぜられしに、彼國に配流の罪人逃亡し、又商人と詐稱して入込み多く群をなすと聞ゆるにより、翌年二月助に勅してこれを禁じ、動靜を必ず奏せしむ。又授刀衛を改めて近衛府となし、

大中少將各一人をおき、藤原藏下麻呂を大將に、杜鹿島足を員外中將に、弓削牛養を少將に任じ、藤原田麻呂を外衛大將元中衛に、豊野篠原を中將に、石上宅嗣を中衛中將に大將は吉備眞備任じ、坂上莉田麻呂は少將たり、外衛は去年より史に見ゆ、近衛府は此に始まる。三月詔し、王臣の貞淨者は私家に兵器を貯へず官に進めしめ、又三關國の百姓及び餘國の有力人を王臣の資人に充べからず、犯す者は國司資人を同じく違勅罪に充しむ。是みな仲麻呂を誅したる後の處分として、兵を衛府に集中し、王臣の私兵を養ふ弊を除かれたるなり。以て推想するに、古來王臣の私兵を養ふ積習は意外に甚だしく、遂に仲麻呂の亂を生ずるに至りしと、其徴一にして足らず、其一は衛府はありながら大伴佐伯の族に内兵の權ありし事、其二は秦の族なり、並に橋氏其三は漢の族なり、其四は隼人なり、其五は健兒なり、其六は國司等が力士壯兵を私門に供し、此に亦資人に充るを禁したる等、みな王臣の兵を蓄へて相争ひ、皇室に叛罪の絶ざる原因を察するに餘りあり。

さて私兵を停められし同日に詔し、天下の政は敕にあるに、己のひきくに太子を立んと欲すべからず、天授の人を待て明淨に仕へよ、又淡路に在る人を迎へて更

に帝に立んと思ふものもありと、彼何ぞ之に堪ん、安しく絶念すべしと。八月朔に和氣王の陰謀露顯せり、時に皇嗣なく人心安からず、紀益女は巫を以て著はれ、和氣これを幸して竊に幣物を賂へり、又參議粟田道麻呂は近衛中將、勅旨式部兩少輔、並外兵部大輔、大津大浦、式部少輔、石川永年、三人と親善にして、數々和氣の宅に會飲せり、此諸人は仲麻呂を斃す主謀者にして、勳功あり顯要に任ぜられたる人人なり。或日和氣王道麻呂と密談したる時、道麻呂が佩刀の門屏に觸て折たりとて、和氣王より装刀を遣りしにより、諸人疑ひを抱いて、其事を泄せり、和氣これを聞て逃竄れたりしに、是日これを率川社の中に索め獲て伊豆に流し、送て山背國相樂郡に到りて絞殺し、益女は綴喜郡にて絞殺さる。因て詔す、和氣は仲麻呂の逆謀を告たるを以て官位を昇せしに、逆心を包藏し、其先靈に祈りし書を見れば、我心に求むる事を成給ふて、尊靈の子孫遠流しある者を京に上せて臣となし、我怨むる男女二人を殺し給へとあるは、叛心明かなりと、男女二人とは帝と道鏡との嫌疑ならん、和氣は舍人親王の孫にて、三原王の子なり。道麻呂、大浦、永年の官を解き、道麻呂を飛驒員外介となし、大津を日向員外介となし、位封を奪ひ、永年を隱岐員外介となす、道麻呂は

怨家の上道斐太都正道と改む、極奈麻呂の告訴人、飛驒守となり、任に至り、道麻呂夫婦を一院に幽せしが、月餘にして皆死せり、永年も任に到り數年にて亦縊れ死す、大浦は景雲元年解任され、其隨身せる天文陰陽等の書を官没すとあれば、陰陽道に通ぜる人なり、其身の消息を正。倉院に存ず。十月廿日庚辰、淡路公は幽憤に堪ずして垣を踰て逃給ひしに、守佐伯助、掾高屋並不等、兵を率ゐてこれを邀へて院に還せしが、翌日薨す、年卅二なり、明治の初め、淳仁天皇の謚號を贈らる。左府永手の傳に、廢帝の黜けられしより、宗室の重望なる者多く非辜に罹りて、日嗣の位遂に且絶なんとす、道鏡自ら寵愛の隆渥なるを以て、日夜非望を僥倖すとある、宗室の非辜は、仲麻呂に擁立されて、氷上鹽燒誅せられ、廢帝と共に船王池田王遠流され、翌年和氣王の絞殺されたることあるのみ、日嗣の定まらざると久し、是は事情の難さによる、皇族の少さには非ず、只日嗣の定まらぬ空氣の中に、道鏡の窺竄も生じたるなり。

第五十節 道鏡と藤原氏との官廳組織

仲麻呂の變起りしとき、太政官廳は、藤原永手大納言に進め、山村王、和氣王、吉備眞

備粟田道麻呂、弓削淨人五參議あり、眞備の指麾にて討逆に著手し、翌日より白壁王藤原眞楯兩中納言出仕し、十四日に至り豊成右大臣上復し、帶刀四十人を賜はり新官廳は定まれり。藤原宿奈麻呂、藏下麻呂兄弟及び日下部子麻呂、坂上刈田麻呂等は追討に赴き、豊成復官の後、子繼繩が越前守となる翌日仲麻呂等誅に伏し、尋て繩麻呂も上皇に信任され、藤原氏の朝に於る勢力は尙衰へず。道鏡が上皇に侍し、法衣にて政務をなすは、蓋し權臣を除く權詭にして、劇藥にて病を攻る手段にすぎずと、偕病去るの後は其中毒を免れず、まして天平以來は日嗣不定のために諸王に禍害續發し、藤原氏は外戚の權熱を保たんと欲し、豪宗遺族の抵抗力は虚隙を窺へば、邪氣の侵し易き容體ならずんばあらず。押勝を平げて凱旋の日に宣詔して、穢奴仲麻呂の逆狀及び讒奏したる兄豊成の復官を宣し、并せて、内道場禪師道鏡の晝夜朝廷を護仕するを見るに、先祖の大臣の位名を繼んと念へる人なり、今退かんと奏すれど、其淨行にして佛法を隆めんと朕を導護する師を退け易からんや、朕は髮を剃て佛の袈裟を服てあれど、國家の政を行はざるを得ず、經に曰く國王王位に在時は菩薩の淨戒を受よと、此に依て出家しも政を行ふに障るべきに非ず、故に帝の出

家したる世には亦出家の大臣も在べしと、道鏡に大臣禪師の位を授くと宣し、職分封戸は大臣に准して施行されたり。佛僧が浩瀚なる經文より附會する材料は素り多し、道鏡は初めかゝる經を援て帝に尼となりて政を聽しめ、此に至り出家の帝には出家の大臣あるとの詔を宣せしめ、前門の虎斃れて後門の狼に移りけり。十日を経て道鏡は辭表を上りしに、勅報して佛教を隆むるに高位なければ衆を服するを得ず、緇徒を勸むるに顯榮に非ざれば連進せしめ難し、此位は禪師を煩はずに俗務を以てするに非ずと、表を却けらる。是は僧の政務干與に非難あるにより、只待遇の位として、隆法のためと口實を託したるは、王法佛法の判別なれども、事實は僧が大臣となりて、袈裟法衣の天子を寺に擁ずれば、右大臣豊成、大納言永手等は依然と押勝同様に其肘を掣せるべく、末班なれども參議淨人は寺と官廳との間に樞機を斡旋したるべき惡顯象なり。

仲麻呂追討の功賞は史の記載明白をかげど、藏下麻呂一人は凱旋の翌日從三位に超叙され、十月五日に親王大臣の胤と討逆に預りし者に位を加賜せられたる中に、辛加知を斬たる佐伯伊太知は從五位上階に、仲麻呂を斬たる大初位下石村石楯

は從五位下に叙したり、其外島足、苅田麻呂は變起りし日に、佐伯三野、大野眞木は其翌日に、既に昇位したり、只紀船守なきは遺脱なるか。大臣の胤とあるは巨勢、津麻呂、多治比小耳、阿倍淨成、東人、石上家成、紀廣庭、文室、水通、藤原乙繩南、小黑麻呂、石川永手等が從五位下に叙したるとに當る、天平の末より仲麻呂事を用ひ、權熱を自家に集め、以前の諸大臣家は沈滞したる無念を霽したる様なれば、此騒動は京貴すべての趨勢なりと思はるゝ。又藤原家の此際に昇進したる者を舉れば、南家の豐成、繼繩、黒麻呂、北家の永手、眞楯、楓麻呂、式家の宿奈麻呂、田麻呂、藏下麻呂、京家の濱足みな追討に功勞を立たり、宿奈麻呂は右中辨外衛中將に、魚名は宮内卿に、楓麻呂は美濃守に、繼繩は越前守に任し、尋て田麻呂は右中辨外衛中將に、小黒麻呂は伊勢守に任し、三關國及び衛府は多く藤原氏より握りたるを見れば、仲麻呂を除くには一門中心となりて運動し、道鏡を利用したるも永手等の權謀かとも思はるゝ。道鏡は上皇の御信依厚さにより權勢を擅にしたれど、初めの程はさまで擅横とも覺えず、或は群卿等が煽動して彼僧に人望を失はしめたるには非ざる歟。女叙位にて池上女王、藤原百能は從三位に、吉備由利、稻蜂間仲村女は正五位上に、藤原玄信、弓削美努、久女、乙美努

久女、刀自女、紀益女等は從五位下に叙せり、是等は法華寺の宮中に於る女官なるべし。斯くて帝を廢し、儲位の論動搖する比に、放生司を廢して放生司を置き、勅して天下諸國に鷹狗及び鶉を飼ふて田獵するを得ず、御贄雜肉魚類を進むるを停め、中男の作物魚突、蒜類は神戸の外は他物に替しむ、尼帝僧大臣の初政に相應したる事なり。十一月道鏡の徒弟圓興、其弟中衛將盛賀茂田守と上言し、雄略帝より土佐に逐れたる高鳴神を元の葛上郡に祠り、又仲麻呂近江に據し時、近江の名神社式に十座を遙望して境内より出すなからしめんと禱請されしに、即ち誅に伏したるを以て、使を遣はし、奉幣して報賽せらる。

廢帝の後も重祚とはなく、翌年正月朔は西宮の前殿に御して受朝とある、平城の内裏に還宮なるべし、一に南宮に作る。七日亥に天平神護と改元ある、其勅に疫癘若に臻りて頻年稔らず、賊臣禍逆を包藏し、人神の怒りを犯す、幸に神靈國を護りて風雨軍を助け、旬日に盈ずして咸く誅戮に伏すとあれば、仲麻呂追討の時の風雨を神護となしたり。三月に墾田私有を禁じ、和氣王に功田五十町、大津大浦に十五町を賜はりたるは、仲麻呂が逆謀を告たる功によれり、兩人は聽て叛罪にて誅さる氣

力ある人物と思はるゝ。四月に右大臣豊成上表し、曾祖内大臣不世の勳により無窮の賞を賜はりしに、胤子太政大臣丹誠を確陳し固辭し、二千戸を割賜ふて子孫に傳及ぼせり、豈思はんや逆臣仲麻呂同族に出で、猶忠概の餘封に霑ふは、何の面目ありて殊厚を叨りにせんと、功封を奉納す、詔して之を許さる。天平の末に墾田開放より廿二年を經過して、權勢家諸寺の占有となりて後に漸く鎖封され、淡海國の封は仁正太后崩後にあれど猶存し、獨り鎌足の功封を返す、輕重を顛倒するに似たり、藤原氏の基礎は仲麻呂の擅權によりて積成したる所は必ず多からん。八月和氣王の誅されし時、粟田道麻呂、大津大浦、石川長年への勅に、朕が師の大臣禪師の宣はく、愚痴にある奴は思わく事もなくして、人の不當無禮を見咎むるもを知らずして、惡友に引率さるゝ物にあり、是を以て奴等も是の如く逆穢心を發して在けりとは、既に明に知ぬと、是を見れば此獄は道鏡の意に觸て起りたる事と思はるゝ。

九月に紀伊行幸あらんと、使を遣はして大和、河内、和泉の國々行宮を造らしめ、永手眞備を御裝束司長官となし、十月使を遣はして三關を固め、十三日白壁王を御前次第司長官とし、多治比乙麻呂次官たり、中臣清麻呂を御後次第司長官とし、藤原小

黒麻呂次官たり、藤原繩麻呂を御前騎兵將軍とし、阿倍毛人副たり、百濟敬福を御後騎兵將軍とし、大藏麻呂副たり、車駕京都を發して高市郡の小治田宮飛鳥郡に到り、明日大原原一に藤原長岡を巡歴し、明日川アガヌに臨みて還り給ふ。十五日檀弓眞山陵を過ぎ、陪從ベインニウの百官に悉く下馬し、儀衛は旗を卷しめ、宇智郡に到り、明日紀伊國伊都郡に、又明日那賀郡の鎌垣行宮粉河村の東西町に到り、通夜雨ふる。十八日天晴れ、玉津島に至り、明日南の濱に御して海樓を望み、雅樂及び雜伎を奏し、權カキに市郵をカキおき、陪從及び當國の百姓をして任意に交換をなさしむ、散位正八民儀麻呂は、錢百萬稻萬束、名草郡の前少領榎本千島は、稻二萬束を獻ず、駕を留むる七日なり。廿五日海部郡岸村の行宮に到り、明日和泉國日根郡の深日行宮に、又明日新治行宮に到り、廿八日は河内國丹比郡丹比の行宮なり、今はに、明日若江郡の弓削行宮に至り、明日弓削寺に幸して禮佛し、唐樂、高麗樂を奏し、百濟敬福等本國百濟の風俗の舞を奏す、閏十月朔弓削寺に食封二百戸、智識寺に五十戸を寄捨せらる。翌二日詔して大臣禪師道鏡太政大臣禪師の位を授け、文武百官をして禪師を拜賀せしめ、事畢りて又弓削寺に幸して禮佛し、唐樂、高麗樂、及び黒山河内地名の企師部舞キシノベを奏せしめ、禪師に綿千屯を布施

せられ、僧綱及び百官番上已下より直丁擔夫に至るまで綿を賜はり、内、堅衛府には新錢神功を賜はる。三日因幡宮に還御あり、八日留守の百官太政大臣禪師を拜賀し、五位以上に綿を賜はる、尋て河内國の織御服絹戸、造餅戸を停む。大師惠美押勝を除いて太政大臣禪師を擔ぎ上げ、官廳には藤原家の一門が白壁王を擁して列座す、此間の權謀は裏面に策士あるべし、和氣王、粟田道麿、大津大浦等が道鏡の睡眈にかゝりて誅竄されたるは、或は遠慮乏しくして餘り正論にすぎたるやの嫌あり、要するに當時の諸王諸臣中には、道鏡を嫉むの外に、亦藤原氏を抑へんと欲する者も、必ず多かるべきは疑ひをいれず。

上皇は其まゝに重祚となりしに、十一月に至り使を遣はして諸國に神社を修造せしめ、尋て天皇重ねて萬機に臨み給へばと更に大嘗會を行はれたり。關國より選みて美濃を由機、越前を須岐と定められ、神祇伯太中臣清麻呂を從三位に特叙し、美濃守小野竹良を從四位下、介藤原家依を從五位下、越前守藤原繼繩を從四位下、介弓削牛養を從五位上に叙せらる。尼天皇にて神祇へ嘗祭は非常の異事なり、豐明の節に至りて勅す、今日は豐明を聞食す日なり、此度は常より別にて、朕は佛の御弟

子とて菩薩戒を受てあるによつて、上カつ方は三寶に供奉し、次には天社國社の神たちをも夜〇の備〇とをしまつり、供奉の親王、臣、百官、人民を慈み治めん故に、汝等も由紀須岐二國の黒白酒、及び酒幣を賜ふて退れ、又神たちは三寶より離れて觸ぬもの人の念であれど、然れども經を見れば、佛の法を護り尊ぶは諸神に在しけり、是を以て出家人も白衣も相雜へて供奉に障ると非ずとありて、僧尼も豐明の節會に與からしめらる、されど宴飲にはよも魚鳥喰はざりしならん。又詔し、人は必ず父方母方の親あり、王と藤原朝臣とは朕が親なればとて、黒白酒及び幣を賜はる。是月右大臣豐成薨す、年六十二なり、時に官廳は大納言に永手、中納言に白壁王と眞楯、參議は和氣王、粟田道麿の罪を得る後は眞備、山村王、中臣清麻呂、石川豐成、藤原繩麿、弓削淨人六人なり。二年正月詔し、永手を右大臣に任ぜられ、二中納言を大に、眞備を中納言に昇任し、石上宅嗣左大を參議に昇任され、尋て永手の第に行幸ありて、正二位を授け、其室の大野仲智を從四位に昇さる。三月に大納言眞楯も亦薨せり、年五十二なり、大臣の禮を以て葬らしめ、民部卿兼勅旨大輔侍從繩麻呂、右少辨大伴伯麻呂をして弔せしめ、眞備を大納言に昇任さる。是に於て藤原家の宗家は第四世に下

り、従兄弟は北家に、永手の外は魚名宮内卿たり、楓磨右兵衛督たり、並に清要には當ず、式家は宿奈麻呂太宰大貳たり、田麻呂右中辨衛兼外衛大將丹波守たり、藏下麻呂近衛大將たり、雄田麻呂は猶從五位下なり、京家の濱足は從四位下なれば、三位以上の公卿は永手、藏下麻呂二人あるのみ、藤家の貴榮も今は時代下りて、他の諸大臣家と平均に就んとする傾きになりたれば、排斥黨の昂起すべき機會なり。

道鏡が帝の寵信を受けるは今は厄介物なれども、其黨の官省衛府に蔓延したるとも思はれず、帝の叡旨として發表したる跡を見るに、親王を父方とし、藤原氏を母方として信頼し給ひ、南家の繩麻呂は勅旨大輔侍從を兼て信、近せられ、其他内外衛の將も多く藤氏なれば、其勢力は遙に道鏡の上にある。眞備は帝の師にして、老功の碩學なるを以て信任らる、亦道鏡黨に非ず、女官を檢するに弓削氏もあり、吉備氏もあり、藤氏殊に多し、此際に道鏡が頻りに尊榮を耀すは甚だ怪むべし、余は疑ふ諸王諸臣中に藤氏の權勢を抑壓せんために道鏡を煽り上る所ならんと、僧は俗事に疎し、道鏡は權謀を覺らず、却て非望を増長し、藤氏をして室に入て戈を執しめ、反間策を回しつゝありとの觀あり。是より以後道鏡の増長はやゝ魔魅されたるもの、

如し、其傲然たるは惹癪に近き所あり、畢竟正氣の沙汰にあらず。

四月八幡比咩神の神願により、封六百戸を奉り、六月太宰主神中臣習空阿曾麻呂正六を從五位下に叙し、秋に至り勝寶六年詐僞に坐して日向多羅に遷されたる大神田麻呂節も第五本位從五に復さる、尙後に述べし。大納言眞備の奏聞により、壬生門の西に二柱を樹て、官司の抑屈と、百姓の冤柱とを分ち、各其柱下に訴へしめ、彈正臺に其狀を受しむ、支那式の政治には往々かゝる事あれど、多くは功驗の少きものなり。七月使を遣はし、丈六の佛像を伊勢の大神宮寺に造らしむ、此大神宮寺は何年の創建なるを記せず、大神宮を毘盧舍那佛の權化とすれば、神宮寺の建を怪まざれど、去年大嘗會の詔に、諸神を三寶の夜備とあれば、道鏡が建たるなるべし、此に至りて丈六佛を鑄る彼が處置としては相當の事なり、彼斥けらるるに及んで崇りありとて他處に遷さる、初めは那處に建たるにや、大神宮諸雜寺記に、神護三年逢鹿瀬寺永可爲大神宮寺之由、被下宣旨とある、寺はまだ定まらず先づ像を鑄たるかと思はる、之を要するに諸神宮寺の嚆矢なり。十月に至り、脇寺の毗沙門像より舍利三粒現はれたりとて、之を法華寺に奉請さる、氏氏の人の高年にして容貌ある五位以

上を廿人、六位以下を百七十七人、選み種々の幡蓋を捧持せ、衣服は金銀朱紫を隨意に用うるを聽し、行列して前後に隨はしめ、百官の主典に禮拜せしむ。是時に詔し、是太政大臣禪師の教導によりて此の如き奇驗を顯はすとて、太政大臣大師に法王の位を授け、次に大法師の中に、圓眞禪師に法臣の位を授け、基眞禪師を法の參議大律師となし、正四位上に叙し、物部淨朝臣の姓を賜はる。又右大臣永手を左大臣となし、吉備眞備は朕太子たる時に教え、多年を歷て、今に晝夜を厭はず、護助奉侍すとて、右大臣に任ぜらる。元正帝の朝に石上麻呂薨し、後は藤氏一門に非ずして大臣となりしは此を始とす。參議弓削淨足を正三位中納言となす、是より先き文室太市、藤原田麻呂、繼繩參議に任ぜしに、此に至り下道島足を參議となす、尋て詔し、法王の月料を供御に准し、法臣を大納言に、法參議を參議に准ぜらる。是に於て道鏡は官廳を離れて別に一廳をなしたるべし、圓興は八年に請て、高鴨神を葛上郡に祠れる賀茂朝臣の僧者なり、早くより道鏡の腹心となりて、押勝を斃せし巨魁と思はる、基眞は山階寺興福寺の僧にて、舍利の詐僞者なり、二年にして敗れ、其條の記す所には、心性常なく好んで左道を學び、其童子を咒縛すと詐り、教えて人の陰事を説けり、

因て毗沙門天の像を作り、密に數粒の珠子を其前に置き、佛舍利を現すと稱じければ、道鏡時の人を眩耀して己が瑞となさんと欲し、乃ち天皇に諷して天下に赦せしむとあり。祥瑞の造作は天平以來藤原家得意の手段なり、基眞が山階寺より出たるも注意を拂はざるを得ず、是により道鏡は王位王位は皇族なり、彼を施基皇子にの子といふも此に原因あり、昇上けられたり。其後基眞は隨身八人を賜はり、喜怒を恣にし、卿大夫と雖も陵轢し、皇法を顧みず、道路之を虎の如く畏れしが、景雲一年に法臣圓興を凌突して飛驒に擯けらる。

三年正月、畿内七道諸國に勅し、大法師を請じて國分金光明寺に二七日最勝王經を講讀し、吉祥天の悔過を行はしむ、最勝王經に、大吉祥天、女、增長財物品あり、是より毎年正月の例となる。尋て帝東院に御し、叙位を行はる、時に東院に玉殿を造營し、葺に瑠璃の瓦を以てし、藻續を畫く、時人これを玉宮といふ、道鏡が力役を興したる極は此殿なるべし。六月十六日の申時に、天皇侍臣と共に東南角に奇異の麗雲、七色交りて昇るを御覽せられしに、程なく伊勢守安倍東人等奏す、六月十七日豐受宮の上に當りて五色の瑞雲覆へりて、其狀を書寫し進む、七月に至り陰陽寮も亦奏す、十日西北角に美異の

雲起る、廿三日東南角に雲あり、本は朱く末は黄に、徐々と五色を具ふ、是景雲なりと、八月三河國よりも慶雲見はると奏す、因て六百僧を西宮の寢殿に請して齋を設け、拍手歡喜する俗人に同らせしむ、拍手は手打ともいひ、歡喜し歌舞する時になす狀なり。天皇是を法師等の吉祥天悔過を勤修し、又諸臣の政事を理しめて、三寶諸天諸神の示現し給ふ所とて、元を神護景雲と改めらる。九月朔にも五色の雲起れり、此景雲は空氣の都合にて、光線七色の變化にぞあるべし、深く怪むに足らず、是月中臣習宐阿會麻呂を豐前介となし、始めて八幡比咩の神宮寺を造らしむ、其夫は神寺の封戸凡千二を役し、四年を限て功を畢らしむ。比咩神を女帝に崇敬せしめ、其神宮寺を僧道鏡に建立させ、又詐欺師の大神田麻呂を引出し、中臣習宐阿會麻呂と共に事をなすは、必ず其底に權詭の伏したるならん、宇佐八幡大神は元來藤原氏の懷中の物にして、該家に策士多ければ、是より吹出す、顯象は目を刮して眺めざるを得ず。

第五十一節 寶字以後經濟の衰弊。

和銅養老年中に西蠻東夷を征服して國郡制を全國に普及せられ、奈良朝の隆盛となるも、雖も財源の經濟膨脹に伴ふ能はずして、濫費に涸易きは、殆んど財政の通患なり、寶龜の初めに至り公私凋喪して國用足らざるは、僧道鏡が工作を務めたるに由ると稱すれど、三善清行は之を天平以來の造作に歸したり、第廿四節史實に徴するに定めて然るべし。佛寺の造建盛んなるに従ひ、佛像鑄造に銅を消費して、通用錢の濫惡になりたるは、既に勝寶の末より其弊を受け、寶字四年仲麻呂政をなす初め、私鑄稍多く、僞濫既半なりとて鑄たる萬年通寶の當十錢は、第廿四節重量一匁五分と、〇匁八分の二種存す、小は當五錢の割合なり。假に其質最良とするも物價は和銅より六七倍に騰貴すべき理なり、仲麻呂大保となり、鑄錢舉稻を特許されて、此輕惡なる錢に改めたる上は、私利のために公益を害したる罪惡を逃るゝを得ずと雖も、錢質の濫惡になりたるは、只惠美家の私鑄錢にて巨利を擱取したる故に非ず、其山來は既に早しと怨せざるべからず。正倉院文書の天平六年五月一日雜用錢に、買生銅九百十四斤、直錢卅三貫一百六十四文、注に五百七十斤、々別五十四文、三百卅四斤、々別卅六文とあれば、其比の生銅の價は一斤卅六文より五十四文までなり

き、又白銅火爐の小譯に、白鑲廿三斤七兩注に三兩合銅一斤とあり、白銅の參和法は銅一六に對する錫三にてありし青銅參和法を考ふる一證に供す。此比の錫の産地は詳ならず、神護二年七月に散位位從七昆解宮成、白鑲に似たる者を獻じて曰ふ、是は丹波國天田郡の華浪山より出づ諸器に和鑄するに唐錫唐錫にちとらずとて、眞の白鑲にて鑄たる鏡を獻じて外從五位下を授けらる。或人いふ、是は鉛に似たれど鉛にもあらず、未だ名を知らずと、諸鑄工を召して宮成と與に雜へて之を鍊しめたれば、宮成術窮したれど、白鑲に似たるを以て諍ふて肯て伏せず、疑問となりてありしに、寶龜八年入唐准判官羽栗巨翼これを賚らして楊州の鑄工に示しければ、愈これは鈍隱なりといひしとなり、當時の濫錢鑄る者は或はこれを用ゐたりと云。錫は唐より輸入したるなり、鈍隱は何物なるや、此記事の様にては、アンチモニーなるらん、明治の初めまで肥後の天草島に、アンチモニー鑛あるを銀と誤り、分析して鉛に似て鉛に非ずと、多年疑問に付し居るにて思合さるゝ。

和漢共に銅錢を通貨の元位となし、其輕重を争ひたれど、價值甚だ細少にて、元質と比較し價を争ふに足らざれば、一般は紋標を信じて通用したるにより、鑄錢には

過分の巨利を收めたるや明かなり、故に金銀に比較すれば其差の絶對なるを以て、金銀錢は常に廢するを常とす、此弊は近く徳川代に至りても猶存したり。西大寺西塔の舊墟より寛政六年四月廿九日堀出せる、開基勝寶の金錢は徑八分重一匁ありといふ、銀錢は今存せざれど、是も重一匁許に鑄たるならん、即ち金百銀十の價格に比較し、銅は〇、六六に當れど猶不權衡なり。正倉院文書に寶字年中の錢用帳雜用帳收納帳等數多あり、多く紀年なけれど、皆造東大寺司王典安都宿禰雄足が納帳の草案なれば、寶字の物なり、依て天平の初めの物價と比較せんとすれど、物品突合ざるを以て、しばらく其中より參考となるべき一二を抄記すれば、天平十年五月日九寫經司解に、緋綾繩三尺四寸、直錢七十五文尺別廿二文強、紫綾繩五尺七寸、直錢百十四文尺別廿文強、黃繩三尺四寸、直錢廿一文尺別六文半強なるに、寶字四年には七百卅八文、生繩三丈四尺直とあり、緋綾繩と同價にて凡そ四倍の騰貴なり。六年の收納帳に、賣調綿は屯別七十二文より六十文に至り、租布は段別百卅文、是は司より調租物を拂下る直なり、買直は調布一端四百五十文と見ゆ、又買白米石別一貫三百文、買糯一斗五升、直二百卅文升別十文六とあり、一貫一石一匹繩の平準にて較すれば十分の四五騰貴したる數

なり、天平の初めまでの物價は格安にてありしならん歟、猶考ふべし。

寶字八年は比年旱魃つゞきて諸國凶饑なりしかば、諸國に賑給され、淡路國は播種なく、紀伊國便郡の稻を轉じて種に充らる、京の東西市頭に乞食者衆し、糾政正彈臺少疏土師島村蓄糧を出して窮民十餘人を資養し、位一階を授けらる。是年仲麻呂誅せられ、兵旱相仍り、米石に千錢とあり、當十の千錢なれば貴きにすく、翌神護元年二月に左右京の粃二千石づゝを東西市に賣しむ、斗百錢とあり、粃は五合摺を通率とすれば、千二百錢なるも亦賤く定められたる價なり。又京師米貴しとて西海道の諸國をして恣に私米を漕せしむ、九州は凶作ならざるならん、四月六月にも石づゝを賣り、大膳職よりは鹽百石(寶字の鹽直は)を賣れり。勅して諸國の郡司六位已下白丁に及ぶまで、米三百石を賣る者に位一階を授け、每二百石に加階し、繩は六百匹、商絲は千六百斤、調庸の綿は六千屯、調布は千二百端、商布は三千五百段にて之に准せしむ、京の諸司は米二百斛にて一階、每百五十石にて加階し、五位以上は名を奏聞す、七月廿九日を限りて東西市に出賣せしむ。同月兩京の粃三千三百餘石を諸司の官人に糶賣さる、讃岐人日置毗登乙蟲は錢百萬、紀伊人民儀麻呂は錢百萬、稻萬

束を獻じ、並に外從五位下を授けられ、前名草郡少領榎本千島は二萬束を獻ず。九月神功開寶錢を鑄て前の新錢と並び行はしむ、此錢は徑九分弱、重一匁三分と、徑七分との兩種あり、寶字新錢よりも劣惡にして私鑄錢益多し、犯者を鑄錢司に配して驅役し、鈴を其駄に著て逃る者は鳴るを聽て追捕するに備ふ。是秋も亦不稔にて賑給の國あり、明年二月勅し、近江の郡稻を募り、五萬斛を運び、松原倉に蓄貯せしむ、白丁の五百斛を運ば、位一階を進め、三百五十斛毎に加階し、有位者三百斛毎に加階し、正六位上に至り止む、旬月を経るも一人も運送する者なし、因て萬斛を運し満る者は外從五位下に超叙せしむ。

神護元年三月勅し、天平十五年の格に墾田は私財となすに任せ、三世一身を論ずるなく、咸悉く永年取なからしむるに緣て、是より天下の諸人競ふて墾田をなし、勢力の家は百姓を驅役し、貧窮の百姓は自存するに暇あるなし、今より以後は一切に禁斷して加墾せしむる勿れ、寺の先來定地を開墾する次では禁限にあらず、又當土の百姓は一二町は亦許すべしとあり。是は特に注目すべき勅なり、墾田を開放する廿二年を経て、又大化元年の詔第六節、及び田令の文に復すと雖も、此年間に占有

したる墾田は必ず莫大なるべし、莊園占有は既に大化以前に形成し、再び此開放に擴張し、今に至つて禁ずるは晚し。勢力の家とは首に惠美家藤原家を推すべし、墾田開放は橘諸兄の政務中にあれど、聽て國分寺建立、仲麻呂の寵任となり、今は其一代を終り、彼が包攬したる墾地は盡く收公されたるにてもあるまし、恐くは多く藤原氏に流れ込みたらん、莊園と權門勢家社寺とは密著したる字にして、勅文は甚だ略なり、此を潜る漏孔は甚だ多し。寺の先來、定地とは、此より以前に定めたる寺の墾田地なり、定地とは少し異なれども、正倉院文書承和五年殘闕の解に、定田伍町捌段貳伯壹拾六步、右去天平神護元年四月十七日、百姓所沽、永爲寺田とあり、解文に東大寺牒、僧、寺家、墾田、陸田、每國有數、而頃年差、寺使、令勸、或爲王臣諸王諸臣、地、我爲百姓田、今爲實錄云云とあり、元年四月は此格の出たる翌月なり、未到達の故かとすれば、爾後諸王諸臣及び百姓と相沽賣して定地轉傳せり。土地にかゝる法文の疎漏なるは之を潜る孔は蜂窠の如し。

土地賣買といふ名稱は原義甚だ紛らはし、既に第二章節六に述たる如く、公田賃租の義解には、限、一年、賣、春時、取直者爲賃也、與人令佃、至、秋、輸、稻爲租、即今所謂地子者是とある、是は今の地上權を年限にて賣る所にて、即ち借貸なるに、賣と稱し、直稻と稱す、國司の剩田は年々に賃租すべしと雖も、若し私地の賃租を一年限と定むれば、官の公驗を受る等の手數を煩はし、逆も行はるべきに非ず、因て賣買及び直稻の授受につき所有權に混亂を生じたるべし。田令に賃租田者各限、一年、經所部、官司申請との文は官有田の法なり、又官人百姓、並不得將田宅園地、捨施、及賣易、與寺との文も、官の田籍に登録されたる分にして、私有地には及ばぬ法と見ざるべからず。寺家へ買地の禁は早く破れ、第卅八節天平の末より、墾田を寺に沽却すると流行せり、第卅八節に出したる伊賀國柘殖郷の敢安麻呂が墾田を元興寺に賣たる價の下に、天平勝寶三年歲次辛卯年始、常地作料、一年、直米四斛と注せり、以て寺家に地を無年限にて賣り、直稻を約し、郷長の證判を受たり。神護にも其例は數多あり。

伊何我部廣磨解申賣買墾田事、

(朱書道守莊)
合貳町壹段拾陸步、

請直稻肆伯陸拾伍束伍把、

西北一條十寒江里廿四寒江田七段二百六十步、直稻百八十束四把、

廿一寒江田一段二百九十二步、把男同熊野墾、

廿二寒江田一段、直稻十六束、同熊野墾、

十一上味岡里八味岡田六段、直稻百卅四束、孫同野燒墾、

廿六味岡田四段百八十步、直稻百八束、把同長野墾、

右墾田賣進於東大寺既畢、仍注具狀立券文。

天平神護三年二月廿四日外從八位下伊何我部廣麿

(別筆) 郡目代生江臣長濱

目代生江臣息島

越前國足羽郡道守莊の墾田を東大寺に賣たるなり、當郡に東大寺の墾田莫大ありて、猶未墾地も多きに、地方の百姓より數町の田を續々と賣進したる立券あるは、寺領の下に隱匿するが如くなれど、實はたゞ賃租なるべし。此直稻の割合は段別二十束内外にすぎず、官の租稻と略相匹し、地子に比すれば甚だ少し、寺の威光を假りて他に賃租したるなり。此の如き立券にて賣買したる末は、必ず諍訟を引起すべき理由のあるものとす。

天平神護二年十月廿一日越前國解には、天平以來東大寺と郡領及び百姓との間に田地墾地の交換の狀を發見する條甚だ多し、其改正田肆拾壹町陸段伍拾歩の處分を具狀したる文に、

右檢案内件田地、以去天平三年七月廿六日、國司介正六位大藏伊美吉石村は略す等、判給丹生郡岡本郷戶主佐味公入麻呂等已訖、然不爲墾開、是因天平感寶元年四月一日詔書、國司字從五位下粟田朝臣奈勢麻足、據從六位上大伴宿禰潔足等、以同年閏五月四日占東大寺已訖、比年之間寺家墾開成田、然後依入麿等、訴訟以天平寶字二年八月十七日、國司守從五位上佐伯宿禰美濃麿は略す等、偏隨前公驗、判給入麿等、仍以天平寶字三年檢田使、造寺司判官外從五位下上毛野公真人等論稱、荒野寺家墾開成田、何輒給他人者、即入麿申云、寺家墾開、功力者、以稻壹仟貳拾束將進上者、至今未進賣入國分金光明寺、以天明寶字五年、付圖田籍、加以更寺田貳町壹段漆拾貳步已田、云妨不佃荒之、今國司等勸覆入麿、有奸端前國司判已似不理、因茲今改爲東大寺田者。

感寶元年四月一日は、聖武帝大佛に禮拜し感寶と改元の日なり、諸大寺へ墾田を寄

進の詔は是日に發せられたると思はる、詔書の原本には閏五月廿日とあれど、其以前に墾地は既に占定したり、速かなりと謂べし、第七章五節を參考すべし。其時東大寺へ寄附の墾田四千町なり、神護三年五月廿七日越中國解に申檢校東大寺墾田地事、合墾田地漆佰五拾漆町肆段壹伯壹拾陸步、見開田肆伯貳拾漆町參段壹伯貳拾陸步、未墾地參佰參拾町參伯肆拾玖步と記し、景雲元年十一月十六日の解には、申檢校東大寺墾田并野地事、合玖伯參拾肆町捌段壹伯壹拾捌步、見開田肆伯肆拾陸町壹段貳伯貳拾漆步、肆伯捌拾捌町陸段貳伯伍拾壹步と記す、見開田貳拾町許を増たり。越前のは知べからざれど、丹生郡の椿原、水成二村、足羽郡の糞置、栗川、道守、鳴野、四村、坂井郡の子見、串方、田宮、三村、合て九村に跨がり、越中よりも廣きに似たり、又伊賀因幡にもあり、四千町の墾地は頗る廣きが上に、國人の寄進賣進あり、寺家に其主掌知田事などを置き、皇室の信向をかざして中々勢力あるものなり。佐味入麿は越前の百姓中に於て豪族と思はる、其占有地を不開墾として、收めて東大寺の墾田に編入したるが諍訟の本にして、國司の交替に縁りて回收し、公驗を領せしに、翌年檢寺田使より論ぜられ、墾費を償ふと稱じて、未進中に國分寺に賣たり、即ち賣進の名にて賃租を約したるなり、此に至り改正され、是にて承服したるやは詳かならず、總て土地の諍論は是に似たる事より纏れを生ずるものとす。次に

右檢案内、上件田地、依去天平感寶元年四月一日詔書、國司（名略）等以同年閏五月四日占東大寺田地已訖、然寺家占後、百姓私治開寺地爲已墾田、今勘問百姓、申云誤治寺地、無更所申、已等所治進上寺家、伏辨已訖、亦船王並右京四條一坊戶主從七位上毛野公與麿、戶口田邊來女等、治開寺地爲已墾田、依有罪人友儻沒官、是實、寺家所占堺内、仍改寺田。亦以天平寶字四年校田驛使正五位上石上朝臣與繼等、寺家所開不注寺田、只注今新之田、即入公田之目錄數、申官已訖、仍以天平寶字五年班田之日、授百姓口分、並所注公田、今改張並爲寺家田、已訖、但百姓口分代者以乘田替授之。船王は寶字八年十月に仲麿と同謀の事發覺して、隱岐に流さる、第四十九節此改正田中に墾田僅か八段二百二十八步あるに過ぎざれど、田邊來女の墾田十一町十七步あるは船王の同類なるべし、因て官沒したるを實は寺田なりとて改正したり。されば前の誤治寺地と申して、寺家に進上すと伏辨したるは、公田に收めらるゝを回復して寺地となし、元の如く佃作せんためと知らるゝ。班授の公田に田籍記入の

訛誤ありとて寺田に改正し、而して口分田には剩田班授のを以て替たるも、亦其佃作主同じ人なれば、寺田を其まゝに耕す上に、又口分田の班授を受る兩便を具するとも考へざるべからず。此時京師の諸王貴族より名前人を諸國に住居させて墾田を占有したるとは、船王と田邊來女とにて知るを得る、田邊史は藤原家に由縁深き家なり、戸を除きあるは船王の連類にて除名されたる歟、次の文に

右元、是荒墓郷戸主高椅連安床戸口同繩磨墾田、以去天平勝寶九歲三月二十日賣與左京六條二坊戸主從七位上間人宿禰鵜養、戸口正八位下間人宿禰鷹養、以天平寶字八年二月九日從鷹養手買得寺家、然圖田帳誤付繩磨之名、加以券文注坊、與天平寶字五年田圖勘檢所違坊、今實錄改正寺田已訖。

是は田圖帳の檢改にして、賣主買主共に姓戸を具書すれば、仲磨船王等の友黨には非ざるべしと雖も、仲磨未敗の月日に東大寺の買得をなし、圖田帳を改めたるは不審なきに非ず。之を要するに、墾地を其管内に住せる百姓に開拓せしむる田令の文は、京貴より之を僭る漏孔は哀然として大なると、此文にても證明するに餘りあるべし。

諸國の豪族が京都の諸大寺に墾田を寄進する數は頗る莫大なる者なり、是を只佛教信依の殊勝なる舉とのみ思ふを得ず、橘氏惠美氏の友黨が墾田を收公されたるは既に前述の如し、又神護元年に墾田私有を禁ぜられたる等、かたゞ大寺の法衣下に隠るゝの安全なるを以てなりと推量するは、あながち過酷の論とはなさざるべし。神護二年二月廿日、東大寺少寺主及び越前國司の解に、

以前去天平勝寶九歲、越前國坂井郡故大領外正六位上品治部公廣耳所進田壹伯町、從兄零落、彼此秋收不便、因茲授田時、論可相換由、國司守惠美薩雄答云、被大師宣莫相換、東大寺田者、國依宣旨、遂無聽許、今檢田籍、海邊百姓遠陸置口分寺田、交潮傍相換、无損、各有便益、而使並國司、輒不得充行、望請廣耳所進班給、百姓其代聚為寺田、勝寶九歲は橘氏の大獄起りし年なるに注意すべし、又

足羽郡大領正六位上生江東人謹解、申田使□□事、
合五條、

一東人之所進墾田壹伯町之溝事、右從元就公川治通溝、長二千五百許、丈廣六尺、深四尺以下三尺以上未任郡領時、以私功力治得田、如員、東大寺功德料進上已畢、自爾以來、無公私之

障勘定申送、已訖。

一 壘田壹伯拾捌町 右前後使勘定已訖、然之田不治開先、百姓之壘田并今新相交、是以依先案、田籍造處、寺使僧并東人等勘付已訖、而東人預公事、入京後、勘外田捌町捌段貳伯漆拾貳步。

一 栗川田寺使與百姓相訴 右實寺田、知判充奉已訖、後他司所勘事、東人不知。

一 宇治知麻呂事、右依田使僧等牒、東人私詭件、人水守充奉已訖、不知知麻呂決罰由。

一 爲論雜務、田使僧等所召、不參二度事 右依一度神社春祭禮、醉伏不堪裝束、不參、一度病臥未療之間、不參向、但使進上。

以前五條事、東人之身遲鈍并老衰、每事闕怠、更不得避罪、仍具錄事狀、請使裁、謹解。

天平神護二年十月十九日、大領正六位上生江臣東人

合二百拾捌町の壘田を東大寺に寄進したるが如し、此の如く諸郡の大領より壘田を寺に寄せて其蔭に隠れ、因て寺領莊園の増加を劇進したる情實もあり、壘田私有の禁は事實に於て効驗甚だ少かるべし。

空閑の荒地を其地居住の百姓に開墾せしめて其乏窮を補足するには官より放資して豫め便利を與へおかざるべからず、即ち治水開溝及び修路等の水田開墾に必要なるは早くより經驗ある事なり、是みな國司の責任なり。若し私家の功力を以て之をなすは大有力者に非ざれば能はず最も亦壘田の諸大寺及び權勢家に吸收されたる一因なり。爰に其開溝の一例を擧ぐ

足羽郡司解 申應堀開東大寺田溝事

合貳處(朱筆道守庄)

一道守村田爲溉、應堀溝長一千七百廿一丈從堰口至于寒江者

四百卅三丈之廣二丈溝裏一丈、二邊土堀置各六尺、應損田九段二百廿四步百姓口分、

一千二百八十八丈之廣一丈溝裏六尺、二邊土堀置各三尺、應損田一町四段百十二步百姓口分、

就中應堀損百姓口分溝五町、應造度樋五隻三尺長各一丈二尺、廣四尺、二長各六尺、廣四尺、

右受生江川水從三重田神社北應堀開、如件。

一 鳴野村田爲溉、應堀開溝長三百丈、

二百十丈之廣溝裏三尺、二邊土堀置各一尺五寸、應損田一段六十步百姓口分、

六十丈之廣六尺廣六尺應損桑原百廿步 卅丈空地廣六尺溝裏三尺二邊土

就中應堀損百姓口分田溝六町 應造度樋六隻二長各一丈廣四尺四長各六尺廣三尺

右受足羽堰水應堀開如件。

以前被國今日七日符傳爲既件田應堀溝處檢定申送者謹依符旨勘定如件郡司商量寺家并王臣已下百姓等共應勞堀仍具事狀申送謹解。

天平神護二年十月十日

大領正六位上生江臣東人 寺使 生江臣黑足

國使 伊香男友

東大寺爲南野開治溝事粟川莊云

合三百十三丈廣四尺二寸深四尺役單功三百六人別日一人堀二丈功充稻三百六束別一人一束

食米六石一斗二升別二人日充別二升鹽一斗二升二合四勺別一人四勺直米三斗六升七合二勺

都合稻三百六束米六石四斗八升二合八勺。

天平神護二年三月十八日 目代秦茅島

三百丈の溝は百數十町に灌ぐべき歟川水を分流して左右の田地に灌水の便を開くは當土の百姓一二町を墾開して自給する者の能辨ずる所に非ず必ず數百町を兼并する大寺又は勢力の家にて始て倣得る。國司果して管國永久の利を謀るならば土功を興して溝渠の利を開きおき而して後八年に水傍の地を當土の住人に分給すべきなれど當時國司の貪濁にして出舉稻の利益配分を競ひ或は便宜の墾田を占有せんと欲すれば勅令の空文になり易きは見易き理なり。寶字二年東海道間民苦使藤原淨弁等成毛野川を堀防ぐべきとを具注して官に申し聽許せられ下總常陸兩國に官符を下されしに百姓の宅を損ずる所少からずと具狀し堀なからんと請ひ七年を経しに頻年洪水にて損決する地益多かりければ下總より早く堀防がざれば渠川崩れ埋りて一郡の口分二千餘田は永荒廢とならんと申言す景雲二年八月兩國に仰せて堀て下總國結城郡小鹽郷小島村より常陸國新治郡川曲郷津受村にまで三千餘丈を受け兩國の郡界も亦舊川を以て定となし水のまにまに移り改むるを得ざらしむ。史面に偶ま此事を見る當時墾田の最中なれば頻々と記録せらるべきに然らざるは其怠慢を推て知らるゝ。

神護景雲の比は京師に西大寺西隆尼寺及び法華寺造營興り、道鏡が國分寺の修理を促す時なれば、従つて寺に墾田寄附も流行せり。元年三月、利波志留トナミは墾田百町を東大寺に獻じて、從五位上に進む、又左京の荒木道麻呂は父子墾田百町、稻一萬二千五百束、及び莊三區を、五月近江人大友人主は稻萬束、墾田十町を西大寺に獻じ、並に外從五位下を授けられ、六月土佐國安藝郡少領凡伊賀麻呂は稻二萬束、牛六十頭を獻じて外從五位上に進む、又神護二年九月、伊豫人大直氏山稻七萬七千八百束、銀二千四百四十口、墾田十町を、景雲元年五月尾張國海部郡主政刑部岡定は米千斛を、紀伊國那賀郡大領日置毗登弟弓は稻萬束を國分寺に獻じて、並に外從五位下に進めらる。九月右大臣吉備眞備は對馬墾田三町一段、陸田五町二段、雜穀二萬束を獻じて島儲となす、筑紫赴任中に占領したる田地なるべし。二年五月、惠美仲麿が越前國の地二百町、藤原御楯が地百町を西大寺に捨入さる、西大寺造立には墾田に餘地少かりしにや、此の如く諸種の地を財産に附せられたり、又諸國に神位階を授くると始まり、神護二年には伊豫國伊曾乃神神野野河、大山積神神野野河、智智に從四位下、神戸五烟伊豫神郡久米野間神郡野間には從五位下、神戸二烟を授く、神位階の事は第卅

五節に述たる如く、位田を附せらるゝなり、從四位は廿町、從五位は八町なり、戸は即ち封戸なり、諸神社の位階を定めたるとは未聞かず。

諸王、諸臣、諸寺、及び諸國の郡領百姓等は墾田を占有し、莊園を領し、又國司は口分の剩田及び空閑地を賃租佃作し、其入と出舉稻とを分配すれば、天下の土地廣しと雖も、民力にて利益を引出さるゝ分は自ら諸種の占領に屬したるべし、爰に一考を要すべきは皇室御領の墾田の有無なり、學者は普天率土の理想にて此必要は無しと思ふは迂濶の甚だしき、大稅其他調庸等の遣ひ拂ひは主司ありて之を掌り、其内より宮内の供奉に備ふと雖も、其は正式の用度なり、皇室にも私の收入なくては百事不便なり。余は明治五年の比或る權勢の大官に、燕私を以て皇室の我財産を定めんとを言ければ、其人色を正うして、日本に限り其事は無用ならんと言しにより、此事は理論に泥まず熟慮あれといひしに、十餘年を経て御料局をおくに至れり。其如く天皇の勅旨田は大同元年七の勅に始めて見ゆれど、其の年に始めて置たるに非ず、勅旨田は勅旨を受けて空閑地を開墾するものにて、即ち天子の墾田なれば、勅旨田は遅くも奈良朝の始めにはなかるべからずと思ひしに、正倉院文書の中に一

證を得たれば此に舉載す。

足羽郡少領阿須波東麻呂解 申過狀事

一預郡家佃 勅旨御田陸町受溉寒江之治水元來公私共用之水者

專當少領阿須波東麻呂

右件 御田之水依東大寺道守野莊所妨停不堪佃狀附散位五十公諸羽申上國府即依諸羽申狀下國符傳喚草原郷人宇治智麻呂進者郡依符旨進上其宇治智麻呂此過。

一東大寺栗川莊所田界未勘事

右部下野田郷百姓車持姉賣辭狀云寺家莊所使取己口分田捌段不令佃愁者仍勸班田使書生委文士麻呂田領別竹山二人充使令勘虛實發遣所在□□斯土麻呂等申云正認東西之畛彼此相違者仍未與判斷此過。

以前二條事注顯申送如件謹解。

天平神護二年十月廿日 足羽郡少領從八位下阿須波臣東麻呂

是は勅旨の御田を郡領に委託して佃作せしめたるものとすれど實は郡領が田を

勅旨田となし自ら佃作人となり地子を進して所有したるなるべし。

第五十二節 道鏡の寺社修造附春日社の起り

道鏡の末路は常理を以て批評すべからずと雖も凡て驕心の増長は其境遇に従ふて進行的なるものなり彼が仲麻呂を誅して大臣より太政大臣の位に昇るまでは假りに非望を胚胎しありとするも謂ゆる王莽恭謙下士時にして法界と政局とに向ふて猶更人望を收むべき時期とす。寶字と神護との交に於て右府豊成と始め共に政事に發表したる跡は既に前節に縷擧したるが如し殊に僧大臣の本領としては佛法興隆にかゝる新政なかるべからず續紀にはさして記する所なけれど三代格を検すれば左の官符を載たり。

應勤造國分寺并禁犯用寺物事。

一諸國國分寺中所造成物費用財物依實勘錄毎年附朝集使申上便令奏聞。
一今聞國分寺封田等物或國會不充造寺亦無供養僧而國郡司等非理用盡或國雖有可用猶不存心唯存藏中空令朽損自今已後不得更然。